

第 1 次 掛川市総合計画

後期基本計画

【平成 24 年度～平成 28 年度】

平成24年3月

掛川市

はじめに～「希望がみえるまち、誰もが住みたくなるまち」を目指して

平成19年3月に策定した第1次掛川市総合計画は、5年を経過したことから、基本計画部分については、新たに、計画期間を平成24年度から平成28年度とする「掛川市総合計画後期基本計画」として見直しをしました。

この5年間で我が国の社会経済情勢は、リーマンショック以降の経済不況の長期化や東日本大震災の発生に端を発した原発の安全対策や災害対応など、大きく様変わりしました。振り返って、本市の状況をみると、全国の自治体同様、少子高齢化社会への対応策が、厳しい財政状況もありなかなか見いだせない状況ではありますが、一方で、行財政改革の推進や、市民の参加と協働による「新しい公共」を進める動きも出てきています。

これらを踏まえ、今回の計画策定の視点として、「市民主体のまちづくり～情報共有、自助・共助・公助、参加・協働と生涯学習」、「成果の重視」の2点を挙げ、より、市民の視点に立って行政運営を行う方向性を打ち出しました。

また、この計画の推進にあたっては、以下のような重点テーマを設定しました。

- 1 安全・安心のために、東海地震をはじめとするさまざまな自然災害に対する備えとして、防災体制を見直し、施策を充実します。
- 2 誰もが住みたくなるまちのために、農商工の発展と雇用の促進、及び、子育て支援と教育に重点を置いていきます。
- 3 日本一を目指す健康医療、環境、市民活動の3分野について、重点的に事業を推進します。

これらのテーマに取り組むことにより、掛川市を「希望がみえるまち」にすることを目指します。

最後に、計画の策定に当たり、熱心なご議論をいただいた掛川市総合計画審議会及び掛川市総合計画基本計画策定市民委員会の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様に対し、心から感謝申し上げますとともに、今後とも本市の発展のため、ご支援とご協力をお願いいたします。

平成24年3月

掛川市長 松井三郎

目 次

[後期基本計画]

序章.....	1
第1節 後期計画策定の趣旨等.....	2
第2節 計画策定の背景.....	4
第3節 計画策定の視点.....	12
第4節 後期5年間の重点テーマ	16
第5節 施策体系表	18
第1章（健康医療福祉分野）.....	21
第2章（環境生活分野）.....	45
第3章（教育文化分野）.....	61
第4章（産業経済分野）.....	77
第5章（都市基盤分野）.....	91
第6章（防災危機管理分野）.....	107
第7章（協働・広域・行財政分野）.....	119
後期基本計画の成果指標一覧	137
[参 考]	147
1 第1次 掛川市総合計画 基本構想(概要)	148
2 分野別関連計画	156
[資料編].....	159

序 章

第1節 後期計画策定の趣旨等

1. 後期計画策定の趣旨

第1次掛川市総合計画は、計画期間を平成19(2007)年度～28(2016)年度の10年間として、平成18(2006)年度に策定されました。

その後策定より5年を経過しましたが、この間に社会経済情勢は大きく変化しました。

例えば、平成20(2008)年10月のリーマンショック以降の経済不況は長期化しており、脱出の見通しは不透明です。また、少子高齢化の傾向は依然継続しております。掛川市の出生率は1.51（平成17(2005)年～21(2009)年の平均）で国の1.33（同）と比較するとやや高いものの、人口の維持に必要な2.07を下回っています。高齢化率は全国的傾向と同様に21%を超え、超高齢化社会となっています。

加えて、平成23(2011)年3月11日に東日本大震災が発生し、従来の防災体制では想定し得なかった事態も多く生じ、本市の防災体制も見直しを迫られています。

本市の財政状況は依然として厳しい状況です。平成22(2010)年度決算における経常収支比率は78.6%、将来負担比率は94.1%とやや改善したものの、平成24(2012)年度以降は、税収の増加が不透明な中、社会保障費・扶助費の増加、新病院（中東遠総合医療センター）の建設、南北幹線道路の整備、財団法人掛川市開発公社と掛川市立総合病院の清算等、多くの支出が見込まれます。

また、平成17(2005)年4月の1市2町の合併以降7年を経過しましたが、合併による諸課題が解消されたとはいえない状況にあります。

さらに、平成23(2011)年11月には、行財政改革審議会の最終提言が2年間の活動の総まとめとして提出され、行財政運営の変革が迫られています。平成23(2011)年10月には、自治基本条例の答申が提出されるなど、新しい公共、参加と協働を進める動きも進展しています。

このような社会情勢の変化を踏まえると、掛川市のおかれた状況は先行き不透明な部分が多くあり、課題も多様かつ複雑になってきています。

しかしながら掛川市は、交通インフラ整備や大規模工業団地の造成、農業用水などの生産及び社会基盤整備を行ってきた過去の蓄積に加え、本年4月に供用開始をする新東名高速道路には森・掛川ICが開設されるなど、まだまだ将来的に発展する素地を持っていると考えております。

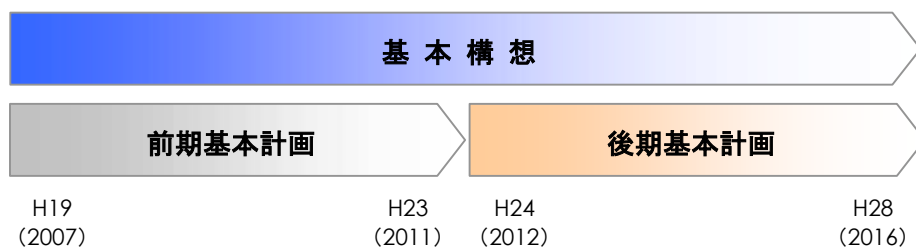
今後は、この社会的な情勢や、行政内部の状況、地域課題等を踏まえ、また大きな将来性を秘めた掛川市の潜在能力を活かしつつまちづくりに取り組むことが重要であります。

そこで、今後5年間のまちづくりを進めるにあたり、農業をはじめとする産業の振興や少子高齢化社会等の多岐にわたる課題に的確に対処し、市民、特に将来を担う若い世代が希望を持ちながら、行政・各種団体と連携して「夢・未来を創るまち」づくりを推進していく指針を示すために、ここに後期5年間の計画を策定します。

2. 後期計画の位置づけ・計画期間

後期基本計画は、本市が目指す将来像の実現に向けて、基本構想で示した政策大綱に基づく施策の方向性を、前期基本計画の成果と課題を検証した上で、明らかにするものとなります。

後期基本計画の計画期間は、初年度を平成 24 (2012) 年度、目標年次を平成 28 (2016) 年度とする 5 ヶ年とします。



第2節 計画策定の背景

1. 基本指標の見直し

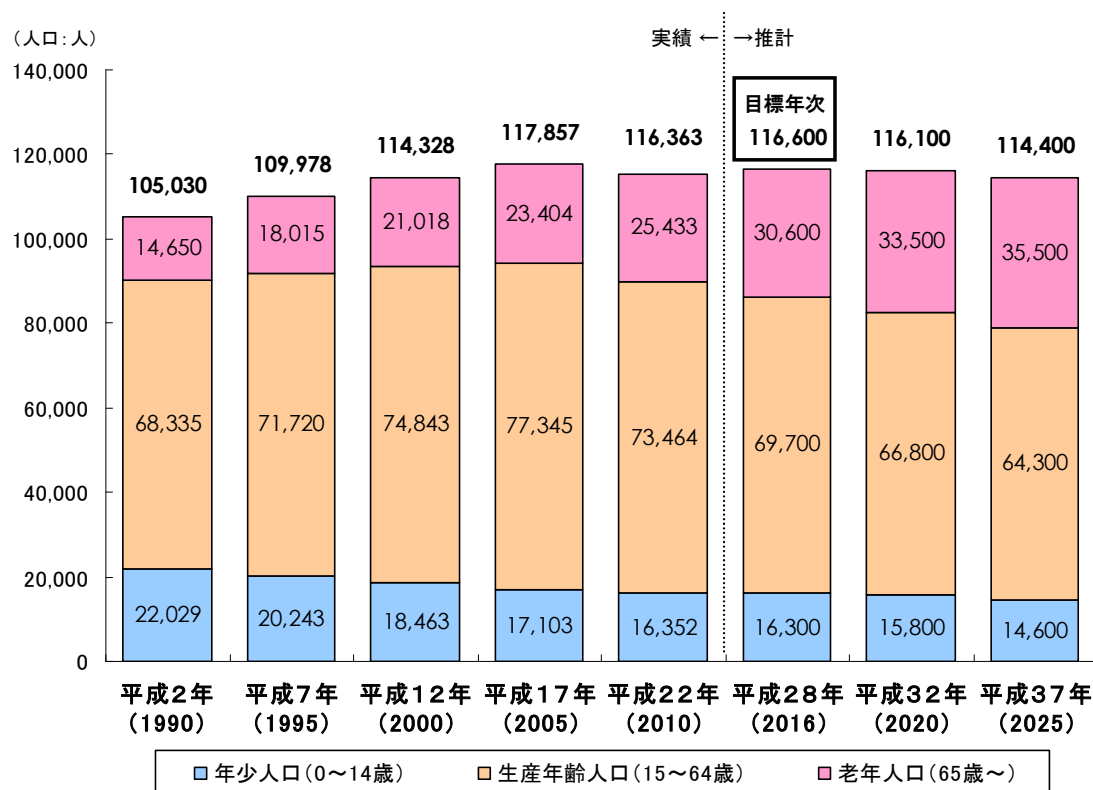
総合計画策定当初（平成 18（2006）年）の将来人口の推計値と、平成 22（2010）年の実績値とに大きな乖離が生じたことから、平成 22（2010）年の国勢調査結果に基づき、将来人口を推計し直しました。

（1）将来人口

本計画の目標年次である平成 28（2016）年の将来人口を 116,600 人と想定します。

掛川市の人口は、平成 17（2005）年から平成 22（2010）年にかけて減少に転じました。この 5 年間の減少の主な要因として、世界同時不況（平成 20(2008)年）やその後の円高などの影響による国内の景気後退により、外国人の転出が増加したことがありますが、日本人に限ってみても、減少傾向に転じています。今後 5 年間は、ほぼ横ばいで推移すると想定されますが、その後は、緩やかに減少していくと想定されます。

また、年齢別人口については、少子高齢化の傾向は一層強まり、平成 28（2016）年には、年少人口（14 歳以下）は 16,300 人・14.0%、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）は 69,700 人・59.8%と実数・比率ともに減少する一方、老年人口（65 歳以上）は 30,600 人・26.2%に増加すると想定されます。



■年齢別構成比の見通し(上段:人口、下段:構成比)

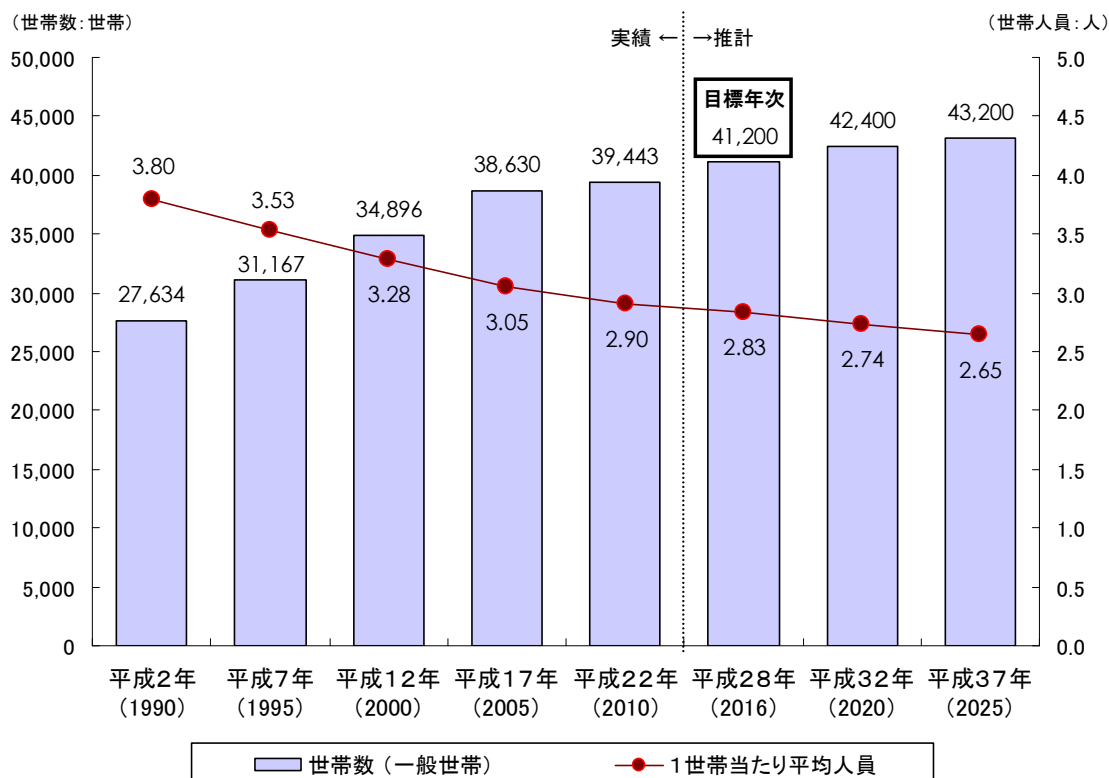
	[目標年次]							
	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成28年 (2016)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
年少人口 (0～14歳)	22,029	20,243	18,463	17,103	16,352	16,300	15,800	14,600
	21.0%	18.4%	16.1%	14.5%	14.1%	14.0%	13.6%	12.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	68,335	71,720	74,843	77,345	73,464	69,700	66,800	64,300
	65.1%	65.2%	65.5%	65.6%	63.1%	59.8%	57.5%	56.2%
老年人口 (65歳～)	14,650	18,015	21,018	23,404	25,433	30,600	33,500	35,500
	13.9%	16.4%	18.4%	19.9%	21.9%	26.2%	28.9%	31.0%
合 計	105,030	109,978	114,328	117,857	116,363	116,600	116,100	114,400

注) 平成2～22年は実績値(国勢調査)、平成2年、12年、17年、22年総人口には年齢不詳を含む
単位 / 人口:人

(2) 世帯数

平成28(2016)年の世帯数を、41,200世帯と想定します。

掛川市の世帯数はこれまで一貫して増加する一方、1世帯当たりの平均人員は減少を続けてきました。今後は、これまで以上に単身世帯の増加が予想され、1世帯当たりの平均人員はさらに減少し、その結果、人口減少が進む中においても、世帯数は増加傾向が続くものと見込まれます。



■世帯数の見通し

	[目標年次]							
	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成28年 (2016)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
世帯数 (一般世帯)	27,634	31,167	34,896	38,630	39,443	41,200	42,400	43,200
1世帯当たり平均人員	3.80	3.53	3.28	3.05	2.90	2.83	2.74	2.65

注) 平成2～22年は実績値(国勢調査)
単位 / 世帯数:世帯、世帯当たり平均人員:人

2. 社会の潮流とまちづくりの課題

本市を取り巻く社会の潮流に関して、計画当初に確認した8つの視点について、その後の大きな変化とそれらに対する課題について整理します。

(1) 人口減少時代の到来

平成 22 (2010) 年の国勢調査結果では、外国籍等を含む日本の総人口は 1 億 2,806 万人であり、平成 17(2005)年から 29 万人 (0.2%) のわずかな増加が見られましたが、日本人のみの人口は 1 億 2,535 万人であり、同 37 万人 (0.3%) の減少、日本人のみで統計を取り始めた昭和 45(1970)年以降で初めての減少となり、本格的な人口減少社会に入ったことが伺える結果となりました。

将来の日本の人口については、人口問題研究所の推計 (平成 24(2012)年 1 月) によれば、日本の人口は、50 年後の平成 72 (2060) 年には 8,674 万人にまで減少するとされており、当初平成 22 (2010) 年の 1 億 2,806 万人 (外国籍等含む) から 32.3% の人口減少が見込まれています。

人口減少社会、少子高齢社会の進行により、経済活力の減退が懸念されるほか、社会保障費の増大による現役世代の負担増への対応として、現在、国においては、税と社会保障制度の抜本的な見直しが喫緊の課題となっています。

掛川市においては、平成 22(2010)年の総人口 (外国籍を含む) は 116,363 人であり、平成 17(2005)年から 1,494 人 (1.3%) の減少、日本人のみに限れば 113,297 人であり、同 580 人 (0.5%) の減少と、いずれも減少傾向に転じる結果となっており、この後、少子・高齢社会の進行が加速していくのは避けられない情勢となっています。

引き続き、安心して子どもを産み育てることができる環境整備、高齢者の生きがいづくりや地域医療福祉体制の整備等に力を入れていくことが必要であり、また、人口減少社会、少子高齢社会の進展を前提とした上での、地域のコミュニティ形成や活性化に向けた持続的なまちづくりを進めていくことがこれまで以上に重要となっています。

(2) 循環型社会への転換

温暖化の進展、資源の浪費、生態系の破壊など、地球環境をめぐる様々な課題が山積しており、これらの課題を解決していくためには、自然環境や生態系と共生した、持続的に成長・発展できる経済社会をつくっていくことが重要となっています。国では、平成 20(2008)年には「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型社会」(3R＝リデュース・リユース・リサイクルによる資源循環)、「低炭素社会」(温室効果ガス排出量の大幅削減)、「自然共生社会」(自然の恵みの享受と継承)に向けての各取り組みを統合的に推進する方針を打ち出しています。

平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災の津波による福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電所の稼働率の引き上げや原子力発電所の新設などを前提とした我が国のエネルギー政策は大幅な見直しが求められることになりました。今回の原子力発電所の事故の影響の甚大さを見るなかで、中長期的には原子力に頼らないエネルギー政策を検討していくことが不可欠となっています。そのような中で、再生可能エネルギーの普及は重要な選択肢の 1 つであり、その普及に向けて、平成 24(2012)年 7 月には「再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT)」の導入が予定されています。この制度により、エネルギー自給率の向上、地球温暖化の抑制、さらに我が国のものづくり技術を活かした環境関連産業の成長にも大きく貢献できるものと期待されています。

掛川市では、平成 17(2005)年の市町村合併当初より、再生可能エネルギーの普及に力を入れており、市内の全小中学校に太陽光発電施設を設置するなど、平成 23(2011)年度末には太陽光と風力を合わせた発電力は約 2.4 万 KW と 6 年前の 8 倍にまで普及が進みました。ごみ減量についても、平成 19(2007)年 6 月から市内一部小売店においてレジ袋の有料化を実施するなど、平成 22(2010)年度の 1 日 1 人当たりのごみ量は 642 g まで減少し、全国と同規模の自治体と比較して最も少ない水準を達成しています。

引き続き、国の制度変更等も見据えながら、再生可能エネルギーの普及や省エネ・省資源・リサイクルに積極的に取り組むとともに、良好な自然環境の保全、生物多様性の確保に努めていく必要があります。

(3) 情報ネットワーク社会の進展

情報ネットワーク社会は今なお目まぐるしい発展を続けており、近年の情報端末の低廉化、ブロードバンド※サービスの一般化、スマートフォン※の普及等によって、インターネットを通じて、個人が手軽に多くの情報をやり取りすることができるようになり、日常生活における情報収集や交流、趣味・娯楽、買い物等に欠かせない重要なツールとなっています。そして、この高度な情報通信技術の、医療・健康、教育・就労、生活・暮らし等の公的サービス分野での一層の活用も期待されています。

また、SNS※やブログ※等のソーシャルメディア※の普及は、オンラインコミュニティ※への参加を契機とした新たなコミュニケーション（人々の出会い）を促進しているとともに、社会・地域の問題解決や暮らしの中の不安解消など、これまではオフラインコミュニティ※の中で得てきた社会的関係性を大きく補完するものとなってきています。

掛川市では、平成 18(2006)年度から、「地域 SNS e-じゃん掛川」を導入し、行政情報の伝達、地域活動の情報発信等のツールとして活用が図られています。

引き続き、公的サービスの充実や地域のまちづくりを促進するツールとして情報ネットワーク技術（ICT※）の活用を高めていくとともに、その活用による新たな産業や交流機会の創出に努めていく必要があります。

※ブロードバンド：高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。一般には、ADSL や光ファイバーを使ったインターネットサービスを指す。

※スマートフォン：個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話。

※SNS：Social Networking Service の略で、人々のつながりをサポートするコミュニティ型のウェブサイト。

※ブログ：個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的な Web サイトの総称。

※ソーシャルメディア：オンライン上で、ユーザー同士が情報を双方向に交換(送受信)することによって成り立っているメディア。あるいは、ユーザー間のコミュニケーションをサービスの主要価値として提供するサービスの総称。

※オンラインコミュニティ、オフラインコミュニティ：オンラインコミュニティとは、SNS 等のネットワーク上における人々の交流や結びつきのこと。オフラインコミュニティとは、実際の対面での人々の交流や結びつきのこと。

※ICT：Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。日本では IT (Information Technology) が同義で使われているが、IT に「Communication(コミュニケーション)を加えた ICT の方が、国際的には定着している。

(4) 安全と安心の確立

平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災では、それまでの想定を大きく超えた地震・津波が発生し、東日本一帯の広い範囲にわたって甚大な被害をもたらしました。加えて、福島第一原発の事故に伴う放射性物質の拡散による環境汚染も深刻な被害をもたらした。汚染地域の除染や汚染廃棄物の処理、住民の健康調査（モニタリング）など、人々の安全と安心を取り戻すための様々な対処を、今後、広範かつ非常に長期にわたって行っていくことが求められています。

福島原発事故の国の初動対応については、独立検証委員会の調査報告によれば、次々と展開する危機に場当たり的な対応を続けた稚拙で泥縄的な危機管理であったとの指摘もなされ、今回の震災及び原発事故を契機に、あらゆる分野において危機管理体制を見直し、再構築する必要に迫られています。

本市から 20km の至近距離に位置する浜岡原発については、東海地震の想定震源域に立地するため、平成 23(2011)年 5 月に国の要請により運転停止となりました。また、東海地震の被害想定の見直しも進められており、これまでの地震・津波対策は大きく見直しが進むものと思われます。

東海地震への備えとしては、新たな被害想定に基づく対策を速やかに進めていくとともに、万が一、想定外の事態が発生しても、迅速に的確な対処ができる柔軟な対応力を高めていくことが重要となっています。

また、風水害等の自然災害や感染症、食の安全など、暮らしの安全に関わる脅威が多様化する中、危機管理の意識や体制の向上に引き続き努めていく必要があります。

(5) 生涯学習社会の実現

人生 80 年時代の長寿社会を向かえ、人々の意識は、いかに最後まで充実した人生を送ることができるか、いかに生活の質を高めるかに向けられており、長い人生を展望しながら、各ライフステージにおける自己実現を果たしていくため、生涯を通じて学び続けることの重要性が増しています。

掛川市では、平成 19(2007)年 12 月に新市として生涯学習都市再宣言を行いました。その中では、一生涯を通じ学習機会を持つことにとどまらず、学習をしつつ、さらに学んだことを人づくりやまちづくりに活かしていくとしており、市民一人ひとりが生涯学習を通じてより充実した人生を送ること、より住みやすいまちを創ることを明らかにしています。今後とも、この宣言に対する理解を深め、行動を起こしながら、掛川らしい人づくり・まちづくりを進めていくことが重要となります。

(6) 大交流時代の到来（グローバリゼーションの深化）

「ヒト、モノ、カネ、情報」の移動が、国境を越えて地球規模で盛んになり、世界が密接に繋がり、その影響を世界各地が同時に受ける状況 - グローバリゼーションが強まっています。世界各地が融合と連携を深める中で、平成 20(2008)年の世界金融危機や平成 22(2010)年の欧州債務危機など、瞬時に世界規模に広がる金融・経済の危機、あるいは地球規模の環境問題や紛争への世界的関与、労働力の世界規模での移動（移住）の活発化などを見ると、様々な社会問題が国家の枠を超えて、1 国あるいは当事者間だけでは解決できない状況になっています。

また、平成 23(2011)年 11 月に交渉参加を表明した TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）※に見られるように、モノだけでなく労働力や知的財産権の扱いも含めた幅広い経済活動に関する貿易の自由化の流れが加速しており、輸出に支えられている日本経済にとっては、今後も自由貿易のための協定締結を進めていくことは避けられないと思われます。農業分野では、国際競争にさらされ大きな打撃を受けるとの懸念が広がっていますが、これを期に、農家の高齢化や耕作放棄地の拡大等の問題に直面する国内農業を立ち直らせ国際競争力を高めるチャンスと捉える考え方もあります。

海外・外国人との交流に関しては、国は観光産業を今後の我が国の成長産業と捉え、訪日外国人旅行者の大幅な増加を目指しているとともに、文化力や知力に根ざした日本のソフトパワーを活用し、双方向の観光交流の発展、国際相互理解の増進を目指しています。掛川市においても、国際姉妹都市や友好都市との市民交流や経済交流を進めています。また、地域社会における外国人市民に関しては、国内の景気状況によって増減があるものの、今後も一定数を占め地域社会に根付いていくものと予想されます。

引き続き、各分野において、社会経済のグローバル化への対応、国際競争力の強化を進めるとともに、国際的（人類的）な視野を備えた人材の育成や地域社会における外国人市民との共生に取り組んでいくことが重要となります。

※TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)：Trans-Pacific Partnership の略で、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定のこと。

(7) 行財政改革の徹底

我が国の平成 23(2011)年度一般会計予算（2次補正後）の歳入・歳出の総額は 94.7 兆円であり、歳入では税収やその他の収入で賄われているのは 53.2%にとどまり、残りの 46.8%（44.3 兆円）は公債発行に頼っている状態です。歳出では、社会保障関係（26.4 兆円 27.9%）、国債費（21.5 兆円 22.8%）、地方交付金（17.4 兆円 18.4%）の三大経費で全体の約 7 割を占めています。また、平成 22(2010)年度末の長期債務残高は 662 兆円（国・地方の合計 862 兆円）であり、GDP の 180%にのびります。今後しばらくは、東日本大震災の復興のために財政需要も増大することが予想されており、公債残高はさらに増加していく見通しとなっています。

掛川市の平成 22(2010)年度の財政状況では、財政力指数が 0.98（直近 3 か年平均）、經常収支比率が 78.6%であり、財政力及び財政構造の弾力性の点からは、比較的良好な状態にあるといえます。一方、将来負担比率は 94.1%、実質公債費比率は 14.3%となっており、類似団体の平均を下回る水準となっています。

厳しい財政状況や地域経済の状況等を踏まえながら、引き続き、簡素で効率的な行財政システムの構築、行財政運営の透明性の向上、公共サービスの質の維持向上に努めていく必要があります。

(8) 分権型社会における市民参加と協働

地方分権改革については、いわゆる「地方主権改革一括法」が平成 23(2011)年 5 月（第 1 次）及び 8 月（第 2 次）に公布され、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の確立に向けて、住民に最も身近な基礎的自治体を重視して、基礎的自治体の能力・規模に応じた権限と財源の移譲、国と地方の二重行政の解消等の実施により、地域主権を推進していくこととしています。具体的には、国と地方の協議の場の法制化、義務付け・枠付けの見直し、ひも付き補助金の一括交付金化、直轄事業負担金の廃止等の検討が進められています。

掛川市では、市民自治及び市政運営に関する最高規範となる自治基本条例の制定を進めており、市民一人ひとりが、まちづくりの主体であることを再認識し、自治の担い手である市民と議会そして行政が、新たな協働関係を構築し、一体となって新たな視点でまちづくりに取り組み、それを次世代に継承していく責任があると記されています。この条例に基づき、市民参加と協働による市民主体のまちづくりを着実に進めていくことが重要となります。

第3節 計画策定の視点

1. 市民主体のまちづくりを志向した基本計画

～ 情報共有、自助・共助・公助、参加・協働と生涯学習 ～

近年、地域主権の進展や少子高齢化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。市民生活においても価値観の変化などにより、健康・福祉・環境・教育など、あらゆる分野における市民のニーズが多様化・複雑化しています。これまで公共サービスは行政が中心となって担ってきましたが、「公平」「一律」な行政サービスだけでは、市民ニーズに対応できなくなっており、行政が今後ずっと公共サービス供給の中心的役割を担い続けることは困難な状況となっています。

そこで今後、持続可能な地域社会を構築し、市民が安心して暮らせるまちを効率的に築いていくためには、行政を含めた多様な主体が、お互いの得意分野を活かしながら、対等な立場で連携・協力して、ともに地域社会を支える仕組みを広げていくことが必要になっています。

特にまちの主役である市民が主体となって取り組みを進めることが望ましい姿といえます。市民が行政及び各種団体等と時には連携し、時にはそれぞれの特性に応じた役割を果たしながらまちづくりを進めることで、まちの将来像に着実に近づいていくことになります。

(1) 市民主体のまちづくりの必要性

このような、市民主体のまちづくりには、以下のことが必要となってきます。

① 情報共有

市民が主体となってまちづくりを進めるためには、市民も市政に関する情報を共有している必要があります。行政は意識的かつ積極的に市民に情報提供し、また、市民も積極的に情報収集に努める必要があります。一方、市民から発信される情報（意見等）についても、行政はしっかり把握して検討する必要があります。こうして、市民と市民、市民と行政はお互いをしっかり理解し合っていくことが大切です。

② 自助・共助・公助

地域社会における公共的課題の解決については、まずは、個人や地域で活動する団体等ができることは各々が行い（自助）、できないことを周りの人々や団体等の協力や協働により行う（共助）、それでもできない場合に行政等との連携によって行う（公助）という考え方が重要となります。

このことは、公共サービスの担い手が、行政だけではなく市民や各種団体等に拡大することを意味します。そして、これがうまく機能することにより、支え合いと活気のあふれる「新しい公共」が実現します。

もちろん、「公助」が「自助」、「共助」の取り組みを支えているという側面もあります。さらに、公共的課題の中には、行政でなければ解決できないものもありますので、それらについては行政が中心となって取り組みます。

③ 参加と協働

市民が主体となるためには、まちづくりは市民の参加、すなわち、市の施策に市民が主体的にかかわり、責任を持って行動することが必要となってきます。また、協働、すなわち、市民と行政が共通する目的の下にそれぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚し、互いの自主性及び自立性を尊重しながら、十分な協議を行い理解を深め、対等な立場で相互に連携を図り、協力することも大切になってきます。

(2) 情報共有、参加・協働と掛川市の生涯学習によるまちづくり

ところで、掛川市は、市町合併前の旧掛川市では、「生涯学習によるまちづくり」をすすめていました。合併後の平成 19(2007)年 12 月には、この精神を引き継いだ「生涯学習都市宣言」を再宣言しています。

ここでいう、掛川市における生涯学習とは、個人の学びを自己の充実のみならず、まちづくりに生かしていこうという大きな特徴があります。それは、「生涯学習都市宣言」の「掛川市民は(中略)お互いに何をなすべきか常に問いかけあいながら、一生涯学び続けていこう(中略)そしてゆったりした豊かな生涯学習社会を構築していこう」に集約されています。

これには、市民一人ひとりが、お互いに問題・課題意識を共有しながら、常に地域社会や市政に参画し行動すること、すなわち協働を前提とした学びを呼び掛けているものです。つまり、掛川市の生涯学習によるまちづくりは、情報共有による相互理解や、参加と協働の概念を内包したまちづくりの推進運動であるといえます。

(3) これから目指す市民主体のまちづくりと基本計画

これまでの「生涯学習によるまちづくり」の流れを汲みながら、今後も市民主体を志向したまちづくりを目指すことは、各主体が公共の担い手として、主体的かつ責任を持って行動することにより実現します。

そのためには、市民や行政等は、掛川のことをよく知り、掛川のことを好きになり、その上でお互いがまちの課題や方向性について、考え方を共有することが大切であるといえます。このように、担い手となる多様な主体が、自立し、高い市民力・地域力を持つことにより、市民主体の都市経営が実現します。

本基本計画では、まちづくりに必要な事項を網羅しています。基本的には行政の仕事として記述がされていますが、市民主体のまちづくりの観点から、どの主体がどの部分を担うかを各施策でそれぞれ戦略的に考えていくことが重要となります。

2. 成果を重視した基本計画

市民主体のまちづくりの中にあつて、行政はどのようにあるべきか、と考えた場合、法令や規則による統制や予算の適正な執行に重点をおいた従来の行政管理システムから、市民の視点に立った成果重視の行政経営システムに転換し、それを確実に運用していくことが必要です。このことから、基本計画では、従来より導入している施策ごとに市民の視点で「目指す姿」「成果指標」「目標値」を明示し、成果に対する的確な管理を引き続き行っていきます。

(1) 成果の概念

成果とは、市民が行政サービスを受けることによりどのような状態になったのか（市民生活がどのように変わったのか、利便性や満足度がどれだけ向上したのか）を示すものです。例えば、「活発な交流を支える幹線道路の整備」では、「延長距離 5 k m の道路を整備した」ことは、行政の視点で見た活動の結果であり、成果ではありません。道路が建設された結果、「朝夕ラッシュ時における主要幹線道路の自然渋滞箇所数が減少した」ことが、市民や地域の視点で向上した成果となります。このような視点で「成果」を定義し、まちづくりの目標として定めます。

(2) 成果重視の行政経営システムの確立

限られた税収、地方財政制度の見直しや義務的経費の上昇などに伴う厳しい財政状況のもとでは、選択と集中により限られた経営資源（人・金等）を有効に活用し、最小の費用で最大の効果を上げることが必要です。また、自助・共助でもかなわない公助の部分を担う行政運営は、市民や地域の視点に立った「成果」をより強く意識することが必要です。

こうした背景から、本市では政策形成、事業立案、業務の進め方などの基準を、業績・成果主義に置き換えた成果重視の行政経営を展開するため、市政運営の根幹となる本総合計画策定時より成果管理の仕組みを導入しました。引き続き、後期計画の中でも的確な管理を行っていきます。

(3) まちづくりの目標(成果)と手段の明確化

成果を重視した行政経営を展開するためには、先ず、まちづくりの目標（成果）とそのための手段を明確にしなければなりません。

「何のために実施しているのか」、「将来どのような状態になっていけば良いのか」を明確にすることによって、初めて、「何をどのように実施すれば良いのか」の選択が可能となります。目標の達成に向けて、具体的な成果が上がっているのかを絶えず検証しながら、最適な施策・事務事業（手段）を選択し、効率良く実施していくことが必要です。

このことから、基本計画では基本構想を実現するための具体的な施策を明らかにすることを目的として、市民視点での目標「目指す姿」と、その達成に向けた具体的成果「成果指標（目標値）」を明示し、「将来像→政策→施策→事務事業」とつながる、目的と手段の連鎖構造をなした新たな施策ツリーを構築しました。

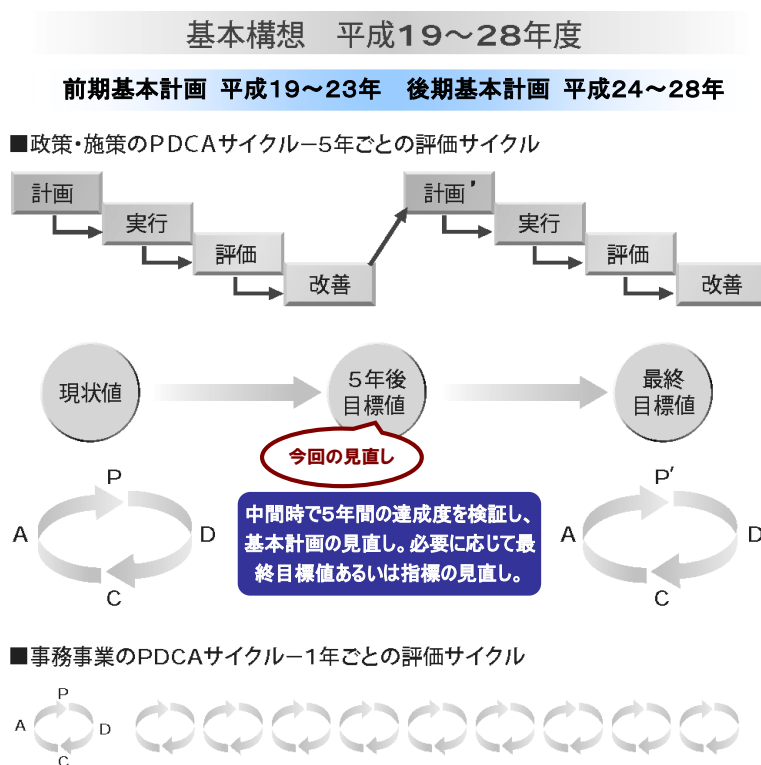
（４）成果に基づく計画の進行管理

成果を重視した行政経営システムを確実に運用していくためには、まちづくりの目標（成果）とそのための手段を明確にし、目指す成果の達成状況について継続的な管理が必要です。

成果の達成状況を「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）」という PDCA サイクルで管理することにより、計画、実行後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につながるようなマネジメントサイクルを回します。

各担当部署は基本計画に新たに定めた成果目標の達成状況をチェックしながら、目標達成に向けて施策や事業の軌道修正や新規立案を自律的・継続的に行うことで、総合計画の目指す姿の実現に向けて行政の取り組みを確実に前進させます。

分野別計画では、施策に対して、新たに成果指標と目標値を設定しています。成果指標は平成 28(2016)年度の最終目標値（5 年後の目標値）を掲げています。政策は 5 年単位の PDCA サイクルで、施策・事業は 1 年単位の PDCA サイクルで成果管理を実施します。



第4節 後期5年間の重点テーマ

総合計画は、総合的かつ計画的な行政を運営するための最上位計画として位置づけられ、まちの運営に必要な基本的なことを総括的に網羅しています。

その中から、この後期5年間に特に掛川市で重要視し総力を挙げて推進していくテーマをいくつか設定することとします。

このテーマに取り組むことにより掛川市を「希望がみえるまち＝掛川のことをよく知り、掛川のことが好きで、目標に向かって主体的に行動できる人の多くいるまち」にすることを目指します。

(1) 安全・安心のために

近い将来、発生の可能性が指摘されている東海地震等さまざまな自然災害に対する備えとして、防災体制を見直し、施策を充実します。

そのために、自助・共助・公助を軸とする防災・減災体制の確立と、原子力災害に関する対策の推進、津波避難施設整備等の津波対策、小中学校をはじめとするあらゆる施設の耐震化、などを進めていきます。

(2) 誰もが住みたくなるまちのために

掛川市を誰もが住みたくなるまちにするために、掛川のことを誇りに思い、掛川に住み続ける、掛川に移り住む、掛川に戻ってきたいと思う人が多くなるような施策を推進する必要があります。

そのために、①農商工の発展と雇用の促進（しごとづくり）、②子育て支援と教育（ひとづくり）に重点を置いていきます。

① 農商工の発展と雇用の促進（しごとづくり）

農業については、競争力のある農業づくりを目指します。また、農産品の生産・加工・販売の一体化及び高付加価値化を進め、市場での競争力を高めていきます。商工業については、企業誘致の推進に加え、新産業の創出と育成、研究機関の誘致の検討、新規起業家への支援の充実、コミュニティビジネスへの支援を行い、地場産業の活性化を図り、雇用を促進します。また、新東名高速道路を活用した地元振興策を進めます。

② 子育て支援と教育（ひとづくり）

子どもに対する支援・保育施設の充実と各種制度の整備のみならず、特に親に対する子育て関連教育及び相談を充実させて家庭教育力を高め、子育て環境の整備を推進し、社会全体で子どもを育てていく気運を高めて地域教育力を向上させます。

(3) 日本一を目指す3分野の事業推進のために

① 健康医療分野

地域健康医療支援センター「ふくしあ」の全市への普及、新病院建設とスムーズな運営移行、掛川市立総合病院跡地利用構想として「希望の丘構想」を推進します。

② 環境分野

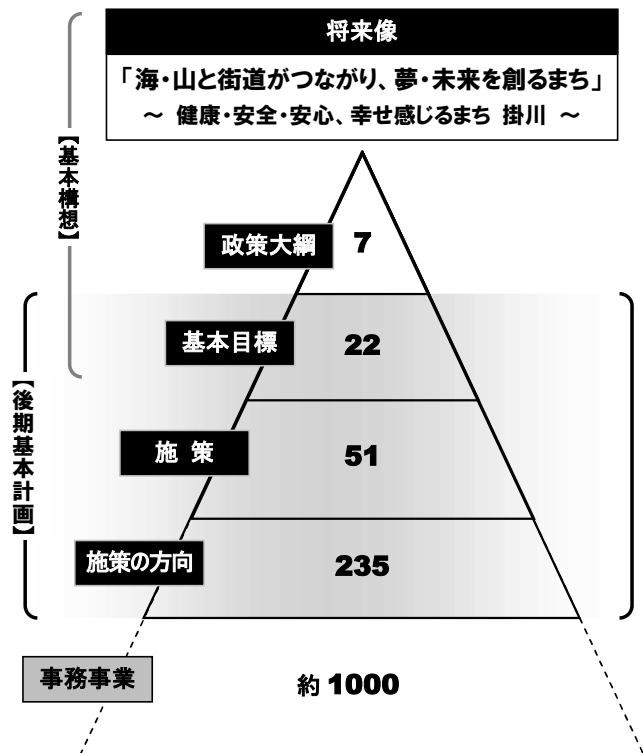
省エネ、節電意識のさらなる普及と継続により掛川市全体のエネルギー使用量を減らすとともに、太陽光や風力など再生可能エネルギーの普及促進を進めます。

③ 市民活動分野

自治基本条例の制定を見越し、協働によるまちづくり、市民と行政との情報共有を推進します。また、自治区・地区についても、組織の再編充実強化と地区活動の推進、さらに自治体内分権の検討も行っていきます。

第5節 施策体系表

後期基本計画は、基本構想で定めた7の政策大綱と22の基本目標に基づく51の施策体系からなります。



政策大綱 1 保健医療福祉分野 市民だれもが健康で幸せに暮らせるまち【保健医療福祉分野】		
基本目標	施策	目指す姿
安心して子どもを 1-1 生み育てることができるまちづくり 【子育て】	1-1-1 子ども支援の充実	すべての子どもは望まれて生まれ、大切に育てられ、すこやかに成長している。
	1-1-2 親支援の充実	親にとって、子育てに伴う不安が軽減され、希望を持って子育てができています。
	1-1-3 子育てをめぐる環境整備	家庭・地域・職場において、子育てに対する関心と理解が深まり、安心して子育てができる環境が整っている。
1-2 健康長寿市民が 多いまちづくり 【保健、医療】	1-2-1 市民の健康の維持増進	予防健診体制が機能し、地域ぐるみの健康づくりが行われ、多くの市民が健康に暮らしている。
	1-2-2 いつでも安心な地域医療・救急医療体制の確保	市民がいつでも安心して医療を受けられる体制が整っている。
	1-2-3 質の高い医療の提供	高度専門医療を安定的に提供し、市民に安心感を与えている。
	1-2-4 国民健康保険事業等の健全な運営	今後も被保険者が安心して医療を受けられるよう、適正な負担割合の下、持続可能で安心できる国民健康保険事業と後期高齢者医療保険事業が運営されている。
お互いを尊重し支 1-3 え合って暮らせる まちづくり 【福祉】	1-3-1 障害のある人の自立支援・家庭支援	障害のある人が、地域で支えられながら積極的に社会参加し、自立した生活を送っている。
	1-3-2 高齢者の安心安全な生活・生きがいづくりへの支援	高齢者が住み慣れた地域で、生きがいに満ちた暮らしを営むことができ、支援が必要になったときは安心してサービスが受けられる。
	1-3-3 とともに支え合う地域福祉活動の推進	地域社会でともに支え合う心が育まれ、自律的に様々な福祉課題が解決できている。
	1-3-4 人権が尊重され希望が持てる地域社会の確立	人権が尊重され、偏見のない社会になっているとともに、生活保護の必要な市民が希望を失うことなく、再度自立できている。

政策大綱 **2 地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち【環境生活分野】**

基本目標	施策	目指す姿
2-1 地球環境への負荷が少ないまちづくり 〔省エネ・省資源〕	2-1-1 省エネ・再生可能エネルギー普及の促進	家庭や職場、地域で省エネルギーへの取り組みを定着させ、また、再生可能エネルギーを利用することで、地球にやさしい生活スタイルが実践できている。
	2-1-2 ごみ減量と資源の有効活用 の推進	市民や事業者が日常生活や事業活動等に伴い発生する廃棄物を最小限にとどめるとともに、廃棄物の資源化を進め、環境への負荷の低減に努めている。
2-2 豊かな自然環境を守り育てるまちづくり 〔自然環境〕	2-2-1 美しい森林・海岸等自然環境の整備・保全・活用	森林・海岸が適切に保全・整備され、森林・海岸の多面的機能の発揮に努めている。また、身近な自然に接し、自然環境の大切さを感じるとともに、自然生態系が維持されている。
	2-2-2 緑豊かな暮らしを創る緑地の保全	緑化推進活動・緑化管理が盛んに行われており、市民の緑の憩いの場がたくさんある。
2-3 清潔で健康的な暮らしができる生活環境があるまちづくり 〔生活環境〕	2-3-1 健康な生活環境の確保	公害のない良質な生活環境の確保のため、市民、事業所、行政が、地球環境や自然環境に負荷をかけないように生活している。
	2-3-2 美しい水環境を取り戻す水質浄化の推進	市民が適切に下水を処理した結果、清潔な生活環境が確保され、自然生態系が保全されており、美しい水環境となっている。
	2-3-3 安全・安心で安定した上水道供給体制の確立	安全で、安心できる水道水が、安定的に供給されている。

政策大綱 **3 生涯にわたり自己を高め、心豊かに暮らせるまち【教育文化分野】**

基本目標	施策	目指す姿
3-1 子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくり 〔学校教育、幼児教育、社会教育〕	3-1-1 心豊かにたくましく生きる力を育む学校教育の充実	夢に向かって、自ら考え自ら判断し、心豊かにたくましく生きる子どもが育っている。
	3-1-2 生きる力の基礎を育む乳幼児教育の充実	豊かなふれ合いや生活体験の中で個性を発揮し、自立心と、人とかわる力のある子どもが育っている。
	3-1-3 次代を担う青少年の健全育成	家庭・地域・学校が連携して見守り、育むことにより、彼らが生き生きと成長できている。
3-2 生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくり 〔社会教育〕	3-2-1 生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり	市民だれもが、いつでも、どこでも学習参加の機会があり、自己を磨き、生きがいを見つけるために学び続けている。
	3-2-2 生涯スポーツの実践普及	すべての市民が楽しみながら身体を動かし、スポーツ・レクリエーションに親しんでいる。
	3-2-3 市民の学びの拠点となる図書館づくり	いつでも、誰でも利用できる図書館があり、読書の好きな好奇心あふれる市民が多い。
3-3 ふるさとへの誇りと愛着を育てるまちづくり 〔地域文化〕	3-3-1 郷土の歴史や文化を愛する心の育成	郷土芸能や郷土の遺産である文化財などを大切にする心を育て、歴史と文化財の保護・保存・活用を進めている。

政策大綱 **4 多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち【産業経済分野】**

基本目標	施策	目指す姿
4-1 豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり 〔商工業〕	4-1-1 地域経済を支える商工業の発展	競争力のある商工業が育成され、地域経済の活力が維持されている。
	4-1-2 勤労者が生きいきと働き、暮らせる社会の実現	市民の働く場が確保され、就業環境が整っており、仕事と生活の調和した働き方ができている。
	4-1-3 安全・安心な消費生活への支援の充実	市民が消費生活に必要な知識を容易に取得でき、相談体制が整備されている。
4-2 にぎわいと出会い溢れるまちづくり 〔観光交流〕	4-2-1 何度でも訪れてみたくなる魅力ある観光の振興	市の魅力を体験するため、多くの人が訪れ、市民との交流を繰り返し、活力とうるおいのあるまちになっている。
4-3 安全な食の提供と農業の価値が高まるまちづくり 〔農林業〕	4-3-1 豊かで力強い農業・農村の確立	良質かつ安全安心な農産物が安定的に生産され、活力ある農業・農村が営まれている。
	4-3-2 農商工連携の推進	農商工連携が、農家の新しい販路開拓と所得増加に結びついている。また、農家の6次産業化により、新しい商品開発と販路開拓、所得増加に結びついている。

政策大綱 5 利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち【都市基盤分野】		
基本目標	施策	目指す姿
5-1 市民生活と産業経済を支える安全・快適な道路網が整ったまちづくり 〔道路〕	5-1-1 活発な交流を支える幹線道路の整備	渋滞の無い快適な道路交通が確保され、市民の生活圏の広域化に対応しているとともに、人・モノ・情報の交流が活発に行われている。
	5-1-2 生活を支える身近な生活道路の整備	生活を支える身近な道路が安全・安心に使える。
5-2 公共交通が整い、便利な暮らしができるまちづくり 〔公共交通〕	5-2-1 効率的・効果的な移動手段の確保	交通弱者のための通勤・通学・通院、買い物などのための移動の手段が確保できている。
5-3 バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり 〔居住環境〕	5-3-1 安心して住み続けられる居住環境の確保	地域の特性に応じたバランスの取れた土地利用が行われ、安心して住み続けられる居住環境が確保されている。
	5-3-2 良質で魅力ある住宅・住宅地の供給	社会情勢の変化や多様なニーズに対応した良質で魅力的な住宅地・住宅が提供されている。
	5-3-3 コンパクトに機能が集積された中心市街地の再形成	中心市街地は市の玄関口及び歴史・文化を背景とした情報発信地として、人が集い、にぎわいに溢れている。
	5-3-4 条件不利地域の生活基盤の維持	中山間地域の豊かな自然環境や歴史・文化を活かした暮らし・営みが維持されている。
政策大綱 6 災害に強く、市民が安心して暮らせるまち【防災危機管理分野】		
基本目標	施策	目指す姿
6-1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり 〔防災〕	6-1-1 あらゆる災害から市民を守る防災・減災体制の強化	市民は災害に対する備えを強化し、地域は協力し合って地域防災力を向上させており、市の災害対策本部はあらゆる災害に対する防災・減災体制が整っている。
	6-1-2 災害に強い住宅、公共施設づくり	地震や水害等の災害に強いまちづくりのために、市民は住まいの耐震化などの防災対策を積極的に行い、行政は公共施設の安全対策に万全を期している。
6-2 消防救急体制が充実したまちづくり 〔消防救急〕	6-2-1 市民の生命・身体・財産を守る消防救急体制の強化	火災や生命の危機に迅速に対応できる消防救急体制が整っている。
6-3 交通事故・犯罪のないまちづくり 〔交通安全、防犯〕	6-3-1 交通事故の根絶	交通事故根絶への意識が高まり、交通事故に遭う市民が減っている。
	6-3-2 犯罪の撲滅	地域の人たちの信頼と結束により、犯罪に遭う市民が減っている。
政策大綱 7 協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち【協働・広域・行財政分野】		
基本目標	施策	目指す姿
7-1 活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり 〔市民活動〕	7-1-1 地域を支える多様な担い手の活躍	新しい公共を担う市民や団体が増加し、活発に活動している。
	7-1-2 交流活動の活発化と地域共生社会の形成	市域を越えた交流、協力活動に参加する市民が増え、異文化への理解、協調が進み、その経験や知識を暮らしの中で活かしている。
	7-1-3 市民参画と情報共有の推進	市は市民にわかりやすく情報伝達を行っており、市民は必要ときに必要な市の情報を得られ、市に意見や提案がしやすい環境となっている。
	7-1-4 市民生活・市民活動を支援するICT環境の整備	情報技術の幅広い活用により、市民が情報化社会の利便性を実感できるとともに、活発な市民活動に活かされている。
7-2 行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり 〔行政改革〕	7-2-1 効率的・効果的な行政運営の推進	地方分権に対応し、市民の視点に立った成果重視の事業を展開するために必要な市職員の能力、行政経営の仕組みや環境が整っている。あわせて、質の高い市民サービスの提供と事務の効率化が図られている。
	7-2-2 財政構造改革の推進	市の政策・施策が計画的に実行できるよう健全な財政運営が維持されている。
7-3 活力ある地域社会が育つまちづくり 〔地域社会〕	7-3-1 自助・共助・公助による連帯感ある地域社会の維持形成	地域コミュニティの力が発揮され、地域の課題に自主的、自立的に取り組まれているとともに、お互いが信頼し合える地域社会が形成されている。
7-4 男女がともに支え合うまちづくり 〔男女共同参画〕	7-4-1 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現	男女が互いに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されている。

第1章 保健医療福祉分野

I 市民だれもが健康で 幸せに暮らせるまち

1-1 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

1-1-1	子ども支援の充実
1-1-2	親支援の充実
1-1-3	子育てをめぐる環境整備

1-2 健康長寿市民が多いまちづくり

1-2-1	市民の健康の維持増進
1-2-2	いつでも安心な地域医療・救急医療体制の確保
1-2-3	質の高い医療の提供
1-2-4	国民健康保険事業等の健全な運営

1-3 お互いを尊重し支え合って暮らせるまちづくり

1-3-1	障害のある人の自立支援・家庭支援
1-3-2	高齢者の安心安全な生活・生きがいづくりへの支援
1-3-3	ともに支え合う地域福祉活動の推進
1-3-4	人権が尊重され希望が持てる地域社会の確立

1-1-1 子ども支援の充実

■現況と課題

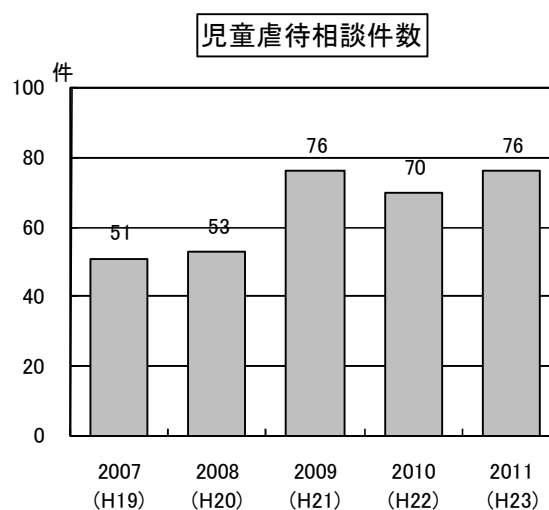
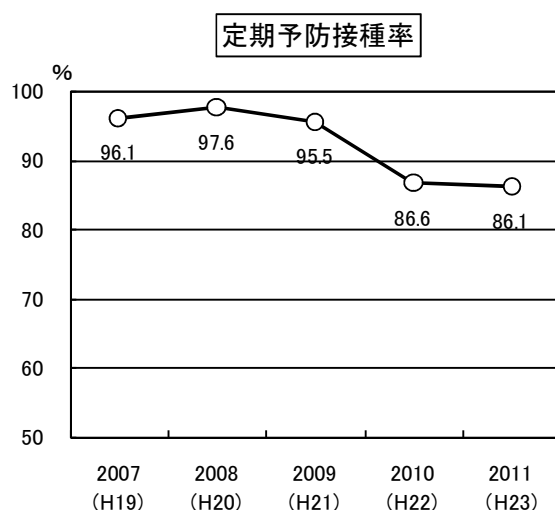
本市では、子どもの利益が最大限尊重される社会の実現のため次世代育成支援行動計画を策定し、子どもの健やかな成長を促す環境づくりを、多様な主体の協働で進めています。

まずは、母子手帳交付時より、妊娠中の母子の健康状態を定期的に確認する妊婦健診の受診を勧めています。また、乳幼児健診では、疾病の予防と早期発見だけでなく、急増する虐待の予防と早期発見の場としても期待されていることから、こちらについても受診の徹底や未受診家庭の実態把握に努めています。

しかし妊産婦及び乳幼児に対する健康相談・保健指導では、特に乳幼児の発達相談への希望が多く、相談予約が数か月先まで入っているのが現状です。利用者の利便性に配慮しながら、相談者の不安を早期に受け止め、継続的に支援できる体制づくりが必要となっています。

さらに、核家族化や少子化の進展で、子育て中に孤立し、不安や悩み・ストレスなどから子どもを虐待してしまう保護者の増加が懸念されています。本市では年間 50 件を超える児童虐待に関する通告・通報があり、その多くはネグレクト※（育児放棄）と身体的虐待が占めています。こうした状況を未然に防ぐとともに、早期発見・早期対応を図ることが大切であり、児童相談所などの専門機関との連携を図りながら、個別のケースに応じた臨機応変な対応が求められています。

また、子どもの発達段階に応じた適切な遊びを提供する児童館、子育て支援拠点の子ども支援に関する情報提供の充実を図る必要があります。



■目指す姿

すべての子どもは望まれて生まれ、大切に育てられ、すこやかに成長している。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆乳幼児健診受診率	96.8%	100%	「子どもの健やかな成長」を測る指標
◆定期予防接種率	84.1%	100%	
◆赤ちゃん訪問実施率	94.0%	100%	

施策の方向

① 乳幼児健診・予防接種の推進

乳幼児健診や相談、予防接種などを通じて、疾病の早期発見と感染症の予防に努めます。

② きめ細やかな療育への支援

健診や相談等で発達障害が疑われる子どもに対しては、個々の事例に応じたきめ細やかな療育への支援を行います。

③ 児童虐待の防止と適切な対応

健診や訪問等を通じて児童虐待が疑われる親子には、未然防止と早期発見するための適切な対応を行います。また、教育関係・保健福祉関係・児童相談所・警察署等関係機関により組織される要保護児童対策地域協議会の充実を図り、関係機関による情報の共有化を図るとともに、個々のケース検討がすみやかに開催され、各機関がもつ権限や役割を最大限活用したきめの細かい援助が行われるよう努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
乳幼児健康診査・相談	乳幼児の成長・発達の確認、生活習慣の自立(しつけ)、母子関係の確立、う歯予防、療育援助等
定期予防接種	対象となる疾病の発病予防、症状軽減及び蔓延(感染)予防
赤ちゃん訪問	産後の母子の健康管理、育児相談、健診・予防接種の周知、育児支援・虐待予防のための早期訪問
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見及びその適切な保護を図るため、必要な情報交換、支援内容の協議、虐待防止等の意識啓発・広報等を実施
子育て支援拠点事業	育児相談の開催や子育てサークルの育成、子ども同士・親同士の交流の場の充実
児童館事業	児童の発達期に応じ適切な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにする。

※ネグレクト：当然注意が向けられるべきものや人を無視すること。福祉の分野で使用される場合は、乳幼児や高齢者、病人など、要養育、要介護者に適切な衣食住を与えないこと、責任を放棄することをさす。

1-1-2 親支援の充実

■現況と課題

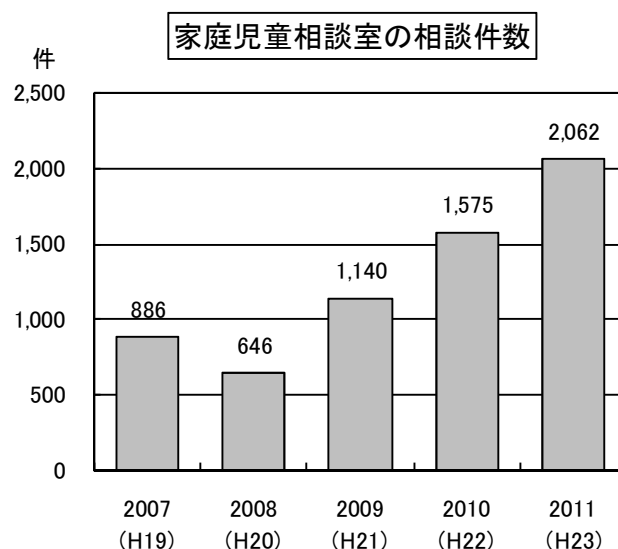
子どもが健やかに育つには、養育者の果たす役割が最も重要です。子育ての基本は親（保護者）や家庭であり、親が責任を持って子どもの成長に関わっていくことができるよう、親を支援する必要があります。

現代は核家族化や価値観の多様化などにより、成長過程で自分より小さな子どもに接する機会の少なかった人が親となっています。また、祖父母世代からの子育ての技術や知恵が伝承されにくくなってきていることなどから、家庭における子育て力の低下が懸念されています。

子どもの成長過程に応じ、必要な子育て情報の提供を行い、親であることの役割と責務を自覚する学習機会の提供などを通じて、各家庭の子育てを支援していく必要があります。また、親になる前に思春期の児童が乳幼児とふれあう機会を増やすなど、未来の親を育てる視点も必要となります。

また、子育て家庭では、収入に占める教育費や医療費の負担が大きいことが、少子化の一因とも言われています。これらの経済的負担を軽減するため、多子世帯を中心とした負担軽減策を継続するとともに、医療費助成や就園奨励費など公的助成制度の充実を図る必要があります。

特にひとり親家庭は、経済的・社会的・精神的に不安定な状態に陥りやすく、家庭生活においても多くの問題や悩みを抱えていることから、生活支援に加えて、相談等の精神的支援をしていく必要があります。



■目指す姿

親にとって、子育てに伴う不安が軽減され、希望を持って子育てができている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆子育てが楽しいと思う市民の割合	80.3%	90%	「親支援の充実を測る指標」

施策の方向

① 子育てに関する教育の充実

子ども世代には、実際に乳幼児に触れ合う機会をつくるとともに、正しい性の知識取得を推進します。出産適齢期の世代には、結婚・妊娠前から子どもを持つことの喜びと責任及び正しい知識の普及を進めます。

妊娠が判明したら、母親、父親になるための準備が行えるように、親になるための教育を実施します。また、出産後も、段階に応じて、親への必要な啓発を行い、合わせて、育児等に関する相談が気軽に行えるような体制を構築します。

特に父親に対しては、家庭内での固定的な性別役割分担の意識を改め、子育ては母親との協働で行うという認識をもち、それを実践できるよう啓発事業を進めます。

② 子育てに関わる適切な経済的支援

子ども医療費助成、不妊治療への助成などを通じて、子どもを生み育てることに伴う適切な経済的負担の軽減を図ります。

③ ひとり親家庭の自立支援

母子・父子家庭などひとり親家庭に対し、児童扶養手当をはじめとする経済的な生活支援に加え、就労支援や、相談機能の向上を通じて、経済的精神的な不安解消に努め、自立を促進します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
家庭教育学級	親自らが、子どもの成長や子どもを取り巻く環境・文化について考え学習すること、学習会を通して親同士のコミュニケーションを深め、地域に親のネットワークを築くことを目的に、市内12 幼稚園、6 幼保園に開設
子ども医療費助成事業	中学生以下の子どもに対する通院費・入院費の助成
子ども手当	中学校3年生までの子どもに対する手当
児童扶養手当・母子家庭等医療費助成	ひとり親で子育てをしている方への手当及びひとり親で子育てをしている保護者及び児童の医療費への助成制度
家庭児童相談室	家庭児童相談員による相談指導及び訪問等
DVの防止及び被害者の保護	配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制整備、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
母子健康講座	パパセミナー、ママセミナー、予防接種・健診説明会、もぐもぐごっくん教室、三つ子の魂を育てる講演会、乳幼児救急講習会、ママとクッキング

1-1-3 子育てをめぐる環境整備

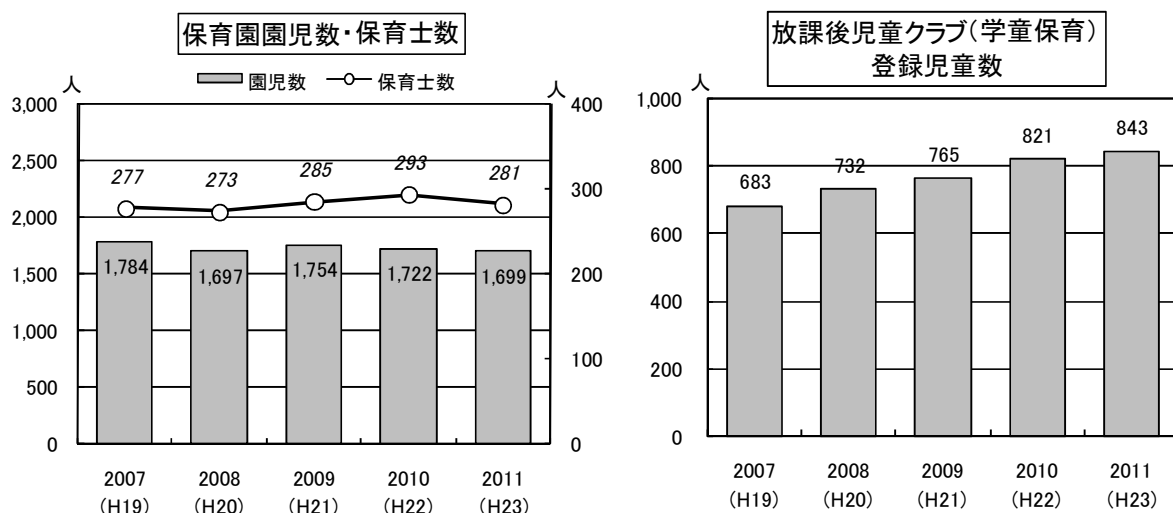
■現況と課題

子育ては、家庭におけるそれぞれの保護者の努力だけでは限界があり、行政などの支援事業の充実とともに、地域の人々による地域の中で子育てを助け合う（ファミリー・サポート・センター事業*など）・見守る仕組みの充実も求められています。このことは、虐待防止の観点からも重要です。

仕事と子育て、という観点からみると、共働き世帯が増加傾向です。女性の年齢別就業率をみると、従来は子育て期（25歳から39歳）に低下していましたが、近年はこの年齢期の就業率が上がっており、子育てと仕事を両立したいという女性が増えています。このため、保育施策と働き方の見直しの両面からの対応が必要です。

本市には、公立保育園が1園、私立保育園が13園あります。保育園の利用者は年々増加傾向にあり、待機児童を解消するためにも受け入れ体制を整備していく必要があります。これまで、乳幼児保育・障害児保育・延長保育・病後児保育等を実施し、多様な保育ニーズに応じてきましたが、特に保護者の疾病や緊急時などに対応する一時預かりのニーズが高く、事業の充実が求められています。また、学童期の保育を担う放課後児童クラブ（学童保育）は、利用者増加により特に大規模校における手狭な施設などが課題です。小学校規模に応じたバランスの取れた施設整備の必要があります。

一方、家庭生活においては、女性に比べ男性が子育てに関わる時間が少ないのが現状です。男性の子育てへの参加の意識も高まってきていますが、より一層の参加を促すためにも、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、「家庭」と「仕事」のバランスが保たれた生活スタイルにしていくこと（ワーク・ライフ・バランス*）が重要となっています。特に就労の場において、男女ともに子育てをしながら、継続して就労できる職場の環境や雰囲気づくりが重要であり、事業主及び子育てに関係していない従業員への理解を深めることが求められています。



■目指す姿

家庭・地域・職場において、子育てに対する関心と理解が深まり、安心して子育てができる環境が整っている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業数	70	120	「仕事と家庭の両立の進展度」を測る指標

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備 考
◆保育園待機児童数	29 人	0 人	「保育サービスの充実度」を測る指標
◆放課後児童クラブ(学童保育)待機児童数	0 人	0 人	
◆ファミリー・サポート・センターの利用者数	1009 人	1,100 人	「親支援の充実を測る指標」

[子育ての環境整備]

施策の方向

① 多様かつ適切な保育サービスの提供

保育園については、子どもの健やかな成長のための保育の質を確保しつつ、地域の実情や真に必要なサービス内容や量について十分に考慮しながら、延長保育・一時預かり、乳幼児保育、障害児保育などの保育サービスの適切な提供を進めます。

放課後児童クラブ(学童保育)は、地域が運営主体となった放課後児童対策を促進するとともに、小学校規模に応じたバランスの取れた施設整備を図ります。

② 地域による子育ての見守り

子どもの健やかな成長と虐待等の防止のため、地域の誰もが子どもの成長と子育て家庭を支援していける市民意識の醸成と、地域の取り組む子育て支援体制の充実を図ります。

地域において会員相互に子育ての援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。

また、地域においても子育ての経験と知恵の伝承を図れるようにします。特に、高齢者と子どもの世代を超えた交流を図ることにより、子どもの情操を育み、高齢者の生きがいをづくりにつなげます。

そして、異常が見られる時には関係機関に通報しやすい体制を築きます。

③ 親以外の家族による子育て支援

特に、祖父母世代も孫育てに関心を持ち、経験を生かした子育て支援ができるように啓発を行います。

④ 事業所への子育て支援への働きかけ

事業所へは、就労を継続しながら安心して子どもを生み育てられる体制の整備と、育児を行う社員への支援の啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
通常保育事業	保護者の就労など何らかの理由によって保育に欠ける児童を保育園で保育する
多様な保育サービスの推進	延長保育や緊急時など多様なニーズに対応した保育サービスの充実
待機児童解消対策事業	待機児童解消対策として、保育ママ事業と認可外保育所就園奨励費補助事業を推進
放課後児童クラブ(学童保育)事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象とした学童保育の実施
母親クラブ育成事業	地域における子育て事業の活性化及び意識高揚を図るため、地域の母親等で組織するクラブ活動に対する補助金交付
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発活動の実施。優良企業に対する顕彰の検討
ファミリー・サポート・センター事業	仕事等と子育ての両立を図るための会員同士による一時的・短期的な育児の相互援助活動に関する連絡、調整

※ワーク・ライフ・バランス：ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

※ファミリー・サポート・センター事業：登録した会員(依頼会員・提供会員)同士の合意の下に行う子育ての相互援助システムのこと。

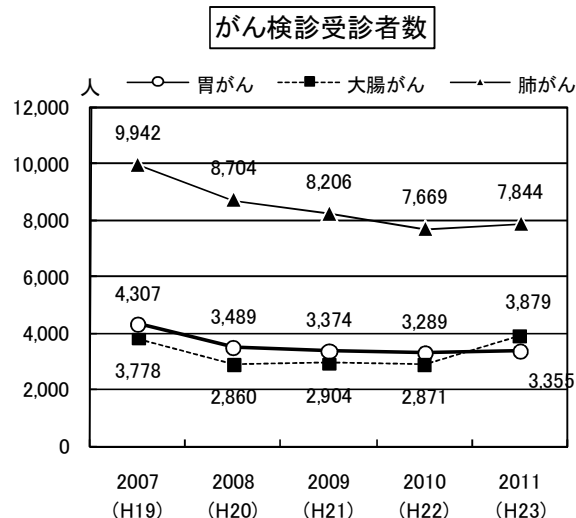
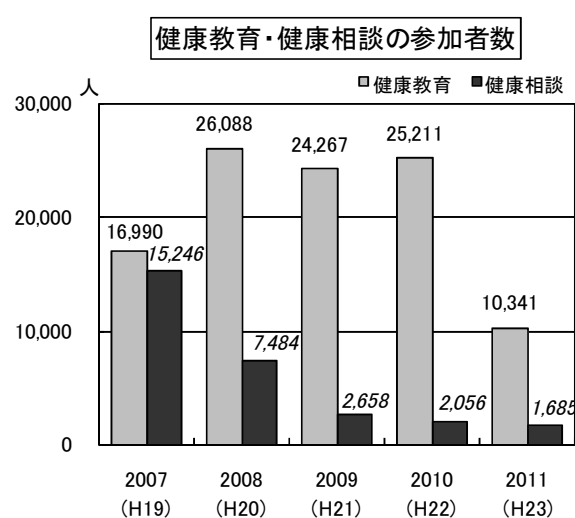
1-2-1 市民の健康の維持増進

■現況と課題

健康長寿のまちを実現するためには、疾病予防に向けた健康管理や疾病の早期発見につながる健診活動が重要になります。本市では、保健活動推進委員や健康づくり食生活推進員の協力の下に、健康づくりに対する意識向上やバランスの取れた食事の大切さなどの食育指導に努めてきました。また、生活習慣病予防のため、特定健診をはじめとする健康診査や各種がん検診、健康相談・健康教育、訪問指導等の保健活動をきめ細かく展開してきました。

しかし、本市においても死因別の死亡割合は生活習慣病が多くを占めており、医療機関と連携しながら疾病予防に努めていく必要があります。

生活習慣病を防ぎ、健康を維持するためには、近年問題となっているメンタルヘルスなど精神面での健康管理をはじめ、地域や学校でのきめ細かな健康指導や食育指導を強化することが必要です。さらに、定期的に健診を受診する市民を増やし、健康状態の把握に努め、疾病を早期発見することが重要となっています。しかし、健診に係る制度変更により、未受診者も多くみられることから、より多くの市民が健診を受診できるように、健診体制の強化が課題となっています。また、関係団体と協力しつつ、自らが健康づくりに取り組む市民を増やすとともに、健康意識を高め、休養、栄養、運動のバランスがとれた生活を普及・実践していくことが求められています。



■目指す姿

予防健診体制が機能し、地域ぐるみの健康づくりが行われ、多くの市民が健康に暮らしている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆生活習慣病(脳血管疾患)による標準化死亡比 SMR※	95.6 (H18~22)	82.3	「市民の健康」を測る指標
◆生活習慣病(心疾患)による標準化死亡比 SMR	97.6 (H18~22)	71.5	
◆生活習慣病(がん)による標準化死亡比 SMR	81.7 (H18~22)	76.7	

施策の方向

① 予防健診及び相談・指導体制の充実

健康診査、各種がん検診及び歯科検診の普及を図るとともに、健康相談・健康教育、訪問指導などの相談・指導体制の充実を図り、疾病の予防と早期発見に努めます。

② 一人一健康法の普及

地域保健活動、地域食育活動、各種の運動教室など、地域と一体となった健康づくり活動を推進し、一人一健康法の普及を図ります。

③ 緑茶の健康効能研究推進と研究成果の普及、活用

研究機関、市民、行政が協働で取り組んでいる緑茶の生活習慣病予防研究「(通称) 掛川スタディ」で得られた成果を市内外に情報発信するとともに、引き続き実施が計画されている研究に協力し、市民の健康増進への活用、普及を図ります。

④ 感染症予防の推進

各種予防接種や結核検診の普及を図るとともに、感染症予防知識の啓発活動を進め、感染症の予防と早期発見に努めます。

⑤ 保健センター機能の充実

保健センターを保健活動の拠点施設と位置づけ、保健活動スタッフの確保を図るとともに、糖尿病予防に重点を置いた健康教育や訪問指導など、地域への保健活動を推進します。

⑥ 地域健康医療支援センター「ふくしあ」の充実

多くの住民の願いでもある住み慣れた地域で安心して生活できるように、医療、保健、福祉、介護にかかる総合支援をおこなう地域拠点となる、地域健康医療支援センター「ふくしあ」を市内5ヶ所へ計画的に整備していきます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
がん検診	各種がん検診の実施によるがんの早期発見・早期治療
健康教育・健康相談	胃がん、結核・肺がん検診時等において、栄養指導や自己の健康チェックを行ない、自らの生活習慣を見直し生活改善できるよう支援
訪問指導	各種がん検診等のフォロー者、特定健診での情報提供者の生活習慣改善指導
健康講演会	世界糖尿病デー啓発イベントを始め年間を通し母子から成人までライフステージに合わせた健康講演会を開催
地域健康医療支援センター「ふくしあ」	地域健康医療支援センター「ふくしあ」の設置及び円滑な運営

※標準化死亡比SMR：年齢構成比の異なる集団の死亡率を比較するための指標。この値が100以上であると、その集団の死亡率は高いといえる。

1-2-2 いつでも安心な地域医療・救急医療体制の確保

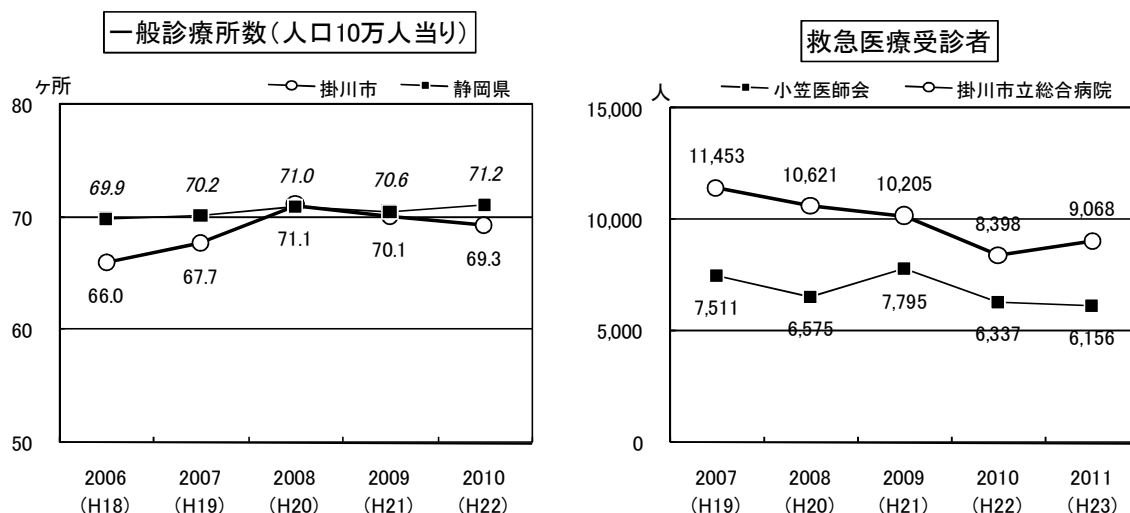
■現況と課題

本市では、掛川市立総合病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会が連携・協力し、市民が安心できる医療サービスの提供に努めてきました。病診連携の推進、かかりつけ手帳の配布などによって、かかりつけ医・薬局に対する理解も進みつつあり、市立総合病院への患者紹介率は56%に達しています。

しかし、近年の高齢化の進展、生活習慣病の増加などに伴い、地域医療に対する市民ニーズは多様化・高度化しています。市民を疾病から守るためには健康管理体制を充実させるとともに、疾病の早期発見、早期治療に向けて総合病院と診療所の連携を強化し、機能分担がなされた地域医療体制の確立が必要になっています。中東遠医療圏では、静岡県地域医療再生計画（中東遠版）による地域医療再生臨時特例交付金（平成22(2010)年度～平成25(2013)年度）を受け、病院の再編統合や機能分化により地域完結型医療体制の整備が進められています。

また、本市の一次救急医療は、平日夜間と休日昼間は、小笠医師会による急患診療室の運営で対応しています。また、二次救急医療は、掛川市立総合病院をはじめとする中東遠エリアの公立病院が対応しており、掛川市立総合病院では、24時間体制で救急患者を診察しています。

しかし、軽微な疾病でも公立病院に依存する傾向が未だうかがえるため、市民に対しては、救急医療の適正利用について周知・啓発が必要となっています。併せて、救急医療体制の持続的確保と重症救急患者の迅速な診療のために、一次救急医療と二次救急医療の役割分担を明確にして市民に周知することが求められています。



■目指す姿

市民がいつでも安心して医療を受けられる体制が整っている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆患者紹介率	56.0%	60%	※新病院開院後に再設定
◆休日・夜間の救急医療の医師確保率	100%	100%	「救急診療体制の維持確保状況」を測る指標

施策の方向

① 地域医療体制の向上

静岡県地域医療再生計画（中東遠版）に沿い、中東遠全域での地域完結型医療体制の構築に努めます。

また、掛川市においては、在宅医療体制の拡充とともに、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携強化や、かかりつけ医の推進をおこない、市民が安心できる地域の医療体制向上を図ります。

② 救急医療体制の充実

市民が安心して生活できるように、一次救急を担っている急患診療室の充実を図り、休日・夜間の救急医療体制の確保・強化を進めます。また、二次救急体制については、掛川市立総合病院（平成 25(2013)年 4 月まで）、中東遠総合医療センター（平成 25(2013)年 5 月から）を核に構築を進めます。

③ 医療・健康への市民理解の確立

医療や健康に関して市民が高い関心を持つことでコンビニ受診の抑制など、医療の適正利用に結びつくように意識啓発を図ります。

④ 在宅医療の推進

多くの住民の願いでもある住み慣れた地域で安心して生活し、今後迎える超高齢社会に対応できるよう地域における在宅生活の総合支援を行うために地域健康医療支援センター「ふくしあ」を中核とした地域包括ケアシステムにより、在宅医療体制整備を促進します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
救急医療体制の確保・充実	救急医療の安定的運営、医師会・病院・近隣市等との緊密な連携による中長期的救急医療体制の整備・充実
地域医療再生計画の推進	在宅医療体制の拡充、ふくしあによる在宅医療支援の提供、中東遠地域医療再生支援センター事務局運営による地域医療再生計画の進行管理

1-2-3 質の高い医療の提供

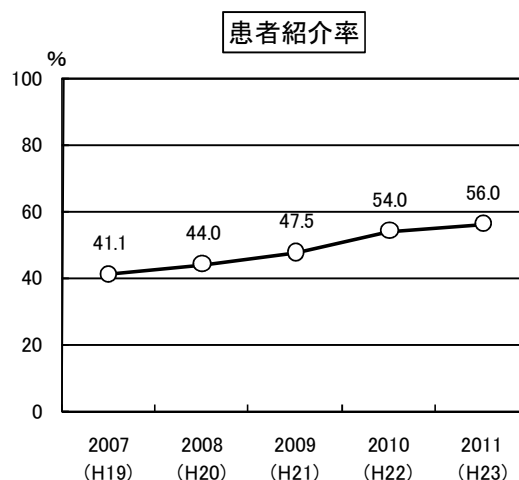
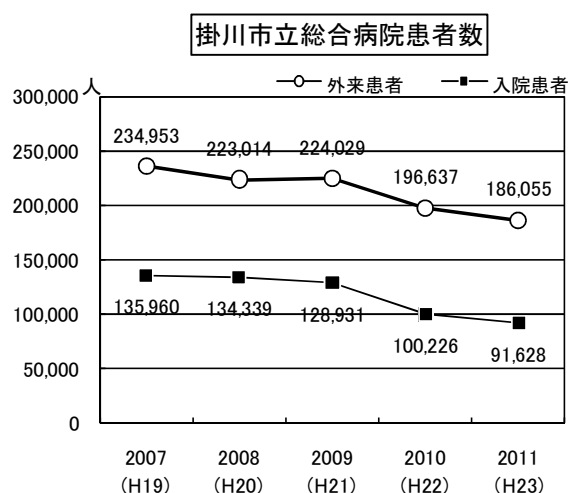
■現況と課題

現在の掛川市立総合病院は、中東遠地域の基幹病院として、高度医療や地域医療に重点を置いて整備拡充が進められてきましたが、建物・設備の老朽化が進行しており、医療のより効率的な提供、医師の確保や病院経営の健全化を図る等の観点から、市立袋井市民病院との統合による新病院（中東遠総合医療センター）の建設が平成 25(2013)年 5 月の開院を目指して進められています。

新病院では、質の高い急性期医療を提供することを基本に、急性期医療を中心とした病院として、今後増加が見込まれる循環器系疾患への適確な対応をはじめ、救急医療体制の整備、さらには当地域に不足している小児・周産期医療の充実を目指します。

なお、地域の医療課題に対しては、地域の高度医療を今後支える新病院の整備・充実を図るとともに、保健・福祉との連携に基づき進めていくことが重要であり、そのための体制・仕組みの構築が求められています。

現在の掛川市立総合病院については、閉院までの残期間において経営改善計画に基づき、経営の効率化に向けた取り組みを進めていくとともに、債権・債務等の清算を行う必要があります。



■目指す姿

高度専門医療を安定的に提供し、市民に安心感を与えている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆患者紹介率	56.0%	60%	※新病院開院後に再設定
◆病床利用率	71.1%	90%	※新病院開院後に再設定

施策の方向

① 新病院(中東遠総合医療センター)の整備と安定的運営の実現

中東遠地域の基幹病院とし、質の高い医療の提供を図るとともに、将来にわたり継続的かつ安定的に医療を提供していくために、医師と看護師の確保に努め、健全経営を実現します。

② 掛川市立総合病院の経営の効率化

閉院までの残期間において、経営改善計画に基づき、経営の効率化に向けた取り組みを進めていくとともに、債権・債務等の清算を円滑に行います。

③ 掛川市立総合病院跡地の利活用

現在の市立総合病院の跡地を「希望の丘構想」と位置づけ、医療、保健、福祉、介護、教育に関連する施設を、官・民両方の力を活用し、「健康医療日本一のまちづくり」の中核ゾーンとして総合的に整備することにより、高齢者、障害児やその家族はじめ、すべての住民が心から安心して暮らすことができるまち、優しさにあふれたまちづくりへ繋がります。

■新病院の将来像

《基本理念》

- ① 地域連携のもとに、両市民が必要とする質の高い医療を提供する。
- ② 地域救急体制の核として、2次救急を中心に充実した救急医療体制を構築する。
- ③ 保健・医療・福祉の連携のもとに、両市民の健康増進・健康管理に貢献する。
- ④ 災害時には両市民の命を守るための拠点となる。
- ⑤ 医療従事者が医療人としての誇りと働きがいを持って、地域医療に尽くすことができる。
- ⑥ 良質な医療を継続的かつ安定的に提供するための健全経営を実現する。

↓

《基本方針》

- ア 急性期入院医療の充実
- イ 循環器系疾患・悪性新生物に対する機能強化
- ウ 小児医療・周産期医療の充実
- エ 地域医療連携の強化
- オ 救急医療体制の充実
- カ 保健・医療・福祉連携の強化
- キ 災害時医療体制の確立
- ク 医療従事者の満足度の向上
- ケ 安定的な経営の実現

■主要事業

主要事業	事業の内容
急性期入院医療の充実(新病院)	手術室 12 室、集中治療室 10 床の整備、7対1看護配置体制の確保
循環器系疾患に対する機能強化(新病院)	「脳・心臓血管内治療センター」を設置し、血管内治療や脳外科治療を組み合わせた治療の実施 心疾患集中治療室(CCU)の整備
悪性新生物に対する機能強化(新病院)	PET/CT(高度検査機器)の導入、外科的治療、化学療法、放射線治療の実施
糖尿病に対する機能強化(新病院)	糖尿病の専門医療拠点として、合併症への対応も含めた十分な治療や教育の実施
希望の丘構想の推進	特別支援学校、後方支援病院、重症心身障害児(者)通所施設、障害児学童保育、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、中部ふくしあ、急患診療室、掛川市緑茶予防医学・健康科学研究所、静岡県看護協会中東遠支部等の設置の推進

1-2-4 国民健康保険事業等の健全な運営

■現況と課題

国民健康保険制度は、国民皆保険の中核として、農業従事者や自営業者などの健康と暮らしを守る上で、重要な役割を果たしてきました。しかしながら、近年は産業構造の変化などにより、高齢者や低所得者の加入割合が高くなったことに加えて、生活習慣病の増加や医療の高度化などにより、医療給付費は増加傾向にあり、国民健康保険事業の財政運営は大変厳しい状況にあります。

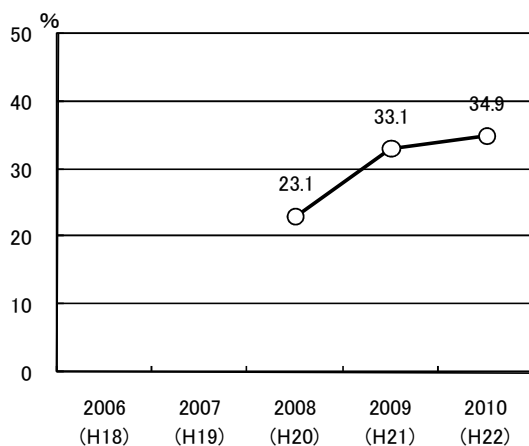
本市では、被保険者の資格の適正管理、並びにレセプト（診療報酬明細書）の縦覧点検、医療費通知、疾病の早期発見・早期治療を目的とした人間ドック助成事業などの医療費適正化事業に力を入れ、医療費抑制に努めてきましたが、依然として医療費は増加傾向が続いています。

このため、財源に不足が生じ、国保税の賦課基準の改正、一般会計からの法定外繰り入れ、保険給付費支払準備基金取り崩しによって、国保事業を運営している状況にあります。

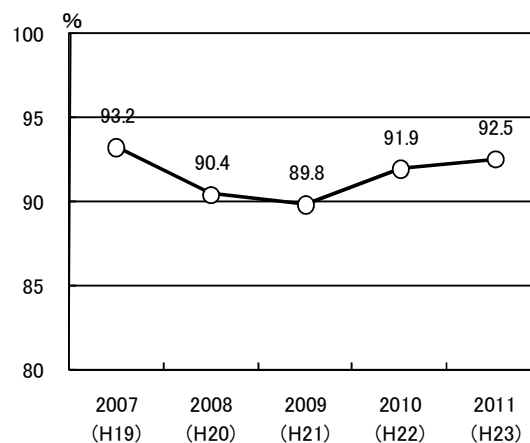
市町村国保は県単位による広域化が見込まれており、後期高齢者医療制度も新制度への移行が検討されていますが、今後も被保険者が安心して医療を受けられるよう、国保財政の健全化に努める必要があります。そのためには、被保険者の国民健康保険税の納税意識を高め、収納率向上に努めるとともに、医療費を削減するために、人間ドックや特定健診の受診率を上げ、健康意識を高める必要があります。

また、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度においても同様に、人間ドックや健康診査(特定健診)の受診率向上により、健康意識を高める必要があります。

特定健康診査受診率(国保)



国民健康保険税収納率



■目指す姿

今後も被保険者が安心して医療を受けられるよう、適正な負担割合の下、持続可能で安心できる国民健康保険事業と後期高齢者医療保険事業が運営されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆特定健診受診率	34.9%(H22)	65%	「健康予防意識」を測る指標
◆後期高齢者健診受診率	24.0%	30%	「健康予防意識」を測る指標

施策の方向

① 医療費の適正な給付(国民健康保険事業)

被保険者の資格の適正管理、レセプト（診療報酬明細書）の縦覧点検、医療費通知などを実施し、医療費給付の適正化を図ります。

② 医療費の削減(国民健康保険事業)

人間ドック助成事業や特定健診・特定保健指導の受診率を向上し、被保険者の健康意識を高め、後発医薬品（ジェネリック薬品）の普及啓発、重複・多受診者の指導に努め、医療費の削減に努めます。

③ 国民健康保険事業運営の健全化

相互扶助の視点に立ち、国保税の適正な賦課と収納率の向上に努め、一般会計からの繰出金に頼らない収支のバランスが取れ、保険給付等支払準備基金が確保された安定運営を目指します。また、高齢者医療制度と市町村国保の広域化の改革に向けた円滑な運営に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
保険給付事業(国保)	医療給付費、出産育児一時金、葬祭費の給付
特定健診(健康診査)・ 特定保健指導事業	被保険者への特定健診・特定保健指導の実施による医療費削減
人間ドック助成事業 (後期高齢者を含む)	該当被保険者への費用助成による病気の早期発見・早期治療の促進
医療費適正化事業(国保)	被保険者の資格の適正管理、レセプトの縦覧点検、医療費通知などの実施による医療給付費の削減

1-3-1 障害のある人の自立支援・家庭支援

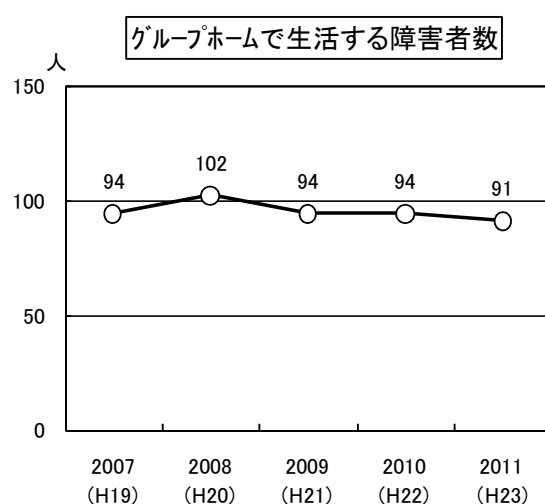
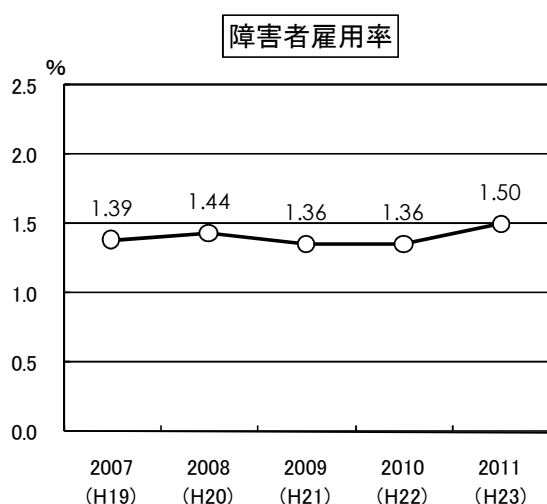
■現況と課題

平成 18(2006)年に障害者自立支援法が施行され、本市においても、障害者の就労支援の充実や施設入所から地域での生活への移行を促進するなどの取り組みを推進してきました。

しかし、障害者自らが希望する福祉サービスが受けやすくなる一方、応能負担から応益負担に変わったことで、特に重度の障害者ほど負担が重くなるなどの課題も多く、自立支援法は廃止され、平成 25(2013)年には障害者総合福祉法が施行される予定です。

障害のある人が生きがいや自信を持って生活するためには、就労支援や社会参加が重要であり、公共職業安定所や福祉活動団体等と連携しながら、就労の場の確保、文化・スポーツ活動の参加機会の充実などが必要になっています。また、障害の内容やライフステージに対応した的確な支援が提供できるよう、相談体制や地域社会の支援体制を強化していくことが求められています。

今後、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、個々のニーズに応じた地域生活支援の充実を図るとともに、障害のある人への理解を促進していく必要があります。



■目指す姿

障害のある人が、地域で支えられながら積極的に社会参加し、自立した生活を送っている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆障害者雇用率※	1.50%	1.8%	「障害者の就労支援体制の向上」を測る指標
◆地域(グループホーム)で生活する障害者数	91 人	100 人	「地域の受け入れ体制の充実度」を測る指標

施策の方向

① 在宅・地域生活型福祉の推進

日帰り介護、居宅介護支援、デイサービス、短期入所などの各種福祉サービスを通じて、重度の障害があっても施設に入所することなく、住み慣れた地域で暮らせる環境を整えます。

② 職業的自立の支援

就労場所確保の支援、障害に応じた職業準備訓練・職業能力の向上策の実施、通勤支援などを通じて、障害者の職業的自立を支援します。また、ジョブコーチ制度*などを利用し、継続的な就労支援を行います。

③ 障害者理解と社会参加の促進

障害のある人となない人との相互理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。また、障害者施設の運営支援、手話通訳・要約筆記、タクシー料金助成、施設訓練などを通じて、コミュニケーションや外出移動を支援し、障害者が社会参加しやすい環境を整えます。

④ 早期療育・相談体制の充実

障害者や心身障害児に対して専門的な相談体制を強化するとともに、重度障害者医療費助成や更生医療などを通じて、障害者が安心して生活できる支援体制を整えます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
居宅生活支援事業	身体介護、家事援助、移動等のヘルパー派遣を通じた生活自立の支援
心身障害児放課後対策事業 (児童デイサービス事業)	心身障害児を対象とした放課後学童保育の実施
地域生活支援事業	手話通訳者派遣・養成、要約筆記者派遣・養成、地域活動支援センター運営などによる障害者の社会参加の支援
短期入所事業	介護者の負担軽減のための短期間の施設入所支援
障害者就労支援事業	障害者の就労を促進するための職能訓練支援

※障害者雇用率：ハローワーク掛川管内(掛川市、菊川市、御前崎市)の50人以上の事業所における障害者雇用率を示す。

※ジョブコーチ制度：障害者が一般の職場で働くことを実現するため、就労支援の専門職(ジョブコーチ)が、障害者と企業の双方を支援する制度。

1-3-2 高齢者の安心安全な生活・生きがいつくりへの支援

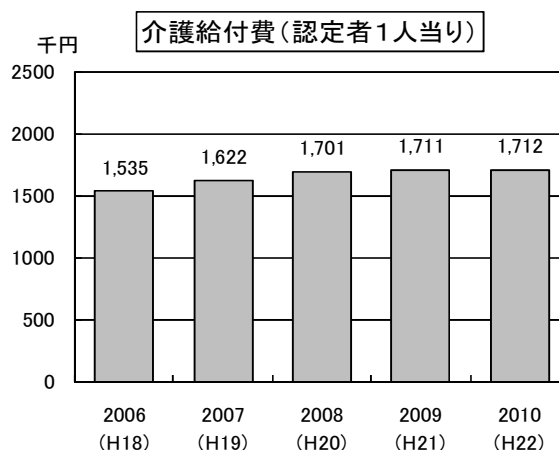
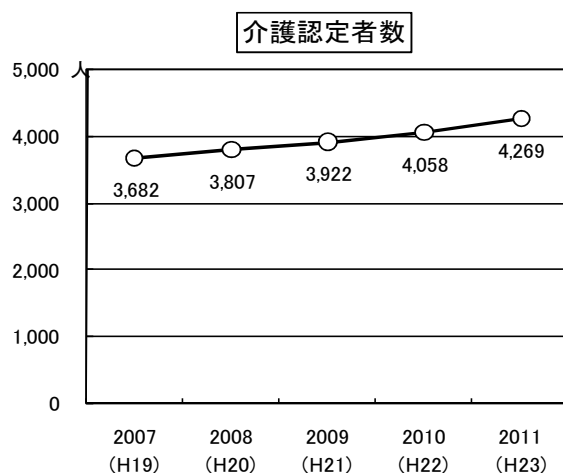
■現況と課題

全国的傾向と同様、本市でも総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が 21% を超え、超高齢社会（高齢化率 21% 超）となっています。このため、高齢者が健康で安心して暮らせるよう、介護予防や高齢者の生きがいつくりを推進するとともに、介護サービスの充実などを通じて、高齢者を支える仕組みの構築に努めてきました。現在、市内には地域包括支援センター※ 5 か所、特別養護老人ホーム 6 か所、老人保健施設 4 か所などが開設され、在宅・施設両面の介護サービスの充実が図られています。

多くの高齢者は、自らが暮らす地域で、生きがいがあり自立した暮らしを求めています。その一方で、健康面や一人暮らしに対する不安を抱え、心身の健康維持と身近な介護支援を必要としています。

今後は、高齢者人口の増加のみならず、核家族化や生活様式の変化に伴い、高齢者世帯や高齢者単身世帯の増加が予想されています。高齢者がいつまでも生きがいを持って暮らせる健康長寿社会を実現するためには、介護予防を充実させて心身の健康維持に努めることが必要です。

さらに、高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で安心して老後を過ごすため、高齢者と地域社会との関わりを保つ仕組みを整えるとともに、介護施設や介護サービスの充実に努め、きめ細かな支援体制を整えることが求められています。



■目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいに満ちた暮らしを営むことができ、支援が必要になったときは安心してサービスが受けられる。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆要介護認定率	16.5%	17.0%	「介護予防活動の効果」を測る指標
◆介護保険制度に満足している人の割合	78.2%(H22)	84.0%	「介護サービスの充実度合い」を測る指標

施策の方向

① 生きがい対策の推進

老人クラブやシルバー人材センターの活動支援、老人福祉センター運営、敬老会開催などを通じて、高齢者の生きがい活動の参加機会や就業機会を増やし、高齢者が生きいきとした生活が送れる環境を整えます。

② 介護予防の推進

生きがいづくりを含め、元気な高齢者を増やすため介護予防を推進します。さらに地域包括支援センターや地域健康医療支援センター「ふくしあ」等との連携により、介護予防対象者の的確な把握に努め、介護予防事業を通じて生活機能の改善を図ります。

③ 在宅・地域生活支援の充実

地域包括支援センターによる高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメントなどを通じて、在宅介護を推進します。また家庭や地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケア」体制を整えるため、地域包括支援センターを本市の特徴である地域健康医療支援センター「ふくしあ」内に設置し、掛川方式の地域包括ケアシステムを構築していきます。

④ 介護保険サービスの充実

慢性的な入所待機者の解消のため、特別養護老人ホームの増床と合わせ、訪問介護・訪問看護などの居宅介護サービスの充実を図るとともに、小規模多機能型居宅介護を含めた地域密着型介護サービスの整備を図り、利用者の介護ニーズに合った各種介護サービスを提供します。

⑤ 介護保険制度の適切な運営

老後の不安解消に向けて、介護保険事業計画に沿った的確な介護サービスを提供するとともに、サービス供給量に見合った適正な保険料設定を行い、安定した介護保険事業の運営に努めるとともに、低所得者への負担軽減を図るなど、よりサービスを利用しやすい環境を整備します。また、掛川市、菊川市、御前崎市 3 市共同の介護認定審査会を円滑に運営し、迅速かつ公平・公正な介護認定を実施します。

⑥ 養護老人ホームの適切な運営

養護老人ホームの適切な管理運営に努め、入居者が快適で充実した生活が送れる居場所を提供します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
在宅高齢者の生活支援事業	ひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置の貸与、通院支援、配食サービスの実施
生きがい活動の支援事業	生きがい活動通所事業の実施、老人クラブの育成、シルバー人材センターの支援
家族介護の支援事業	ねたきり老人等の家族介護者へ慰労金支給、家族介護者の交流・介護教室の開催
介護保険サービス給付事業	在宅介護サービス、施設介護サービスの提供、保険給付の実施
介護予防事業	介護予防対象者の把握、通所型・訪問型介護予防事業の実施、介護予防の普及啓発
地域支援事業	地域包括支援センターの運営、介護等総合相談、権利擁護

※地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

1-3-3 とともに支え合う地域福祉活動の推進

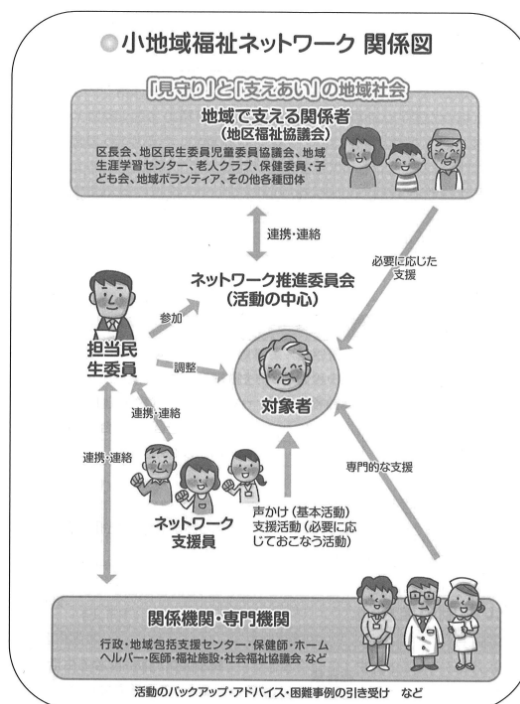
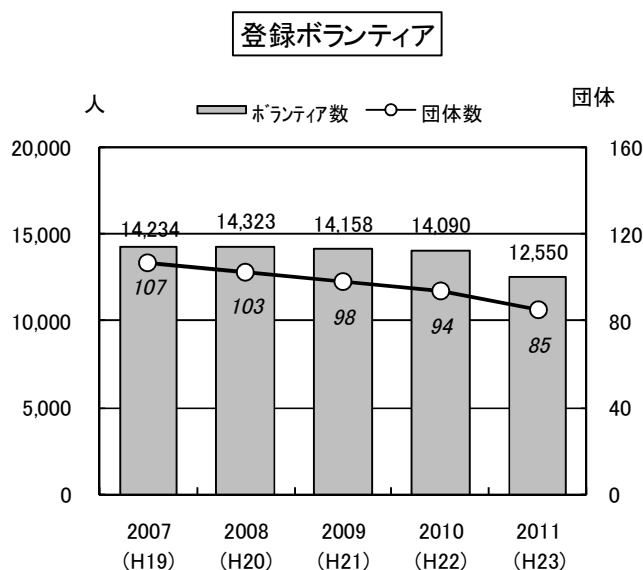
■現況と課題

地域社会の連帯感が希薄化する中で、これまで地域社会が担ってきた地域の防災・防犯機能、福祉機能、教育機能などの低下が指摘され、地域社会の相互扶助の力は弱まりつつあります。

こうした状況の中で、平成 22(2010)年度に改定した地域福祉計画では、「安心して暮らせる仕組みづくり」「人がつながり交わりのある地域づくり」「魅力あふれ活力ある地域づくり」の3本の柱と、その柱を支える「住民参加のプログラムづくり」「安定した地域福祉の推進」の2本の柱を掲げ、地域福祉の実践方法について定めています。

地域福祉の推進組織としては、概ね小学校区単位を基本とした地域住民の参加による地区福祉協議会が全地区で設置されていますが、活動内容については、地区それぞれの成り立ち・実情・特性に合わせて取り組む必要があります。

今後は、少子高齢化や核家族化により、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加が予想され、緊急時・災害時の支援体制や身近な支え合い体制の確立、相談機能の充実など、地域で支え合う地域福祉意識と活動体制の確立がこれまで以上に重要になっています。市民、行政、社会福祉協議会等が連携して、安心して暮らせる仕組みを築き、福祉や健康を支える体制を整えるとともに、地域自らが地域に必要な相互扶助のあり方を検討し、多くの住民や団体が参加して地域福祉活動に取り組むことが求められています。



■目指す姿

地域社会でとともに支え合う心が育まれ、自律的に様々な福祉課題が解決できている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆小地域福祉ネットワーク活動※の組織率	13.9%	50%	「地域福祉活動の広がり」を測る指標

施策の方向

① 安心して暮らせる仕組みづくり

緊急時・災害時の支援体制の確立、防災・減災と防犯対策の推進、身近な支えあいとニーズ把握体制の確立、相談と情報提供体制の充実、権利擁護体制の確立により、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

② 人がつながり交わりのある地域づくり

多様な人々の交流活動の充実、障害者との交流活動の促進、高齢者生きがい活動への支援、介護予防の充実、子ども・子育て支援により、人がつながり交わりのある地域づくりを進めます。

③ 魅力あふれ活力ある地域づくり

地域の歴史文化資源や人的資源の再発見、生活支援サービスの充実、当事者組織活動への支援、ユニバーサルデザインの推進、広域タウンモビリティ※の推進により、魅力あふれ活力ある地域づくりを進めます。

④ 住民参加のプログラムづくり

地区福祉協議会の活動の充実とネットワークの強化、学校発の福祉教育への支援、地域ぐるみによる学びの場の創出、ボランティアの開拓・養成と支援、多様な市民活動との連携の促進により、住民参加のプログラムづくりを進めます。なお、地区福祉協議会の組織体制については、既存の組織体制を活用するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を進めます。

⑤ 安定した地域福祉の推進

福祉関連機関の連携強化、地域社会資源の見直し・活用促進、社会福祉協議会の基盤強化、地域福祉の推進体制及び評価体制の確立により、安定した地域福祉の推進を図ります。

■主要事業

主要事業	事業の内容
社会福祉協議会支援事業	地域福祉を推進する社会福祉協議会(地区福祉協議会)の活動支援
民生委員・児童委員支援事業	地域福祉活動の推進役である民生委員・児童委員の活動支援
総合福祉センターの管理運営	福祉事業を行う拠点施設としての適切な管理運営
更生保護事業	非行や犯罪を行った者の社会復帰を図るための更生保護活動の支援
災害時要援護者支援事業	災害時要援護者の避難支援体制の確立、福祉避難所の検討等

※小地域福祉ネットワーク活動：日常の生活をする小地域単位で、高齢者や障害者のお宅などを、近隣住民やボランティアが見守り、必要な支援を行うことにより、安心して暮らすことのできる地域をつくることを目的に行われる活動。

※タウンモビリティ：移動が困難な人のために移動手段(車イスなど)を用意すると共に歩道や通路等の整備を行って便宜を図ること。

1-3-4 人権が尊重され希望が持てる地域社会の確立

■現況と課題

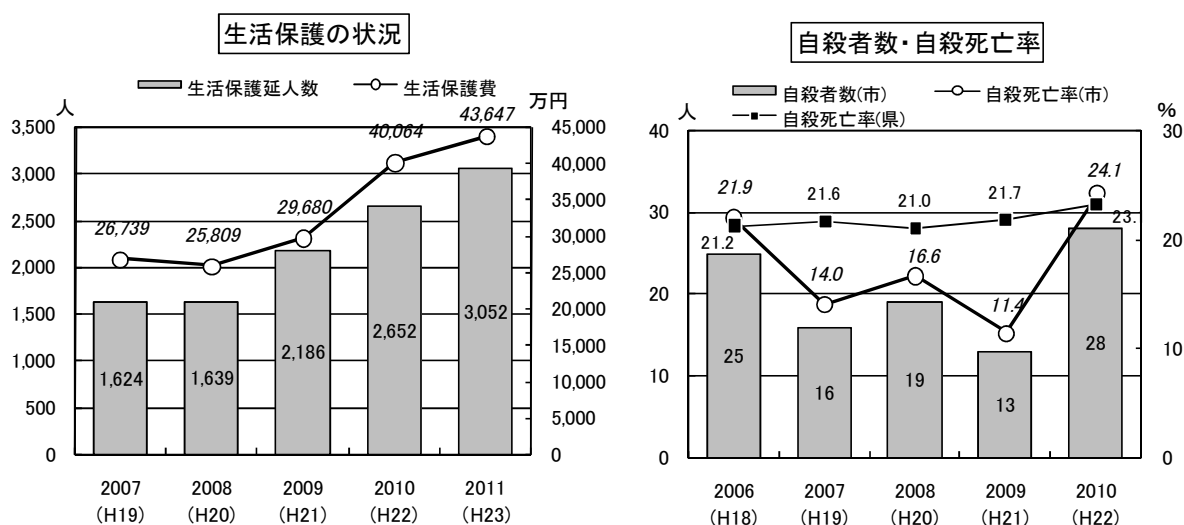
人権の尊重は、自由で平等な社会を築く基礎です。本市では差別と偏見のない社会を目指して、人権教育や人権擁護活動に取り組んだ結果、人権意識は徐々に高揚してきました。

しかし、家庭における子どもや女性に対する虐待や暴力、学校におけるいじめや不登校、社会における社会的身分、宗教、国籍、人種などの違いによる差別や偏見は、いまだに解消されていないため、引き続き、お互いを尊重しあえる意識の啓発が必要です。

21世紀は「人権の世紀」といわれ、時代の潮流として人権文化の構築が求められており、人権意識のさらなる高揚に努め、人間一人ひとりが尊重される社会を築いていく必要があります。

一方、本市の生活保護世帯は、一人暮らしの高齢者世帯や母子家庭の増加等とともに、増加する傾向にあります。生活保護法に基づき、生活困窮者に対する面接相談を実施し、適正な認定に努めていますが、経済状況の悪化に伴い、生活保護申請数は増加しています。今後は、民生委員などと連携しながら、生活保護法の適正な運用を行い、生活困窮者の生活安定化を図るとともに、適切な助言・指導や就労支援を行い、生活の経済的自立や生活意欲の助長を図ることが必要になっています。

さらに、近年は自殺者が増加傾向にあります。希望が持てる地域社会の確立に向け、自殺予防対策を進める必要があります。



■目指す姿

人権が尊重され、偏見のない社会になっているとともに、生活保護の必要な市民が希望を失うことなく、再度自立できている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆人権相談件数	25 件	15 件	「人権尊重の浸透度合い」を測る指標
◆生活保護から自立した世帯数(年間)	17 世帯	10 世帯	「生活保護世帯の自立」を測る指標

施策の方向

① 人権擁護意識の向上・相談体制の確保

人権擁護委員による相談体制の確保、講演会の開催や小中学校への啓発活動を通じて、人権侵害は許さないという社会意識を高めるとともに、子どもや外国人を含めたあらゆる人権問題についての正しい理解を促します。

② 福祉館活動への支援

交流会、福祉館文化講座、人権啓発研修会等の開催など、地区内外との自主的な交流活動や啓発活動を通じて、人権擁護意識の向上を図ります。

③ 人権教育の推進

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、幼稚園、保育園、幼保園、小学校、中学校での人権教育を推進します。推進にあたっては、国、県の指導方針にのっとり、教育の中立性を守りながら地域や学校の実情と教育課題に留意しながら進めます。

④ 生活保護者の自立支援

ハローワーク等と連携しながら、自立支援指導（自立支援プログラム）を通じて、安定した就労を促進し、生活保護世帯の経済的な自立を支援します。

⑤ 援護体制の充実

訪問相談員の拡充とともに、福祉団体や民生委員・児童委員、地域健康医療センター「ふくしあ」と連携した訪問相談体制の強化を図り、生活保護世帯に対する援護体制を充実させます。

⑥ 自殺予防対策の推進

関係機関と連携して自殺予防対策を推進し、普及啓発事業を行います。

■主要事業

主要事業	事業の内容
人権問題啓発事業	差別のない明るい社会をつくるための人権問題啓発講演会開催、人権尊重意識の啓発
福祉館運営等事業	福祉の向上や人権啓発のため、住民交流の拠点施設として、福祉館文化講座等、各種相談、児童・生徒交流学習会の実施
生活保護制度の実施	生活保護法に基づく、適切な生活保護者認定及び自立支援
人権身の上相談の実施	いじめ、差別、体罰等の問題や近所のもめ事など人権侵害が起きないよう、人権擁護委員による相談の実施
法律相談の実施	相続や離婚、金銭トラブル等法律に関する相談に対する弁護士による無料法律相談の実施
自殺予防対策事業	関係機関の連携や相談事業の強化、地域の特性に応じた施策の推進

第2章 環境生活分野

Ⅱ 地球環境を守り、豊かな自然と 人が未来に向かって共生するまち

2-1 地球環境への負荷が少ないまちづくり

- | | |
|-------|--------------------|
| 2-1-1 | 省エネ・再生可能エネルギー普及の促進 |
| 2-1-2 | ごみ減量と資源の有効活用の推進 |

2-2 豊かな自然環境を守り育てるまちづくり

- | | |
|-------|------------------------|
| 2-2-1 | 美しい森林・海岸等自然環境の整備・保全・活用 |
| 2-2-2 | 緑豊かな暮らしを創る緑地の保全 |

2-3 清潔で健康的な暮らしができる生活環境があるまちづくり

- | | |
|-------|----------------------|
| 2-3-1 | 健康的な生活環境の確保 |
| 2-3-2 | 美しい水環境を取り戻す水質浄化の推進 |
| 2-3-3 | 安全・安心で安定した上水道供給体制の確立 |

2-1-1 省エネ・再生可能エネルギー普及の促進

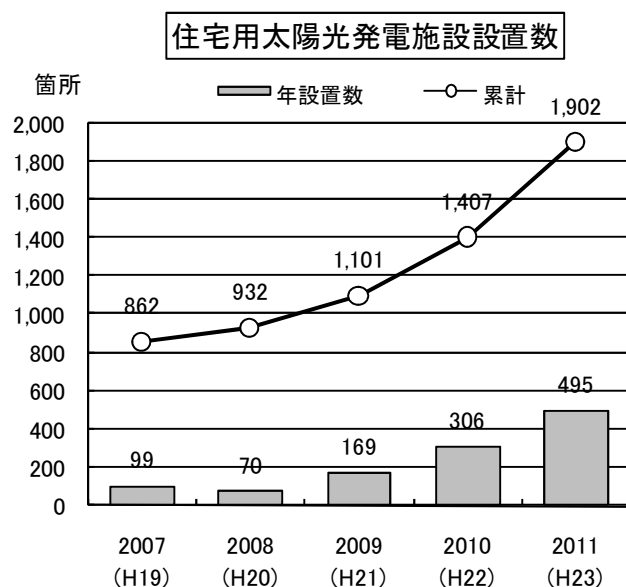
■現況と課題

本市では、環境基本条例の制定や、環境基本計画、地域新エネルギービジョン、地球温暖化対策地域推進計画等の策定を通じ、省エネ・省資源活動の推進や再生可能エネルギーの普及、環境マネジメントシステムの導入など様々な施策を実施し、地球温暖化防止活動の推進に努めています。特に再生可能エネルギーの促進では、民間事業による風力発電施設が大東区域に8基設置されました。今後は大須賀区域に10基計画されていますので、用地の確保と風力発電施設設置ガイドラインに基づく地域の合意形成が求められます。また、太陽光発電施設は、市内全31小中学校への設置が完了しました。住宅には約1,900基が設置されていますが、今後はスマートコミュニティ※のまちづくりを目指した普及拡大に努めていく必要があります。

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故を受け、わが国のエネルギー政策は、大きな転換を迫られています。今回の原発事故により、人々は原発の安全性に対して大きな危惧を抱いており、浜岡原発の稼働停止、定期点検中の各原発の再稼働の延期など、原発への依存を見直す機運が高まりつつあります。また、人々の省エネ・節電意識はより一層高まっているとともに、安全で地球環境への影響にも考慮した、太陽光や風力、小水力、バイオマス※などの再生可能なエネルギーを活用した発電の普及に大きな期待が寄せられています。

一方、平成23(2011)年8月には「再生可能エネルギー買取法」が成立し、固定価格買取制度の導入が決まり、再生可能エネルギーの普及が飛躍的に進むことが期待されるとともに、防災対策の上からも各家庭に設置できる太陽光発電、太陽熱温水器、雨水貯留タンクの普及を進める必要があります。

また、二酸化炭素排出量は、近年、産業部門では減少傾向にある一方、家庭部門やその他業務部門では増加傾向にあります。便利すぎる生活から不便を感じない程度への生活への意識の転換を図るとともに、今後も引き続き、市民、事業者、行政がそれぞれの役割において、省エネ活動に取り組むことが求められています。



■目指す姿

家庭や職場、地域で省エネルギーへの取り組みを定着させ、また、再生可能エネルギーを利用することで、地球にやさしい生活スタイルが実践できている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備 考
◆再生可能エネルギーの導入量（太陽光発電と大型風力発電の計）	35,055kW	65,000kW	「再生可能なエネルギーの普及」を測る指標
◆かけがわ環境愛そう(ISO)キッズ事業※ 参加児童数	462 人	2,000 人	「市民の自発的な環境活動（地域環境力）」を測る指標

施策の方向

① 省エネ・省資源活動の推進

「地域環境力」の向上を目指し、環境保全活動団体や自治会に対する指導・助言を行うとともに、環境を考える市民の集いや環境展等を通じた学習・研修の充実を図り、地区・家庭・事業所における省エネ・省資源活動を促進します。また、太陽熱や雨水の利用も進めます。

② 太陽光発電施設の普及促進

スマートコミュニティの実現を目指し、各家庭への太陽光発電パネル設置補助の充実を図り、今後5年間に戸建て住宅の2割に設置を促進するとともに、事業所や公共公益施設への普及拡大に努めます。

③ 風力発電の導入促進と市民力による新たな再生可能エネルギーの普及拡大

再生可能エネルギーの普及拡大と持続可能な地域社会を目指し、風力発電施設の導入を促進し、温暖化対策と地域における電力の地産地消の推進を図ります。また、市民力によるファンドを活用して採算性のある“かけがわ市民風車発電所”設置事業を支援し、再生可能エネルギーの安定確保と地域経済の振興を促進します。

④ 地球温暖化防止活動の推進

地球温暖化の大きな原因となっている温室効果ガスの発生を抑制するため、かけがわ環境愛そう（ISO）キッズ事業や緑のエコカーテン事業など省エネ・省資源対策を総合的に推進し、二酸化炭素の排出量を減らす取り組みを進めることにより、地球にやさしいまちづくりに努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
新エネルギーの利用促進	太陽光発電や風力発電、小水力、バイオマス等を活用した再生可能エネルギーの普及拡大
環境にやさしいライフスタイルの推進	省エネルギー・省資源活動、アイドリングストップ運動、グリーン購入※運動、マイバッグ運動など、市民の自主的な環境保全活動の支援・促進
地球温暖化防止活動の推進	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、家庭や事業所における省エネ・省資源活動の推進、学習会や環境配慮活動の推進

※スマートコミュニティ：都市全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用、交通システムや住民のライフスタイルの変革など、あらゆる側面から社会的インフラ及びシステムを統合的に管理・制御するという概念。

※バイオマス：生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること、または、その生物体、生物資源を指す。

※かけがわ環境愛そう(ISO)キッズ事業：日常生活での環境保全に配慮した行動を、小学生を対象に推進し、その取り組みを家族にまで広げることを目的とした事業。

※グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

2-1-2 ごみ減量と資源の有効活用の推進

■現況と課題

本市ではごみの減量と再資源化の推進のために、ごみの分別指導、事業所の巡回指導、地区説明会の開催等の啓発事業を積極的に行ってきました。

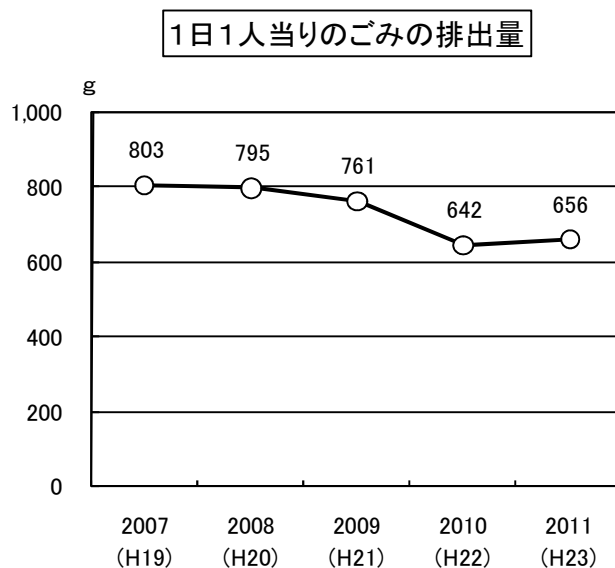
平成 18(2006)年からは「ごみ減量大作戦」を開始し、マイバッグ持参率を高める取組みや剪定枝の資源化に取り組んで参りました。平成 22(2010)年度からは「新ごみ減量大作戦」として、更なるごみの減量施策に取り組んでおり、新たな事業として「古紙回収コンテナの設置」を重点的に行い、市民が古紙をリサイクルしやすい状況作りと、ごみの減量に大きな成果をあげています。行政による古紙の収集業務につきましては、古紙コンテナの設置を始め、P T Aなどの回収活動、区の独自回収などにより、受け入れ環境が整ったため、平成 24(2012)年度から廃止することになりました。

ごみ減量の最大の課題である生ごみの処理については、「食材は使い切る」「調理した物は食べきる」「出た生ごみは水を切る」の『3つの切る』をキャッチフレーズとし、積極的な減量施策に取り組んでいます。

また、市内の環境美化への取組みとして「美化推進ボランティア」の登録を推進し、市民と一体になった活動を展開しております。

これらの取組みに対する市民の協力により、本市のごみの総排出量については減少しました。引き続き「不要なものは手に入れない (Refuse)」「できるだけごみを出さない (Reduce)」「使えなくなるまで繰り返し使う (Reuse)」「使えなくなったものは再び資源として活用するように処理する (Recycle)」という 4 R 活動を推進し、ごみの抑制と有効活用を進めていきます。

今後の課題として、掛川区域と大東・大須賀区域のごみ分別方法の統一がありますが、平成 22(2010)年度に市民の代表で構成される「新ごみ減量大作戦推進委員会」を立ち上げ、統一の検討を重ねて参りました。また、平成 23(2011)年度には庁内で組織する「ごみ減量化検討委員会」において、推進委員会からの提言を基に、更なる協議を進めています。



■目指す姿

市民や事業者が日常生活や事業活動等に伴い発生する廃棄物を最小限にとどめるとともに、廃棄物の資源化を進め、環境への負荷の低減に努めている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆1日1人当たりのごみの排出量	655.5g	630g	「廃棄物抑制」を測る指標

施策の方向

① ごみの減量の推進

ごみの減量化に向けて、4 R活動による消費生活の推進、ごみ減量に関する学習の推進を行います。また、ごみ処理の有料化について検討を進めるとともに、市内のごみ分別方法の統一化と収集・処理体制の確立を図ります。

② 再資源化の推進

ごみの再資源化に向けて、分別収集の徹底、市民及び事業者のリサイクル活動に対する啓発、資源有効利用に関する学習の推進を図ります。

③ 不法投棄の防止と適正なごみ収集の実施

市民ボランティアによる徹底したごみ拾いと不法投棄に対する監視体制の強化を促進します。また、生活系・事業系それぞれの適正なごみ収集に努めます。

④ 最終処分場の適切な管理

4か所の最終処分場について、計画的に点検や整備を実施し、適正な維持管理に努めます。

⑤ 環境資源ギャラリー等の適切な運営

掛川市・菊川市衛生施設組合や関係地元区と連携しながら、可燃ごみ処理及び粗大ごみ処理の適切な実施と管理徹底を図ります。また、環境資源ギャラリーでの環境学習機能の充実に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
新ごみ減量大作戦事業	集積所巡回指導、事業所巡回指導、ごみ分別説明会、古紙回収コンテナの設置、他
クリーン推進員活動事業	ごみの分別、減量化、再資源化、排出マナーに関する啓発と指導他
かけがわ美化推進ボランティア事業	企業や団体等のボランティアによる清掃活動、景観美化の向上・啓発、他
ごみ・資源物収集運搬及び処理事業	ごみと資源物の収集運搬、資源物の適正処理、古紙回収コンテナの設置推進、剪定枝の再資源化処理、ごみ集積所設置等補助事業の実施等
適正なごみ処理啓発事業	ごみ分別説明会の実施、クリーン推進員活動の支援、ごみ分別方法統一の検討、ごみ処理有料化の検討他

2-2-1 美しい森林・海岸等自然環境の整備・保全・活用

■現況と課題

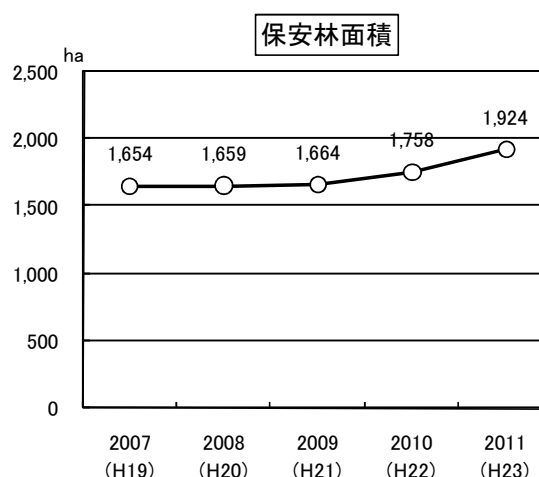
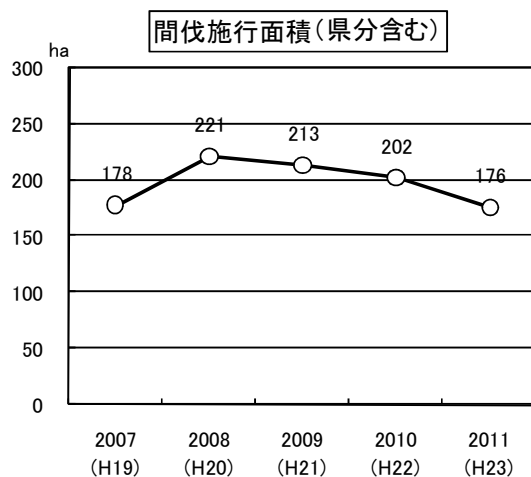
本市の北部に広がる森林や中央部の小笠山、南部の海岸からなる豊かな自然環境は市民の誇る財産であり、様々な生物の生息環境を提供しています。また、森林は木材などを生産する機能、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化防止機能、水源を涵養する機能、土砂流出の防止など多面的な機能を備えています。

本市は、八高山や小笠山を中心として約 114km²の森林を備え、市南部の約 10km に及ぶ海岸線を有しており、洪水や渇水の緩和、土砂の流出防止、清浄な水の供給などの森林の「水土保持機能」を重視し、間伐や林道開設などの森林整備に取り組むとともに、飛砂防止等を目的とした海岸部の防災林の保全に向けて、松くい虫防除や植栽を実施して松林の保全に努めてきました。

近年、木材価格の低迷により、山の木を伐採し販売しても収益を得られない状況であり、益々長伐期化が進行しており、森林施業の継続ができず、手の入らない山林は鬱蒼とし林床の植生は減少し多面的な機能を失いつつあります。

また、温暖化などの環境問題がクローズアップされ、身近な自然環境に対して市民の関心が高まり、市内に生息・生育する在来動植物の保護、良好な森林・海岸等の保全や活用への期待のほか、海岸景観の再生と、津波被害を減災する防災林としての機能を期待する声も高まっております。

良好な森林・海岸等自然環境を保全・活用し、多面的機能を持続的に発揮させるためには、市民や企業との関わりを深め、生態系へ悪影響を及ぼす外来種の放逐・植栽の抑制を図り、市民協働による森林・海岸等自然環境の整備を進める必要があります。



■目指す姿

森林・海岸が適切に保全・整備され、森林・海岸の多面的機能の発揮に努めている。また、身近な自然に接し、自然環境の大切さを感じるとともに、自然生態系が維持されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆間伐施行面積(ha)	175.96ha	180ha	「重要な役割を果たす森林の保全状況」を測る指標

施策の方向

① 森林資源の保全

森林の荒廃を防止し、森林が有する多面的機能を維持増進するため、間伐や造林による森林の保全を進めます。それぞれの森林所有者に適した森林計画の策定を推進し、森の力再生事業など個々の負担をできるだけ減らせる事業の活用を図りながら森林施業の活性化を図ります。

② 海岸の保全と育成

防潮・防砂・防風・防災等多面的な機能を持つ海岸防災林の保全と育成を行います。大震災の経験から海岸防災林には津波の力の減衰や到達時間を延ばす効果があることから「命を守る森」として育成を図ります。松くい虫防除のほか、枯死した跡地は地域住民・企業、ボランティア等との協働による植林を進めます。

③ いこいの空間としての森林資源の活用

「市民の森」をはじめとする森林資源の有効活用を図り、市民が森林と親しむことができるレクリエーション空間の維持管理に努めます。

④ 循環型地域資源としての木材の利活用促進

森林の保全と資源の活用の両面から木材を生産し活用することを進めます。現在 30%以下まで低下した木材自給率を、今後 10 年間で 50%まで引き上げる国の計画に即し、機械化による施業の低廉化、作業路網の整備による間伐材の有効利用を図るなど国産材の需要確保を進めます。

⑤ 野生鳥獣の保護と捕獲

野生鳥獣の保護に配慮する中で、有害鳥獣の駆除と防除を効果的に実施し、有害鳥獣による生活環境、農林業に係る被害の防止に努めます。

⑥ 身近な野生動植物の生息・生育環境の保全

身近な自然環境については、自然環境の保全に関する条例に基づく定期的な環境調査と自然環境学習の実施により市民意識の高揚・啓発を図り、調査結果に基づく適切な対策を進めます。あわせて、里山環境の保全につとめます。また、影響緩和手法（ミティゲーション）※による希少野生動植物の生息・生育環境の保全・保護を図り、地域の生物多様性の維持に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
植林事業	海岸防災林の植栽、植樹祭
松くい虫等防除事業	海岸防災林への薬剤空中散布、枯れ松の伐倒処理
自然環境調査事業	テーマを決めて継続的に自然環境を調査
奥地保安林保全緊急対策事業	本数調整間伐
森の力再生事業	里山、奥地林の間伐
市民の森管理事業	市有林の維持管理
有害獣被害防止事業	電気柵等設置の補助、狩猟免許取得補助
林道整備事業	林道の新設、改良
海岸保全事業	堆砂垣設置

※環境緩和手法（ミティゲーション）：開発行為による環境への影響を、回避・低減・代償の3段階で影響を緩和する手法。環境影響評価（環境アセス）でも事業者の環境配慮手法としている。

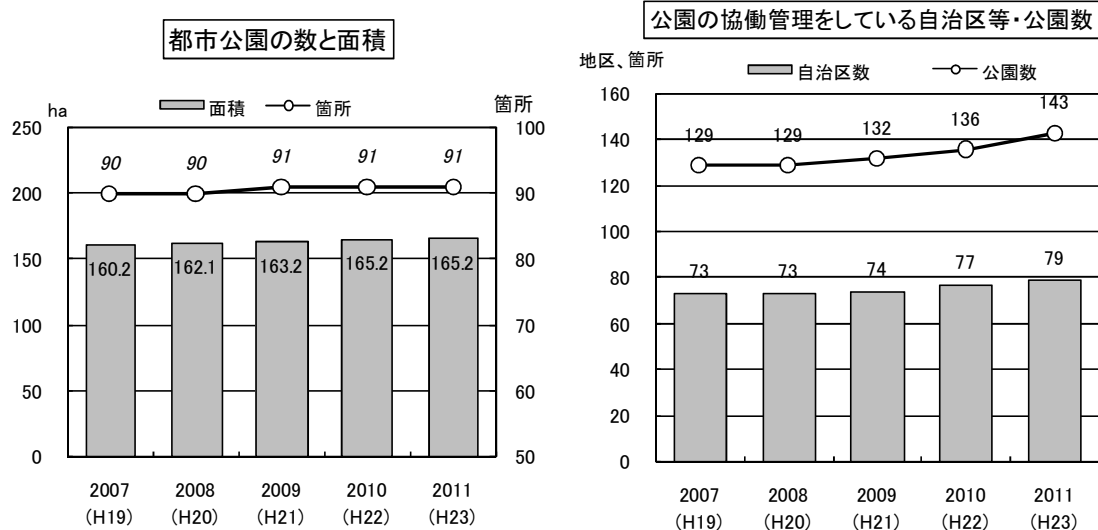
2-2-2 緑豊かな暮らしを創る緑地の保全

■現況と課題

本市が持つ緑豊かな環境は、人々の気持ちを和らげるとともに、様々な生物に対する生息環境の提供や良好な都市景観の形成、防災機能の向上などにも貢献しており、本市が誇れる特徴の一つとして大切にされています。これまで、この緑豊かな環境を身近に感じる暮らしが送れるよう、公園の整備とともに街路や公共施設における緑化など、様々な取り組みを進めてきました。また、市民のガーデニングへの関心の高まりや事業所における緑化など、緑化の協力者も増えてきました。

一方では整備後の公園や街路の緑化管理に係る経費も増加しており、厳しい財政状況の中、良好な緑の環境を維持していくため、市民や事業者等との連携により、身近な緑化施設の維持管理を進めていくことが求められています。

緑は、まちの風格を高め、災害に強いまちをつくる上でも不可欠な市民の大切な財産です。今後は、安全で美しい緑の環境の形成に向けて、公園や街路、河川等の緑に関する管理水準の向上と、防災機能などにも留意した公園、緑地の整備を進めていく必要があります。さらに、豊かな緑に囲まれた潤いのある暮らしの創造に向けて、市民や事業者などと連携して緑化管理体制を強化していくことが求められています。



■目指す姿

緑化推進活動・緑化管理が盛んに行われており、市民の緑の憩いの場がたくさんある。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆市民の自主的な緑化活動団体数	215 団体	224 団体	「緑化活動の浸透度合い」を測る指標

施策の方向

① 緑化思想の啓発と地域緑化の推進

自治区の緑化部会をはじめ、フラワーフェスティバル&花づくり教室、花と緑の学習塾、名木名林めぐりなどを通じて、緑化思想の普及・啓発を進めます。また、地域緑化を図るため、市民や地域による緑化活動への支援の充実や、緑地協定など良好な緑地環境の保全に関するルールづくりを促進します。

② 公園・街路の管理の充実

公園・街路のパトロールを実施するとともに、樹木剪定方法を工夫し、美しさとともに明るく安全な公園・街路を創出します。

③ 公園・緑地の計画的整備

市民ニーズを考慮しながら、市民が気軽に利用でき、やすらぎを感じる公園・緑地の整備を計画的に進めます。また、地域の防災機能の向上など、多面的な公園・緑地の整備に努めます。22世紀の丘公園については、引き続き市民参加型の公園づくりを進めます。

④ 市民との協働による緑の管理の推進

地域による身近な公園の管理の推進により、緑に対する愛着心をはぐくみ、管理の充実を図ります。また、河川や海岸の愛護精神を高めるため、市民や地域が中心となった草刈りや清掃等の取り組みを推進します。

⑤ 農村の景観の維持による緑の保全

本市の原風景を構成する重要な要素のひとつである農村の景観・田園風景について、農業施策とあわせて、維持に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
緑化思想啓発事業	フラワーフェスティバル&花づくり教室、花と緑の学習塾の開催
公園管理協働事業	地区での維持管理意識の高揚を図り、公園の利用を促進する。地区との共同管理を実施する。
22世紀の丘公園協働整備事業	四季を感じる里山づくり。100年かけて広葉樹の美しい森林に市民等の「協働」のもと整備をすすめる。
緑化団体活動支援事業	自治区の緑化部会等への支援と花いっぱい活動推進団体(掛川花の会)への支援
農地・水・環境保全向上対策	農村環境保全向上活動の支援

2-3-1 健康的な生活環境の確保

■現況と課題

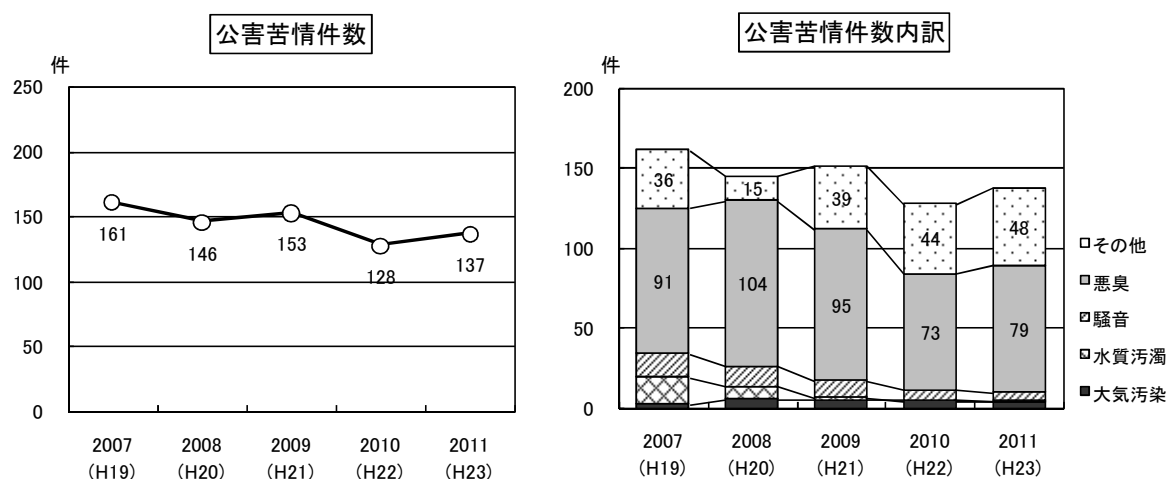
本市では、良好な生活環境を確保するため、公害対策や生活環境に対する市民意識の向上促進を図るため様々な活動に取り組んできました。

公害苦情の最近の傾向として、工場や事業所が発生源となる「産業型公害」が減少する一方で「きたない」「うるさい」「くさい」等の感覚的・心理的なものや、被害範囲が近隣住宅だけといった極めて範囲の狭いものなど都市構造や家庭生活に起因する「都市生活型公害」が増加する傾向となっています。

「都市生活型公害」の増加は、都市化の進展や生活環境の保全＝快適な環境を求める動きが顕著化しているといった住民意識の変化が理由となっています。また、さらに近年の苦情を増加させている原因として地域のコミュニケーション不足や核家族化・個人生活化により、自分以外の生活への配慮に欠ける点などがあります。このため、加害者と被害者の区別が明確でなくなり、従来は加害者が工場で被害者が住民という関係が大多数でしたが、現在は、加害者も被害者も住民であるという関係が多くみられます。本市では「掛川市良好な生活環境の確保に関する条例」（ご近所マナー条例）に基づき、市民生活マナーの向上と環境保全意識を高め、より良い生活環境の確保に努めていますが、今後も、身近な生活における環境保全意識をさらに浸透させていく必要があります。

「産業型公害」の発生の際には市民生活に大きな影響を与える恐れがある工場や事業所に対する調査・指導を引き続き行っていく必要があります。また、衛生害虫や伝染病については、被害拡大を防止するため、これまで以上に関係機関との密接な連携強化が必要となっています。

市民生活に不可欠な施設である墓地、火葬場については、公共墓地の整備や適正な維持管理を行うとともに、東遠地区聖苑の建替えが平成 25(2013)年 4 月の供用開始を目指して進められています。



■目指す姿

公害のない良質な生活環境の確保のため、市民、事業所、行政が、地球環境や自然環境に負荷をかけないように生活している。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆公害苦情件数	137 件	125 件	「良好な生活環境」を測る指標
◆公害苦情解決率	100%	100%	「生活環境の保全力」を測る指標

施策の方向

① 公害防止対策の推進

環境実態調査、事業所の立入調査、市内の主要幹線・道路沿線地域の騒音・振動調査等の各種調査を実施するとともに、事業所との環境保全協定の締結・管理等を実施し、公害防止に努めます。

② 生活型公害対策の推進

ご近所マナー条例の周知を図り、身近な生活におけるマナーの向上と環境保全意識の向上に努めます。

③ 生活環境の保全

害虫駆除、下水清掃、食品衛生協会の支援等を通じて、害虫による被害や伝染病発生などを未然に防止し、生活環境の保全に努めます。また、掛川駅周辺の鳥害に対する対策を講じます。

④ 犬猫の適正な飼育の推進

市民団体の協力を得ながら、ペットの飼育管理や飼い主のマナー向上に関する啓発を促進します。また、狂犬病の発生を防止するため、狂犬病予防注射の実施を徹底します。

⑤ 墓地の拡充整備と適正な管理

墓地需要に対応した拡充整備を行うとともに、共同墓や無縁仏の取扱いについて検討を進めます。また、快適に利用できるよう、公園機能の充実、維持管理水準の向上に努めます。

⑥ 新東遠地区聖苑の整備

東遠地区聖苑の建替え整備を推進し、平成 25(2013)年 4 月の供用開始を目指します。また、適正な管理運営を行います。

■主要事業

主要事業	事業の内容
富士見台霊園の拡張整備事業	市民の墓地と公園の需要に対応する墓地公園の拡張整備
新東遠地区聖苑の整備	東遠地区聖苑の建てかえ。平成 25(2013)年 4 月供用開始予定

2-3-2 美しい水環境を取り戻す水質浄化の推進

■現況と課題

本市は、河川や排水路等の水質浄化のため、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント※、浄化槽などで汚水进行处理しており、人口密度の高い市街地部、農村部、山間部などの社会的、地理的条件等を考慮したうえで最も適した処理方法で進めております。

公共下水道事業は汚水処理の中心を担い、掛川、大東、大須賀処理区に建設したそれぞれの浄化センターで処理し、河川へ放流しております。公共下水道の供用開始は、掛川処理区の平成 13(2001)年 3 月をはじめ、大東は平成 13(2001)年 4 月、大須賀は平成 17(2005)年 3 月に開始しました。平成 22(2010)年度末現在で下水道を利用できる面積は全体計画面積の 35.1%となり、今後も計画的に整備を進めます。

農業集落排水事業は 4 地区で整備し、全地区の全面積で供用が開始されております。

公共下水道、農業集落排水などの集合処理施設の整備には多大な費用と時間がかかり、効率的な経営には人口密度が左右することなどから、社会環境の変化に合わせて整備計画を見直すとともに浄化槽の普及を進めるなど、現実的な対応が求められています。

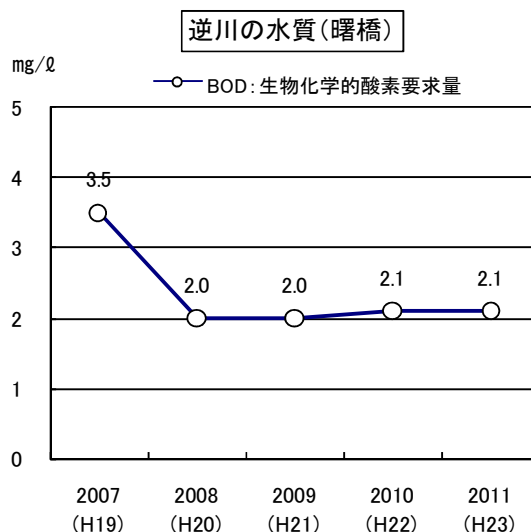
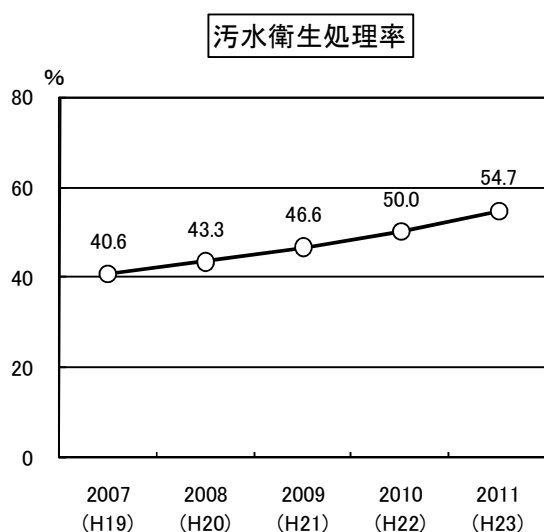
浄化槽事業では、個人が浄化槽を設置する費用の一部を補助する制度とともに、市が個人住宅等へ汚水処理能力の高い浄化槽を設置し管理する浄化槽市町村設置推進事業に県下で初めて着手し、平成 22(2010)年度までに 678 基を設置して各地区の水質浄化を進めています。

これらの事業により、掛川中心市街地内の逆川ではアユが確認されるなど、水質浄化施策は確実に効果を上げております。

一方、下水道事業の趣旨に反している下水道管への未接続対策を進めるとともに、処理施設の効率的な維持管理や経費節減を進め、経営の健全化を図ることが求められています。

さらに、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換を促すべく水環境の保全に関する意識啓発も引き続き取り組む必要があります。

市は、予想される人口減少と社会構造や財政状況の変化に対応するため、平成 23(2011)年度に汚水処理の計画を見直しました。今後も 5 年ごとに見直して、効率的な運営に努めます。



■目指す姿

市民が適切に下水を処理した結果、清潔な生活環境が確保され、自然生態系が保全されており、美しい水環境となっている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆汚水衛生処理率※	54.7%	64%	「汚水が衛生的に処理されている状況」を測る指標
◆曙橋の水質 (BOD:生物化学的酸素要求量)※	2.1mg/l	2.0mg/l	「汚水処理の成果」を測る指標

■施策の方向

① 下水道計画の見直し

公共下水道、農業集落排水、浄化槽、コミュニティプラント等を含めた下水道計画は、予想される人口減少と社会構造や財政状況の変化等に対応するために 5 年ごとに見直して、効率的な運営に努めます。

② 公共下水道事業の推進

浄化センターまでの経路、人口密度等を考慮して計画的な整備に努め、快適な生活環境を提供します。

③ 農業集落排水事業の運営

農業集落排水事業が完了したため、接続率の向上と効率的な運営に努め、農村地域の生活環境の改善と水質保全を進めます。

④ 浄化槽の設置推進

公共下水道事業等の集中処理以外の地域については、既設単独浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを支援し、生活環境の改善と水質保全を進めます。

⑤ 終末処理施設の維持管理

定期点検と経済的かつ、計画的な修繕を行うことにより、安全・安心の汚水処理を行うとともに、施設の延命化に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
下水道計画の見直し	下水道を取り巻く環境の変化に対応すべく 5 年ごとに見直しを実施
公共下水道事業	計画的な下水道施設の整備と接続率の向上
農業集落排水事業	接続率の向上と施設の効率的な運営
浄化槽整備推進事業	既設単独浄化槽から合併浄化槽への付け替えの促進
し尿処理施設の管理・運営	定期点検と計画的な修繕による効率的な維持管理と機器の延命化

※コミュニティプラント：地方自治体や公社、民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。小規模下水処理場(装置)と呼ばれることもある。

※汚水衛生処理率：公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽による処理率の合計。

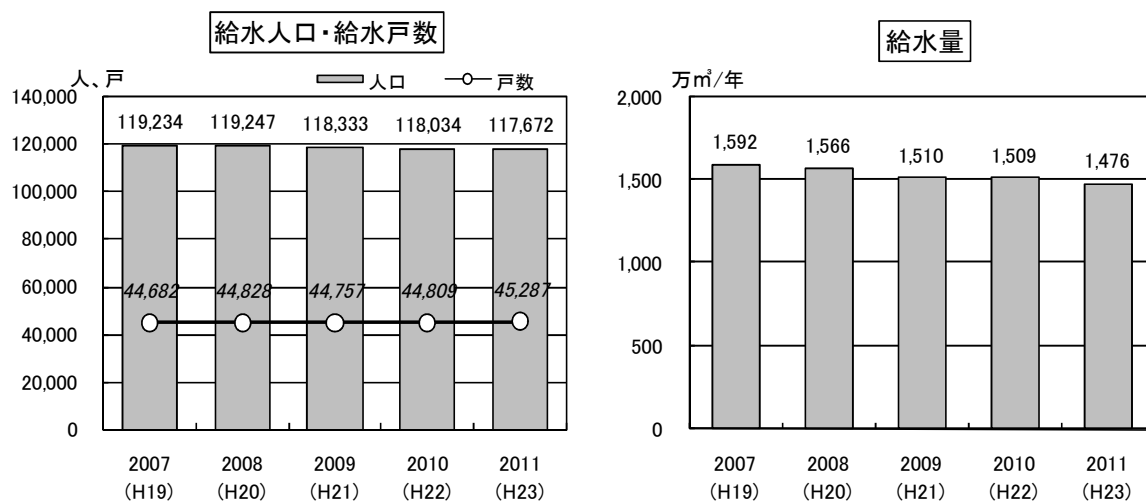
※BOD(生物化学的酸素要求量)：水質汚濁の指標。値が大きいほど水の汚れがひどく、アユの生息域は BOD3mg/l 以下と言われている。

2-3-3 安全・安心で安定した上水道供給体制の確立

■現況と課題

本市では、安全安心な上水の安定供給に向けて、水源の確保、給水区域の拡張、水道施設の維持管理に努めてきました。また、地震をはじめとする災害に強く、より安全な給水体制の実現を目指し、老朽铸铁管や鉛給水管を改良するとともに、公営企業として効率的な経営に努め、健全経営を実施してきました。その結果、県平均を上回る有収率[※]と、ほぼ100%に至る水道普及率を実現してきました。

日常生活に不可欠な上水ですが、本市は水資源に乏しいことから、自己水源を大切にするとともに、年間配水量の9割を占める大井川広域水道との連携を強化していく必要があります。今後の水需要を的確に予測しつつ、大井川広域水道からの受水体制を整えるとともに、さらなる経営の効率化に努力する必要があります。また、市民から信頼される上水を、できるだけ安価に安定して提供する給水体制を整えていくことが求められています。



■目指す姿

安全で、安心できる水道水が、安定的に供給されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆上水道が安心して飲み、断水などが無く、安心して供給されていると思う市民の割合	77.9%	80%	「上水の利用に関する満足度」を測る指標
◆有収率（配水量に対して実際に使用された水量の割合）	86.8%	90%	「水道施設の適正な管理状況」を測る指標

施策の方向

① 水道事業の健全な経営

組織体制の見直しや民間委託等の推進により経営の効率化を図り、独立採算を前提に収支のバランスのとれた水道事業経営に努めます。

② 施設の適正な管理運営

水道施設の安定した機能の発揮及び機器の長寿命化を図るため、適正な維持管理と計画的な修繕を進めます。

③ 水質の確保

水道法に定められた水質検査を確実に実施し、安全・安心な水道水を安定的に供給します。

④ 水量の確保

大井川広域水道との連携を強化し、常時安定的に受水できる管理体制を確立するとともに、自己水源の維持・確保に努めます。また、水源の恵みに感謝し、水源地である長島ダム周辺の公共施設管理と地域振興に対して受益市町で一定の分担をするとともに、水源の大切さに関する市民への学習啓発活動に努めます。

⑤ 水道施設の整備・拡充促進

整備計画に基づき計画的に老朽化施設の更新や上水道未普及区域の統合を図るとともに、効率的な管網整備を推進します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
老朽管等の布設替事業	水道管の耐震化の推進と濁り水など水質に悪影響を与える老朽管等の布設替の実施
施設の適正な管理運営と延命化	施設の維持管理の徹底及び機能の延命化
全市一元化の水道事業計画の策定	公平性の確保と効率的整備計画の策定

※有収率：配水量に対して実際に使用された水量の割合のこと。

第3章 教育文化分野

Ⅲ 生涯にわたり自己を高め、 心豊かに暮らせるまち

3-1 子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくり

- | | |
|-------|-------------------------|
| 3-1-1 | 心豊かにたくましく生きる力を育む学校教育の充実 |
| 3-1-2 | 生きる力の基礎を育む乳幼児教育の充実 |
| 3-1-3 | 次代を担う青少年の健全育成 |

3-2 生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくり

- | | |
|-------|---------------------|
| 3-2-1 | 生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり |
| 3-2-2 | 生涯スポーツの実践普及 |
| 3-2-3 | 市民の学びの拠点となる図書館づくり |

3-3 ふるさとへの誇りと愛着を育てるまちづくり

- | | |
|-------|------------------|
| 3-3-1 | 郷土の歴史や文化を愛する心の育成 |
|-------|------------------|

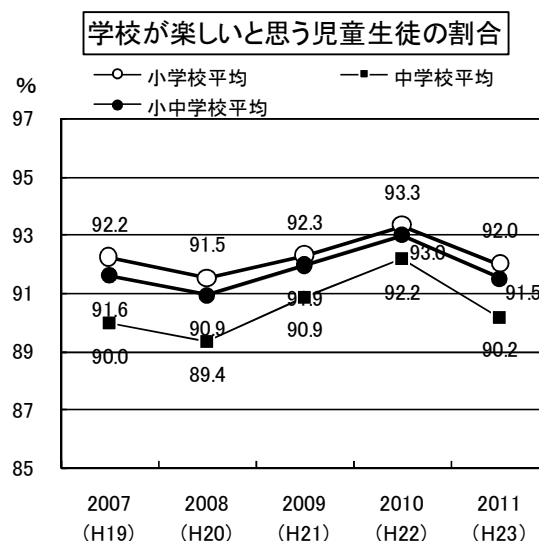
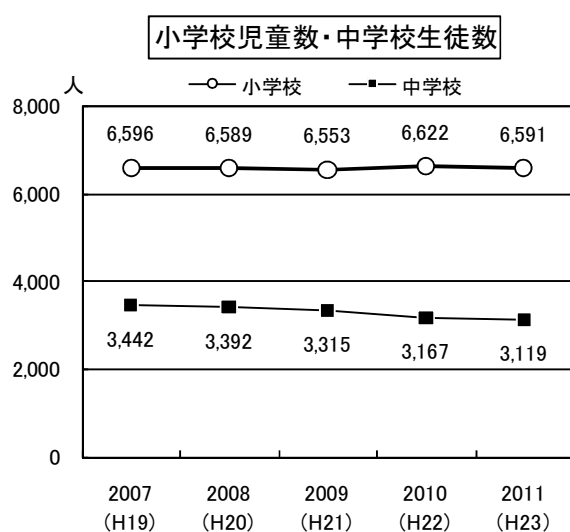
3-1-1 心豊かにたくましく生きる力を育む学校教育の充実

■現況と課題

本市では、小・中学校の子どもたちが、自ら考え行動し、思いやりや社会性を備えた心豊かな人間として成長していくことができるように学校教育を充実してきました。例えば、すべての知的活動の基盤となる国語力や思考力、表現力の育成を読書活動を通して進めてきました。また、情報ネットワーク設備の充実と活用、ALT（語学指導助手）※を活用した英語の授業及び小学校の外国語活動などにも取り組んできました。そして、障害のある子どもに対しては、将来にわたって地域社会の一員として主体的に社会参加できるよう、特別支援教育※の推進と、交流及び共同学習の充実を図ってきました。

一方、学校に対する期待や要望が大幅に増加する中、社会の変化に対応できる「学校力」「教師力」が問われており、これまで以上に、家庭・地域と密接な連携を図りながら、開かれた学校づくりを進めていく必要があります。また、子どもの学力や教師の指導力の向上に加えて、子どもたちの心身の健康の維持増進に努めるとともに、豊かな人間性・社会性を育成するための心の教育を充実していく必要があります。

また、児童生徒数の減少により、小規模化が進み、学校適正配置の検討も課題となっています。これを新しい学校の在り方を考える機会ととらえ、将来を担う子どもたちのために魅力ある学校像をつくりだす必要があります。このほか、安全・安心な教育環境を維持保全するため、学校施設の耐震性の向上を図るとともに、老朽化した教育施設と学校給食調理場の整備を推進していくことも課題となっています。



■目指す姿

夢に向かって、自ら考え自ら判断し、心豊かにたくましく生きる子どもが育っている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆学校が楽しいと思う児童生徒の割合	91.5%	95%	「学校教育充実度合い」を測る指標
◆学校ボランティアとして活動している市民の数	1,884 人	2,000 人	「家庭・地域・学校の連携」を測る指標

施策の方向

① 「確かな学力」の向上を目指す学校

魅力ある授業の展開、少人数指導など個に応じた指導体制の確立、特別支援教育の充実、「総合的な学習の時間」の充実により、基礎・基本を確実に身に付け、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力など「確かな学力」をそなえた子どもを育成します。また、小学校の外国語活動の充実、環境教育の充実を図ります。

② 豊かな感性、健やかな心身を育む学校

道徳教育の充実、読書活動の推進、食育の推進、運動習慣の促進、文化芸術活動の推進により、生命を尊重する心や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性と、たくましくしなやかな心をもつ子どもを育成します。

③ 家庭や地域住民等と連携した開かれた学校

地域ボランティア等を活用した教育活動の展開、地域の自然・歴史・文化などを活かした体験学習の重視、学校評価の実施と教育活動成果の発信、勤労及び職業に関する教育の充実、園・小・中の一貫性のある教育を目指す中学校区学園化構想の推進により、自然・歴史・文化・人材などの豊かな資源を活かした教育を推進します。

④ 社会の変化に対応する学校

情報教育の推進、外国人児童・生徒の指導の充実、学校適正配置の検討により、情報化・国際化の進展、少子化など社会の変化に対応した教育を推進します。

⑤ 信頼される学校

教職員の資質の向上と、健康面への配慮を行うことにより、「頼もしい先生」の育成を図ります。また、児童生徒の保健管理や老朽施設の改修、また不審者情報等の迅速な伝達などによる安全・安心な教育環境の整備、生徒指導・就学指導・教育相談システムの充実、安全・安心な学校給食の推進を図り、子ども・保護者・地域住民から信頼される学校を創造します。

⑥ 学校施設の環境整備の推進

学校施設は、児童生徒が勉学することはもとより、体育等を通じて心身ともに成長する教育施設であることから、学校の環境整備を計画的に進めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
魅力ある授業の展開	各種研修会の実施、支援員等の派遣、指定校研究の推進、全国学力学習状況調査と学力向上プランの推進
特別支援教育の推進	学校・子どもへの支援体制づくり、教員の研修推進
防災教育・防災体制の推進	防災研修の実施、防災マニュアルの随時見直し、防災訓練の充実
地域連携・保幼小中一貫教育の推進	中学校区学園化構想事業の推進
英語によるコミュニケーション能力の育成	ALT(語学指導助手)の派遣、英語体験活動の充実
学校給食における地産地消の推進	地元生産者、納入業者と連携し、一層の地元食材の活用を図る。
施設の改修・改築事業	学校施設の維持管理、大規模改修、耐力度調査に基づく必要な改築事業の実施

※ALT(語学指導助手)：Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいう。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する。

※特別支援教育：従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

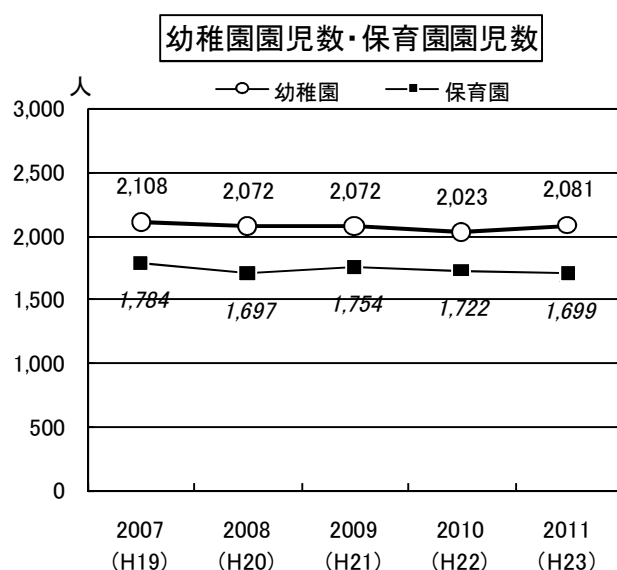
3-1-2 生きる力の基礎を育む乳幼児教育の充実

■現況と課題

本市では、家庭、地域社会と園との関わりを大切にしながら、乳幼児一人ひとりの個性を尊重し、心身の健やかな発達を促すための養護・教育内容の充実、保育環境の整備、教職員の資質向上に努めてきました。また、掛川区域では、乳幼児教育の充実や一体的な就学前教育を行うため、保育一元・幼保一体化への取り組みを積極的に進め、公私立幼稚園・保育園の「幼保再編計画」を推進し、幼保園※の建設にも着手してきました。さらに、これまで幼児教育の充実に貢献してきた私立幼稚園における教育も支援してきました。

このような中、近年、幼稚園の3歳児就園は定着してきましたが、園によって定員に対する就園率に差があることや、保育園入園希望者が著しく増加したことで、幼稚園・保育園の定員の見直しなどが求められています。また、乳幼児教育に対するニーズは一層の多様化が進んでおり、子育て環境の充実とも連動させて、乳幼児教育全体の質の向上を図り、「生きる力」の基礎を育む養護・教育を推進していくことが必要になっています。

さらに、幼稚園・保育園における子どもの個性を尊重した乳幼児教育の充実を図るため、乳幼児一人ひとりへの理解を深めるとともに、特別支援教育の推進が大きな課題となっています。



■目指す姿

豊かなふれ合いや生活体験の中で個性を発揮し、自立心と、人とかかわる力のある子どもが育っている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆3歳児の就園率	91.1%	93%	「幼児教育の充実」を測る指標

※幼保園：幼稚園と保育園の一体的施設。掛川市の場合、掛川市幼児教育振興計画の幼稚園・保育園の再編整備の方針(保育内容・施設・保育者等に関する幼保一元化の推進)に基づく施設。

施策の方向

① 養護・教育内容の充実

教育・保育課程と指導計画の充実、教育内容や指導方法の充実を図り、「生きる力」の基礎となる豊かな感性と表現力、自己肯定感を育む養護及び教育を推進します。

② 保育者の資質・意欲の向上

学び合う職員体制の確立や、特別支援教育に関する研修などの保育者の専門性を高めるための研修の充実により、保育者の資質・意欲の向上を図ります。また、小学校教員との連携・交流を推進します。

③ 安全・安心で豊かな園環境の整備

危機管理・安全管理・安全指導に関する理解の徹底、安全性の高い施設・設備の充実により、乳幼児が心身共にのびのびと生活できる環境整備を推進します。

④ 家庭や地域住民等と連携した園

園と家庭や地域住民、小中学校の相互協力により、子育て支援や乳幼児教育をすすめます。具体的には、園の施設の地域への開放や相談対応、子育て支援センターによる出前講座や地域子育てグループへの支援等を行います。また、「園評価」の実施と情報公開及び小中学校との連携による教育の充実をすすめます。その他、「預かり保育」を充実させていきます。

⑤ 保育一元・幼保一体化の推進

幼稚園・保育園の適正配置・適正規模化、市の「幼保園の理念」に基づく園運営の推進、幼・保で共通の就学前教育の充実、幼稚園・保育園の園児交流活動の推進により、本市における「保育一元・幼保一体化」を進めます。

⑥ 園児の健康増進

園児の健康を維持増進させるために、保護者に対する指導を行うとともに、指定医を配置し検診を実施します。

⑦ 私立幼稚園への支援

私立幼稚園における幼児教育の質を高めるために必要な支援を行います。また安心して幼児教育が受けられるように、保護者に対する就園奨励制度の推進を図ります。

■主要事業

主要事業	事業の内容
私立保育園運営支援事業	私立保育園の運営を支援
幼保一体化事業	乳幼児教育の質的向上を図るため、公私立幼稚園・保育園の幼保園整備推進
公立幼稚園・幼保園の運営事業	公立幼稚園・幼保園の適切な運営の推進
公立幼稚園・幼保園施設整備事業	公立幼稚園・幼保園の施設補修
私立幼稚園就園奨励費交付・運営費等助成事業	私立幼稚園就園世帯に対する経済的状況に応じた補助及び私立幼稚園の運営支援
園児健康管理事業	園児の健康診断、各種検診の実施

3-1-3 次代を担う青少年の健全育成

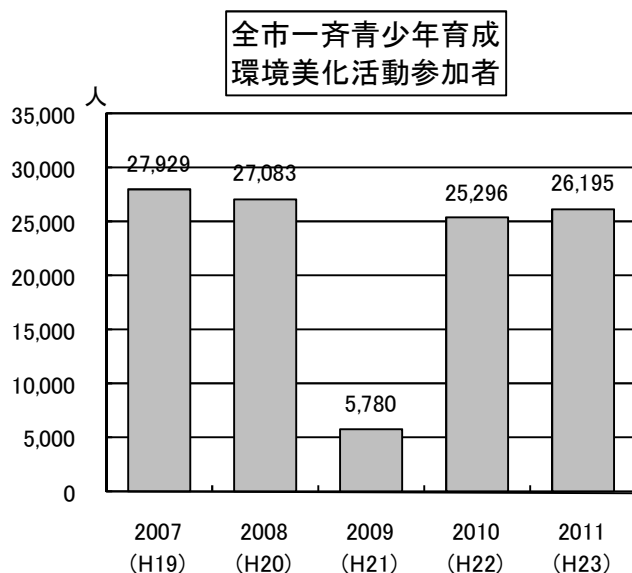
■現況と課題

本市はこれまで、青少年の育成には青少年問題協議会や補導センターの運営、家庭教育力の向上には家庭教育学級への支援、地域教育には青少年健全育成会への支援等を行ってきました。

近年、青少年の非行は減少していますが、携帯電話やインターネットの普及もあいまって非行の低年齢化・広域化が目立ちます。また、都市化や少子化、地域社会との関わりの希薄化により、地域で子どもを育てる気運が薄れてきています。家庭教育についても、同様の理由により、子育てに悩みや不安を持つ親が増え、どのように子どもに接したらよいかが分からない場合が増えてきています。

人々の価値観の多様化により、社会規範が揺らいでいる中で、子どもを取り巻く環境は難しい状況となっています。

地域の中で、子どもを温かく見守り、時には厳しく接し、健全な成長を導くことが必要となってきました。そして、子どもが問題を起こす前に未然に防げるように、自ら正しい判断ができるような、家庭教育・地域社会の構築をすることが重要です。



注：H21 は雨天中止の地区が多かったため、参加者が少なくなっている。

■目指す姿

家庭・地域・学校が連携して見守り、育むことにより、彼らが生き生きと成長できている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆掛川市声掛け運動※申込者数(20歳以上累計)	13,574 人	15,930 人	「成人市民と青少年との関わり度合い」を測る指標

施策の方向

① 青少年の健全育成と非行防止活動の充実

青少年問題協議会において青少年の現状や問題行動などについて有識者から意見を求め、青少年の健全育成を推進します。

地域の施設や人材の活用を図りながら、通学合宿や放課後子ども教室、野外活動講座、少年リーダー教室などの学校外での体験学習活動を促進します。

中学校区学園化の推進を図ることにより、子どもたちの健やかな成長を育み、地域の教育力を園・学校に取り込みます。

② 家庭教育力の向上

学齢期から青年期の親に対する家庭教育力の向上を図ります。具体的には、家庭教育に係る講座・教室など学習機会の充実、保護者を対象とした相談・支援体制の充実とネットワークづくりを進めます。

③ 地域教育力の向上

青少年の、全市一斉青少年育成環境美化活動や祭典などの地域行事への参加を促進し、また、企画に積極的に関わられるようにすることにより、彼らの地域社会の一員としての意識の高揚に努めます。

学校、家庭及び地域住民等が連携し青少年健全育成声掛け運動の推進を図ります。

中学校区学園化の推進を図ることにより、学校、家庭及び地域の連携協力を強化し、地域全体の教育力の向上に取り組みます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
青少年補導センターの運営支援	青少年の非行問題の早期発見や非行防止のための補導活動の実施
青少年問題協議会の開催	青少年の指導・育成・保護・矯正に関する施策の樹立に係る事項の調査審議、並びに各方面との連絡調整
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を利用し、地域の方などの参画を得て、勉強・スポーツ・文化・地域住民との交流活動等を実施
中学校区学校支援地域本部事業の推進	中学校区学園化の取り組みの中で、地域と学校をつなぐ組織として「中学校区子ども育成支援協議会」を設置。地域コーディネーターを配置することにより、地域や園・学校ボランティアなどが園・学校の保育・教育を支援する体制づくりに取り組む。国の補助事業である学校支援地域本部事業を活用し推進

※掛川市声掛け運動：市内の協力をしていただける方に、地域でのあいさつや声かけ運動を実施していただく運動のこと。

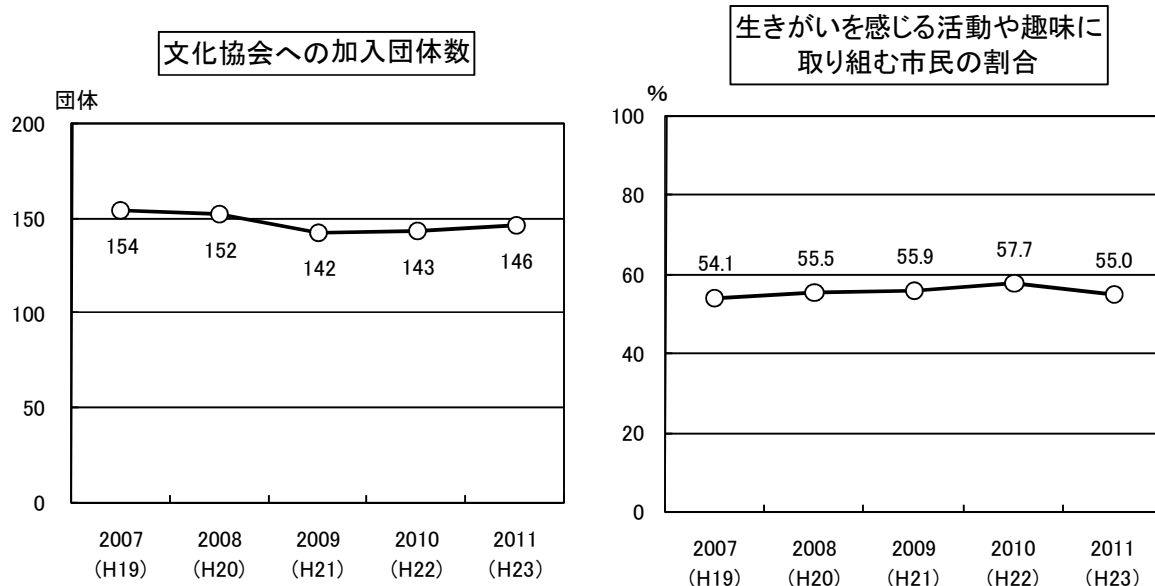
3-2-1 生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり

■現況と課題

近年の自由時間の増加や価値観の多様化などを背景として、生涯にわたり自らの意思によって様々な機会を通じて学び、向上していくという社会教育への欲求が高まっています。本市ではこれまで、地域生涯学習センターや公民館などにおいて、地域住民自らが中心となり、様々な学習活動を実践し、生きがいに満ちた豊かな人生の創造が行われてきました。また、社会教育を支える図書館の整備や各種文化活動、人づくりの活動にも力を入れ、だれもが、いつでも、どこからでも学習参加の機会を得ることができるよう、多彩なメニューを設けるなど、社会教育環境の整備・充実を図ってきました。

今後も、生活スタイルや価値観などの一層の多様化が進むとともに、いわゆる「団塊の世代」の定年退職、長寿化などにより、市民の学習気運はますます高まっていくことが予想されます。

このような現状も含め、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、だれもがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができるまちづくりが求められています。社会教育への取り組みをさらに推進することにより、市民だれもが生涯にわたって生きがいに満ちた豊かな人生を送ることができるとともに、まちづくりの原動力としても活躍が期待されています。



■目指す姿

市民だれもが、いつでも、どこでも学習参加の機会があり、自己を磨き、生きがいを見つけるために学び続けている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆生きがいを感ずる活動や趣味に取り組む市民の割合	55.0%	75%	「市民の学習意欲」を測る指標

施策の方向

① 各種社会教育機関との連携

市民の学びへの積極的な参加を図るため、生涯学習センター、文化会館シオーネ、公民館、講座企画実行委員会などとの連携を深め、現代社会の新たな環境の変化に対応した学習機会の充実を図るとともに、広報紙やホームページなどを活用した多様な広報活動を推進します。

② 市民ニーズに沿った学習機会の充実と今後のあり方の検討

地域社会の教育力を向上させる活動や家庭の教育力の支援など、社会の変化に対応し、市民ニーズに沿った学習機会の充実を図るとともに、地域社会における社会教育事業のあり方や官民協働による展開について検討を深めます。

③ 報徳の教えなどを大切にす豊かな心の育成

本市にゆかりのある「至誠」「勤労」「分度」「推譲」という言葉で表される報徳の教えを大切な地域資源と考え、積極的な広報活動に努めるとともに、まちづくりや人づくりに活用します。

④ 芸術文化活動・市民文化活動の活発化

芸術文化への関心を深め、心豊かな人づくりを推進するため、文芸かけがわ・出前講座、文化講演会のPRや参加呼びかけを積極的に展開するなど、芸術文化活動を活発化させ、多くの市民が芸術文化へふれ、親しめる機会の提供に努めます。

また、市民による文化活動が促進されるよう支援を行います。

■主要事業

主要事業	事業の内容
成人式の開催	新成人になったことを自覚し、親に感謝し、人生の志を立てるとともに、市民が祝い励ますために記念事業として「成人式」を開催
60歳の集いの開催	「市民自治のまちづくり」を進めるための「きっかけづくり」として、市民の交流の場となる「60歳の集い」を開催
放送大学の開設と運営	市立中央図書館の一室を放送大学再視聴施設として整備し、大学教育課程のレベルの高い学習機会を広く市民に提供
市民芸術祭・文化講演会開催事業	芸術祭及び文化講演会等の開催並びに文芸かけがわの発行を通じ、市民の文化意識を高める潤いのあるまちづくりを目指す。

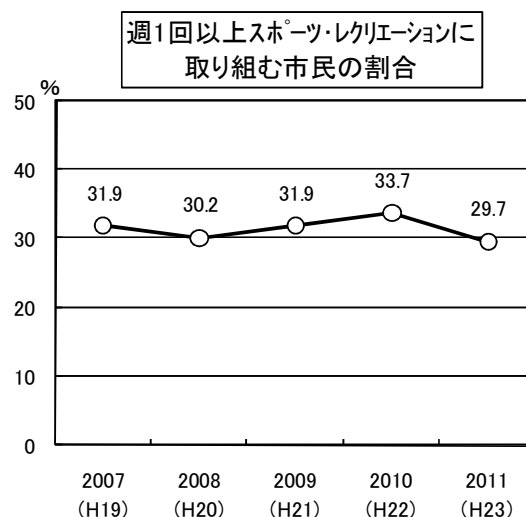
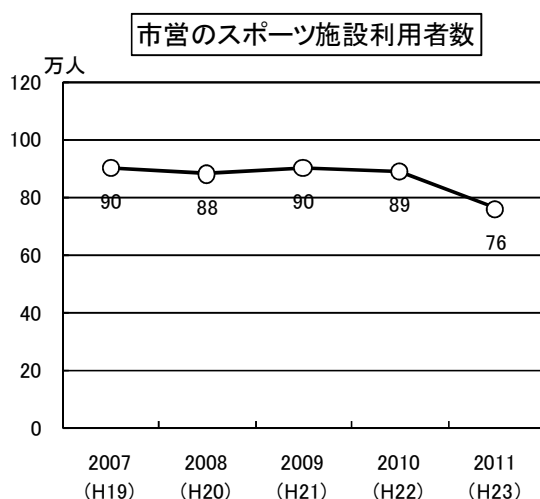
3-2-2 生涯スポーツの実践普及

■現況と課題

近年、健康の維持増進への関心の高まり、余暇の過ごし方の多様化、また高齢化の急速な進行により、生涯スポーツの重要性がより一層増しています。子どもからお年寄りまで心身ともに健やかに暮らすために、市民の生涯スポーツへ取り組む意欲を高めるよう積極的に働きかける必要があります。

また、健康の維持増進、医療費削減の側面からも、生涯スポーツの果たす役割は大きいと考えられていますが、生涯スポーツを普及するための指導者が不足しているため、関係団体と連携して指導者を育成していく必要があります。

さらに、市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市民ニーズに対応した施設整備が期待されています。また、市内各スポーツ施設を市民が安心して利用できるよう、定期的な点検・修繕を行うとともに、老朽化した施設の改修・整備を計画的に行うことが必要です。



■目指す姿

すべての市民が楽しみながら身体を動かし、スポーツ・レクリエーションに親しんでいる。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆週1回以上スポーツ・レクリエーションに取り組む市民の割合	29.7%	50%	「生涯スポーツの浸透度」を測る指標
◆市営のスポーツ施設利用者数	75.5 万人	112.3 万人	「市営施設の満足度」を測る指標

施策の方向

① 参加しやすいスポーツの実践機会の提供

スポーツを楽しむ市民人口の拡大を目指し、生涯スポーツの普及活動を行う団体を支援し、各種イベントを開催することにより、参加機会の拡大を図ります。

特に手軽に取り組めるウォーキング、トランポリン及びトランポビクス※の普及・啓発に努めます。

② 競技としての実践機会の提供

競技スポーツにおけるレベル向上を目指し、スポーツ少年団等の育成を通じ競技人口の底辺拡大を図るとともに、選手の育成、大会参加チームへの支援、競技大会の開催を行います。

③ スポーツ指導者の育成

市民にスポーツの楽しさや大切さ、正しい身体の動かし方を伝えるために、指導者養成講習会の開催などを通じ、指導者の育成に力を入れます。

④ 体育施設の充実

市民ニーズに応じた施設整備を検討するとともに、既存の施設に関しては、適切な管理運営を行います。

また、施設の利用を促進するため予約センターを設置し利用者の利便性を図っていきます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
体育施設の機能充実	指定管理者制度の採用による、市民ニーズに対応した適切な管理運営と利用しやすい施設への機能充実
市民スポーツ交流フェスティバル事業	市民スポーツの輪を広げる交流の場の創出
トランポリン普及事業	トランポリン・トランポビクスの普及活動の実施
掛川・新茶マラソン事業	掛川・新茶マラソンの開催
学校体育施設改善事業	屋外運動場の施設改善

※トランポビクス：足首、膝、腰への負担を少なくするために、ミニトランポリンの上でエクササイズを行う運動。

3-2-3 市民の学びの拠点となる図書館づくり

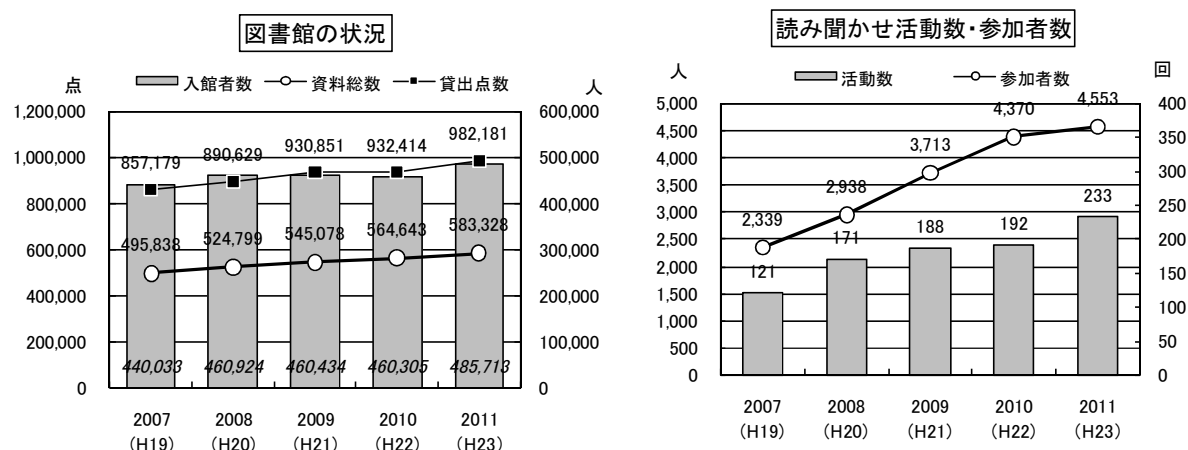
■現況と課題

近年、情報通信技術の急速な発達により、誰もが手軽に大量の情報をやり取りすることができるようになったこともあり、特に若年層の読書・活字離れが指摘されています。しかし、物事に意欲・関心を持ち、深く考え判断し行動する力や、優れた感性・表現力を育む読書は、幼い子ども時代から培われる必要があると言われます。

情報環境が大きく変化する中、本市の図書館は、「掛川市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書に親しむきっかけづくりや、読書の習慣づくりの取り組みを積極的に推進してきました。また、市民の身近な学習施設として、高度化・多様化する市民ニーズに対応できるよう、所蔵資料の充実と移動図書館・家庭文庫などを通じた読書活動の推進に努めてきました。

図書館は、市民の学びのための拠点として位置づけられ、今後も、社会の変化に対応し、市民の学習や活動の支援、地域づくりや地場産業を活性化に導く情報の提供・支援をしていくことが求められています。

さらに、図書館は、人づくり・まちづくりをとおして地域を支える情報拠点を目指して、市民の交流の場の提供や各種まちづくりに関する情報提供など、地域の活性化に貢献する観点に基づく取り組みを充実していく必要があります。



■目指す姿

いつでも、誰でも利用できる図書館があり、読書の好きな好奇心あふれる市民が多くいる。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆所蔵資料総数(3館合計)	583.3 千点	642 千点	「図書館の充実度」を測る指標
◆年間貸出人数(3館合計)	232.9 千人	221.5 千人	「図書館の利用度」を測る指標
◆年間入館者数(3館合計)	485.7 千人	461 千人	「図書館の利用度」を測る指標
◆年間実利用者数(3館合計)	35.2 千人	25.1 千人	「市民の読書好きさ」を測る指標
◆レファレンス数(3館合計)	3,116 件	3,100 件	「図書館のサービス度」を測る指標

施策の方向

① 図書館資料の充実

市民の書斎・学習等の場として、市民ニーズに合わせた一般書、児童書の他、郷土資料、テーマ資料、視聴覚資料など、所蔵資料の充実を図ります。

② レファレンスサービス*及び貸出業務の充実

レファレンスサービスや祝日開館・開館時間の延長などの市民サービスの向上に努めます。

③ 読書活動の推進

移動図書館車・家庭文庫や「こどもの読書週間」・「秋の読書週間」における読書活動の推進を図るとともに、講演会、読書講座、よみきかせ講座等を開催し、読書活動の推進に努めます。

④ 掛川市子ども読書活動推進計画の推進

「掛川市子ども読書活動推進計画」の進捗状況を把握するとともに、評価と見直しを行い、子どもの読書活動を計画的に推進できるように努めます。

⑤ 未利用者の利用促進

各図書館のイベントや図書館活動グループに関する情報などについて、図書館だよりや図書館ホームページを活用し PR を行い、また、移動図書館車を巡回させ、地域の人々に図書館の利用を働きかけていくよう努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
図書館資料の充実事業	市民の書斎・学習等の場として、市民ニーズに合わせた一般書、児童書の他、郷土資料、テーマ資料、視聴覚資料など、各館の特色を生かした所蔵資料の充実
レファレンスサービス事業	多様化する市民ニーズに対し、必要とされる資料を検索・提供・回答する市民サービスの向上
読書活動の推進事業	「こどもの読書週間」、「秋の読書週間」等を活用した行事の充実、啓発・広報の推進
こんにちは絵本事業	6ヶ月児健診における読み聞かせの実践、絵本配布
掛川市子ども読書活動推進計画の事業推進	乳幼児期からの読書習慣を身に付けるため、家庭、地域、園・学校、図書館の連携・協力
未利用者の利用促進事業	「図書館だより」、「図書館ホームページ」等を活用した情報提供。移動図書館車（遠隔地域・学校等への巡回）による利用者の拡大

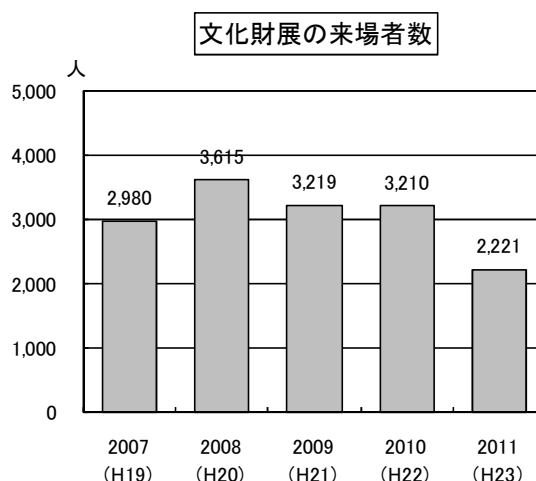
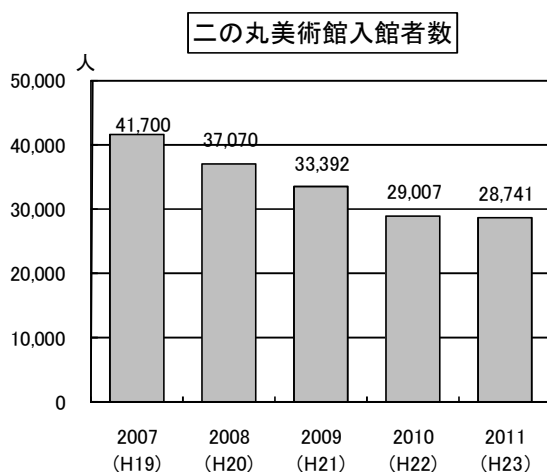
※レファレンスサービス：図書館員が利用者の質問・相談を受けて、調査・研究のために必要な資料の紹介や資料を探すことを助けるサービス。

3-3-1 郷土の歴史や文化を愛する心の育成

■現況と課題

本市は、国指定重要文化財の「掛川城御殿」「旧遠江国報徳社公会堂（大日本報徳社大講堂）」や日本初の木造復元天守閣の掛川城天守閣、さらには国指定史跡の「高天神城跡」「横須賀城跡」「和田岡古墳群」など、数多くの文化財と埋蔵文化財を有しています。また、地域に伝わる文化や祭、伝統芸能なども、特色あるものが数多く受け継がれています。これまで、本市では、歴史や文化の理解を広めようと、文化財の保護・保存と活用への取組や掛川考古展の開催、各種文化財教室の開講など、啓発活動を展開してきました。また、これら文化財や伝統文化の継承には、歴史研究家や保存会などを中心とした多くの市民活動の支えがありました。

今後、ますます個性ある地域づくりへの意識が重視される中で、市民自らが郷土の歴史や文化を大切にし、誇りと愛着を持って暮らしていくためには、地域の歴史や文化に対する理解をさらに深め、文化財の保護・保存と活用への取り組みによる歴史や文化との触れ合いや親しめる空間を創出していくことが必要です。保存会・愛護団体をはじめとする市民団体との連携の下、市民一人ひとりが貴重な文化財や伝統文化を継承していくことが求められています。



■目指す姿

郷土芸能や郷土の遺産である文化財などを大切にする心を育て、歴史と文化財の保護・保存・活用を進めている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆文化財展の来場者数 (講座受講者、大須賀歴史民俗資料館、埋蔵文化財センターの入場者数含む)	2,221 人	3,530 人	「歴史・文化への触れ合い度」を測る指標
◆茶室の利用回数(貸室)	74 回	70 回	「茶室の活用度」を測る指標

施策の方向

① 二の丸美術館の運営の充実

優れた美術の鑑賞機会を通じて情操豊かな市民を増やすため、特別展・企画展などを開催するとともに、写生大会や親子での講座等各種講座を開催し、地域芸術活動の拠点づくりを進めます。

② 二の丸茶室及び清水邸庭園茶室の活用の充実

本市の特産でもある茶の文化を気軽に体験できる施設として、二の丸茶室及び清水邸庭園茶室（湧水亭）の合理的活用の充実を図ります。

③ 文化財や史跡の調査・保存・活用

有形文化財の歴史的意義を明確にするための調査・研究や保護・保存、記録を行うとともに、史跡である横須賀城跡、高天神城跡、和田岡古墳群の保存・整備を行い、地域の歴史に対する市民の理解を深めます。また、無形文化財の保護と伝承に努めます。

④ 郷土の歴史と文化に関する資料の管理・活用

郷土の歴史と文化に関する資料の調査・収集などを行い、郷土の歴史に対する市民の理解を深めます。また、関連する資料館や記念館の運営や郷土の偉人に関する冊子の発行などを通して、郷土の歴史・文化を学べる機会を充実させます。

⑤ 身近な歴史資源の保全・活用に対する支援

身近にある歴史資源を市民自らが保全・活用できるよう、活動の支援や愛護意識の高揚を図ります。

■主要事業

主要事業	事業の内容
二の丸美術館の運営	特別展・企画展の運営と、各種講座の開催。
茶室の利用促進	茶文化普及のための市内2カ所の茶室（二の丸茶室・清水邸庭園茶室（湧水亭））の利用促進
史跡の整備	国史跡「横須賀城跡」、「高天神城跡」、「和田岡古墳群」の整備の推進
埋蔵文化財の調査	遺跡内における所在確認調査、市や民間が行う開発等に伴う発掘調査の実施
民俗資料の保存・管理・活用	民俗資料の保護・保存のための適切な管理と活用の推進
文化財の保護・保存	建造物・天然記念物・無形民俗等の文化財の保護・保存の推進

第4章 産業経済分野

IV 多様な産業が調和しながら発展し、 市民が豊かに暮らせるまち

4-1 豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり

- | | |
|-------|-----------------------|
| 4-1-1 | 地域経済を支える商工業の発展 |
| 4-1-2 | 勤労者が生きいきと働き、暮らせる社会の実現 |
| 4-1-3 | 安全・安心な消費生活への支援の充実 |

4-2 にぎわいと出会い溢れるまちづくり

- | | |
|-------|-----------------------|
| 4-2-1 | 何度でも訪れてみたくなる魅力ある観光の振興 |
|-------|-----------------------|

4-3 安全な食の提供と農業の価値が高まるまちづくり

- | | |
|-------|----------------|
| 4-3-1 | 豊かで力強い農業・農村の確立 |
| 4-3-2 | 農商工連携の推進 |

4-1-1 地域経済を支える商工業の発展

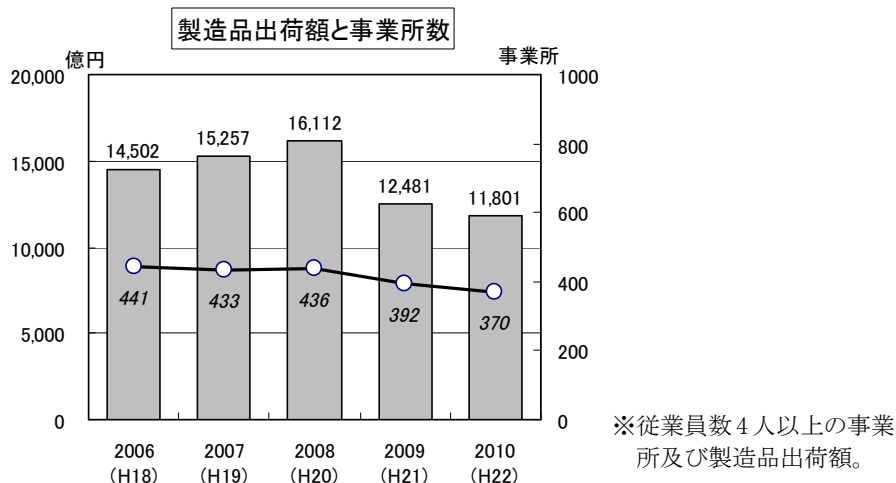
■現況と課題

本市では、雇用の確保、税収の増加等を目指し、エコポリス、上土方工業団地、新エコポリス工業団地の整備と、企業誘致を進めてきました。その結果、製造品出荷額は平成 16(2004)年の 1 兆 3,480 億円から、平成 20(2008)年には 1 兆 6,112 億円と増加しましたが、同年のリーマンショックの影響等により平成 22(2010)年には 1 兆 1,800 億円ほどに大幅減少しました。

さらに、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故を受け、リスク分散が広まるとともに円高の影響により製造拠点の市外転出や海外移転の傾向も強まり、企業誘致は厳しい状況にあります。

このような状況ではありますが、平成 24(2012)年 4 月には、新東名高速道路が開通し、森掛川インターチェンジの利用による良好な交通アクセスや、工業用水の配備など良好な環境にある新エコポリス第 2 期工業団地が完成しましたので、経済界や金融業界等から恒常的に情報収集を図り、積極的な企業誘致活動を展開して行かなければなりません。

一方、商業については、消費者ニーズの多様化、個人商店における後継者不足や消費生活様式の変化などにより、既存商店街は低迷傾向にあり、空き店舗も増加するなど厳しい状況に置かれています。これまでも、市内各地で様々なイベントや魅力づくりへの取り組みが行われていますが、継続的な効果をもたらすには至っていません。郊外型の大規模店舗、コンビニエンスストア、インターネットによる通信販売など、販売形態や消費行動が多様化する中、地域の特性を活かし、地域コミュニティの拠点となるような地域密着型や消費者ニーズを考慮した魅力的で個性的な地域商業に転換していく必要があります。また、消費者に支持される魅力的な個店を創出するため、きめ細かなサービスの提供などの各個店の魅力づくりと情報発信が必要となり、そのためにも商店主の取り組む姿勢が一層重要になってきています。



■目指す姿

競争力のある商工業が育成され、地域経済の活力が維持されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆製造品出荷額	11,801 億円 (H22)	17,500 億円	「工業の活性化状況」を測る指標

施策の方向

① 企業誘致の推進

助成制度などの充実や総合的な誘致活動の展開により、新エコポリス等工業団地への企業誘致を積極的に進め、産業集積の強化を図ります。また、中心市街地については、新幹線掛川駅など公共交通によるアクセスの利便性の高さをPRし、業務系の事業所誘致にも取り組みます。

② 新産業の創出・育成

市場調査や商品管理、商品開発の技術支援などを通じて、異業種間の交流を進め、新産業の創出や経営の多極化を図り、中小企業の育成を促進します。

③ 研究機関の誘致

産学官の連携による新分野の開拓や新技術の研究開発、付加価値の高い・特色あるものづくりを図るため、企業の研究機関の誘致を進めます。

④ 中小企業経営者に対する支援の充実

中小企業の振興を図るため、設備投資に対する支援や融資を引き続き実施して行きます。また、中小企業者の経営強化のため、企業の現況調査を行い、支援体制の研究を進めて参ります。

⑤ 新規起業家への支援の充実

商工会議所・商工会をはじめとする各機関と連携しながら、新たに事業を起こそうとチャレンジする人に対する相談体制の充実と、空き店舗・空きオフィスの活用などによる起業・経営支援の充実を図ります。

⑥ コミュニティビジネス※への支援

外部の経済環境の影響を受けにくい、地域に根ざした内発型・地域循環型の経済振興のため、地域住民が主体となって、地域の抱える課題もあわせて解決していく経済事業活動のひとつである、コミュニティビジネスの活発化を図ります。

⑦ 地域商業の活性化

地域における人・モノ・情報の交流の場としての地域商業の役割を認識し、個別店舗の魅力創出や情報発信に向けた取り組みを進めます。また、集客や賑わいの創出につながるイベント開催などに対する支援を行います。

⑧ 商工業団体との連携・支援

商工会議所・商工会が行う商業活性化事業などに対し支援を行うとともに、連携を密にして情報の共有化や事業の相互協力を行います。

■主要事業

主要事業	事業の内容
企業誘致の推進	助成制度の充実、積極的な誘致活動の展開による新エコポリスにおける企業誘致の積極的推進
商工業事業活動支援事業	商工会議所、商工会等の各種事業に対する補助。商工団体一元化の検討
中小企業支援事業	市の金融機関への利子補給による、短期経営改善資金・小口資金を利用した中小企業者に対する低利融資や設備投資に対する地元中小企業への支援
東遠工業用水道事業	近隣市との共同による工業用水供給事業

※コミュニティビジネス：近隣の文化や観光資源、特産品や農水産物などの地域資源を活かしたサービス提供や商品販売の活動を通じて、地域社会の問題解決への貢献を図るビジネスのこと。地域住民の生きがい創出、多様な雇用機会の創出、地域経済の活性化など様々な効果が期待されている。

4-1-2 勤労者が生きいきと働き、暮らせる社会の実現

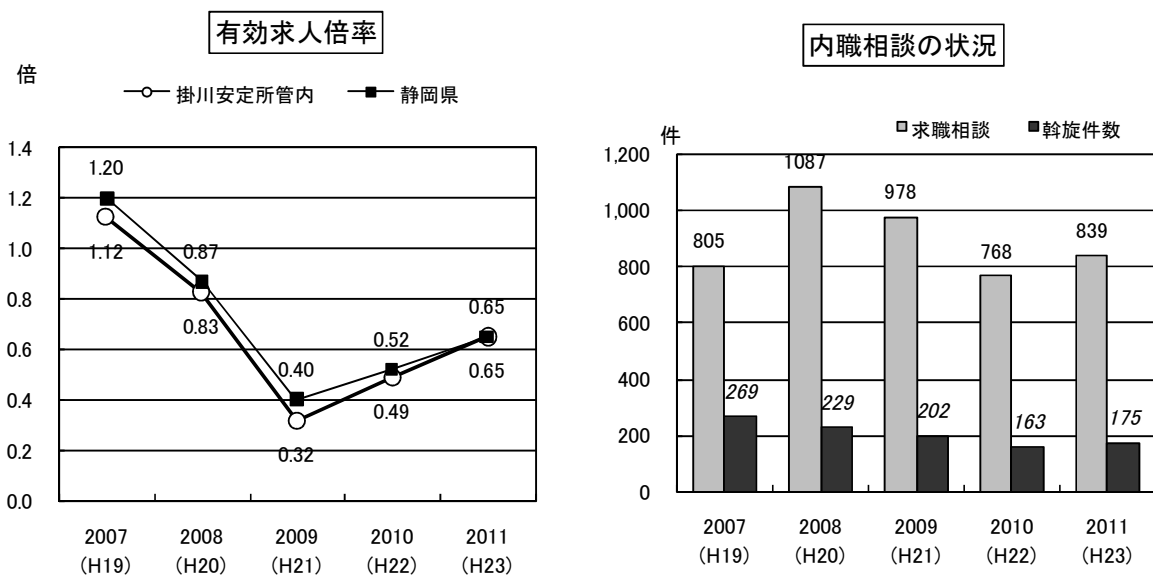
■現況と課題

平成 20(2008)年の世界的な金融危機後の急速な景気悪化から持ち直しが見られた中で、平成 23(2011)年 3 月 11 日に東日本大震災が発生しました。震災に伴う福島第一原子力発電所の事故も重なり、さらに欧州を発端とする金融危機と超円高の進行等により、国内の雇用情勢は厳しさを増しています。

有効求人倍率が低迷し雇用情勢が厳しい中、就業への継続的な支援が求められています。本市では、公共職業安定所（ハローワーク）との連携により、就業支援活動や雇用情報の提供などを行っています。これらを更に充実して雇用と就業のミスマッチを解消し、雇用の安定を図る必要があります。

景気停滞の影響などにより、倒産・リストラによる離職者の増加や非正規雇用者の割合が増加しています。更に、高校生や大学生の就職事情も厳しく若年無業者数も高い水準で推移しており、就業対策は極めて重要な課題となっています。

また、近年、女性の積極的な職場進出や外国人労働者の雇用が広まっています。育児・家事との両立が可能な勤務体系など女性が働きやすい環境や外国人の就労環境の向上を含めた、ワークライフバランスの取れた環境づくりと勤労者福祉の充実を図る必要があります。



■目指す姿

市民の働く場が確保され、就業環境が整っており、仕事と生活の調和した働き方ができている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆小笠掛川勤労者福祉サービスセンター 会員数	5,668 人	6,000 人	「勤労者福祉の充実」を測る指標

施策の方向

① 勤労者福祉の充実

勤労者福祉サービスセンターや勤労者団体の活動を支援し、勤労者が豊かでゆとりのある生活ができるように、中小事業所をはじめとする勤労者労働環境の改善に努めます。また、住宅建設資金や教育資金の融資制度により、勤労者の住宅取得の促進や教育環境への支援を進めます。

② 雇用の促進と安定

公共職業安定所、商工会議所、商工会、小笠地区雇用対策協議会、市内企業など関係機関との連携の下、求人・求職情報の提供及び職業相談体制の充実を図るとともに、高校企業説明会の開催などにより市内就業を促進します。

事業所の協力に基づくインターンシップ※や企業訪問などの促進により、若者の職業意識の形成と就職を支援するとともに、中高年齢者、障害者等の雇用の確保・安定に努めます。また、育児・家事との両立が可能な勤務体系など女性が働きやすい環境や外国人労働者の雇用環境の向上を進めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
就職支援事業	小笠地区雇用対策協議会を通じた各種就職支援
勤労者資金貸付事業	金融機関との協調による、勤労者の住宅新築、増改築、住宅用土地の取得に対する低利融資と勤労者やその子弟の進学、在学費用に対する低利融資
内職相談事業	内職相談所の開設・運営
勤労者団体等支援事業	勤労者福祉団体が行う事業に対する支援

※インターンシップ：会社などでの実習訓練のこと。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。就業体験ともいう。

4-1-3 安全・安心な消費生活への支援の充実

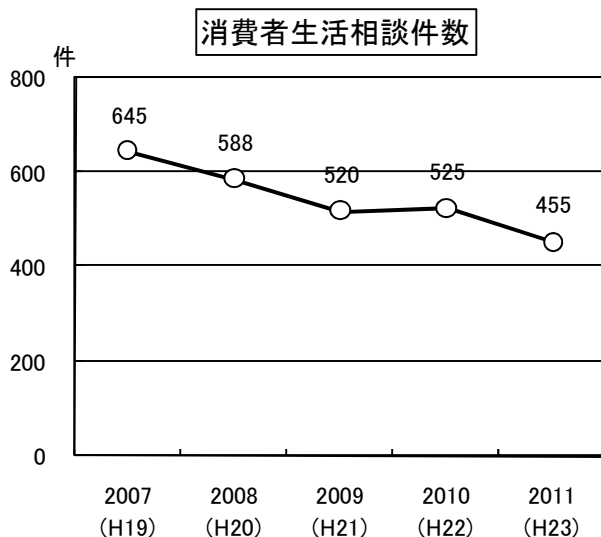
■現況と課題

安心して暮らせる豊かな市民生活を実現する上で、消費生活への支援の充実は極めて重要です。消費者を取り巻く環境は、経済の成熟とともに変化し、消費者のニーズも多様化しています。

消費者トラブルは、架空請求などの悪質商法、食品偽装事件、多重債務など、高度化・複雑化が進行しています。平成 21(2009)年には消費者庁が設置され、これまで各省庁が個別に行っていた消費者行政を統一的・一元的に推進する体制が整えられ、事業者を保護することから消費者や生活者に安全・安心を提供することに重点が置かれるようになりました。消費者庁を核とした「全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)」によって、消費生活に関するさまざまな情報の蓄積・活用が可能になっています。

本市ではこれまで、消費トラブルの未然防止や解決のために、専門的な消費生活相談員を配置しての消費生活相談や消費生活展を開催し、周知活動に努めてきました。また、平成 24(2012)年 3 月には掛川警察署と「消費生活侵害事犯の被害拡大防止等に向けた連携に関する協定」を締結し迅速な法的措置を行う体制も整備しております。

消費生活相談の実態では、消費者犯罪も高齢者や若年層を狙った悪質で巧妙な手口が増加しています。このような消費トラブルに対しの確な助言を行う体制を整えるとともに、事業者においては、消費者・生活者の視点に立った適正な商品管理・情報提供を行うことが求められています。今後、市民が安全・安心な消費生活を送ることができるようにするために、学習講座などによって「自立した賢い消費者」を育成していく必要があります。



■目指す姿

市民が消費生活に必要な知識を容易に取得でき、相談体制が整備されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備 考
◆消費生活相談に対する助言・あっせんの割合	96.5%	99.0%	「消費生活相談の充実」を測る指標
◆消費者講座(出前講座等)の参加者数	193 人	400 人	「消費者への意識・知識の啓発」を測る指標

施策の方向

① 消費者の意識・知識の啓発

消費生活展の開催、掛川市消費者協会の活動支援、広報紙やホームページなどを活用し、市民が消費生活に関する知識を身につけ自立した判断ができるように、啓発活動を推進します。

② 消費生活相談体制の充実

複雑化していく消費生活相談に対応するため相談員の専門性を高めるとともに、庁内の関係部門、警察、県民生活センター、国民生活センターなど行政の各部門と連携するなど相談体制の充実を図ります。

■主要事業

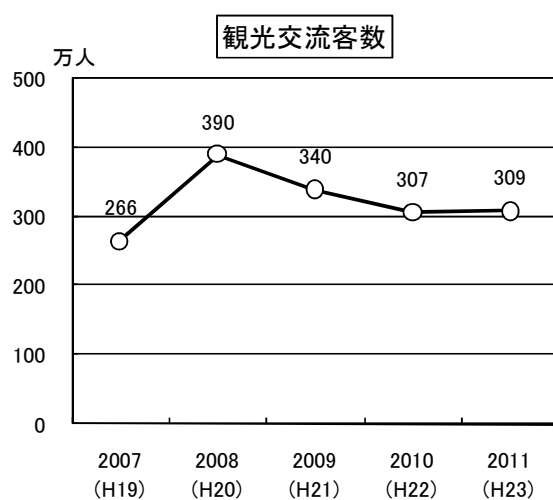
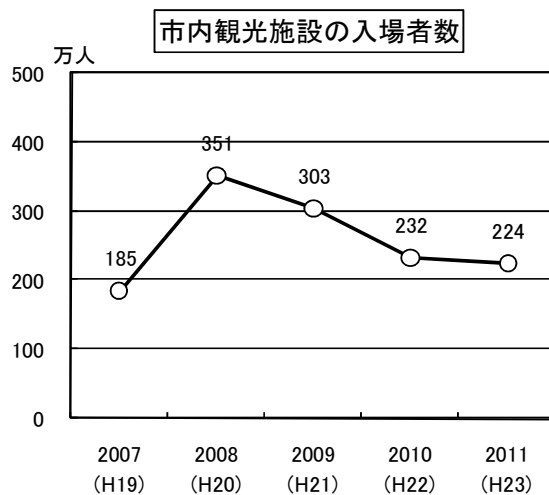
主要事業	事業の内容
消費生活相談事業	消費生活相談、消費生活相談出前講座の開催、情報収集能力の強化、全国消費生活情報ネットワーク・システム事業(PIO-NET)
消費者団体等育成支援事業	掛川市消費者協会の事業(消費者講座の開催)に対する支援
消費生活展の開催	各種団体の研究発表・展示、消費生活の体験・相談コーナーの設置による消費に関する意識高揚

4-2-1 何度でも訪れてみたくなる魅力ある観光の振興

■現況と課題

近年の観光は従来型の物見遊山や風光明媚を目的とするものから「交流」という視点から経済波及に結びつけていくものになっています。すなわち、「体験する」「参加する」「学ぶ」「食を楽しむ」といった「交流型観光」へと変化しています。本市では市内全域をネットワーク化し、海・山・街道での多様な観光機会を創出するとともに、富士山静岡空港を活用し、国内外からの誘客を図り、交流を活発化していく必要があります。また、本市のブランド力向上のため、観光パンフレットやホームページを充実し積極的な情報発信に努めるとともに、様々なイベント開催を通じて観光振興を図り、観光資源や地域資源の掘りおこしを行い、市民のふるさと意識の高揚につなげていくことも求められています。

観光交流は単なる経済波及効果ばかりでなく、人と人とのつながりを拡大し、人づくりやまちづくりへ寄与するものとしても注目されています。このため、観光協会を中心に市民や事業者との連携・協力を強化し、やさしさあふれるおもてなしの心を育て、何度でも訪れてみたいと思うような魅力あるまちづくりを進めることが求められています。



■目指す姿

市の魅力を体験するため、多くの人が訪れ、市民との交流を繰り広げ、活力とうるおいのあるまちになっている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆市内観光施設の入場者数	224 万人	250 万人	「観光交流の隆盛度」を測る指標

施策の方向

① シティプロモーション※の推進

観光や産業の面における本市の魅力を市内外の観光業者へ積極的にアピールすることで地域イメージをブランド化します。また、インターネットやパンフレット等のさまざまな媒体やイベントの機会を通じて情報発信し、人・モノ・情報の交流と地域の発展につなげます。

② おもてなしの心を伝える誘客体制の充実

地域の魅力を伝える観光ガイド等の育成と支援を図ります。また、外国人にも配慮した多言語対応の分かりやすい観光マップや案内表示の整備と、JR 掛川駅構内に設置した掛川観光協会ビジターセンター「旅のスイッチ」の利用しやすさを高め、初めて掛川を訪れた国内外の人にも情報にアクセスしやすい環境をつくり、おもてなしの心あふれる観光客受入れ体制の充実を図ります。

③ 観光資源の整備・活用

市内の歴史文化や自然などの観光資源の適切な維持・管理と発掘・活用を図るとともに、特色ある観光ルートやプログラムづくりを進めます。また、グリーンツーリズム※やサイクリングなどの体験型観光の推進を図ります。

④ 広域連携の推進

新東名高速道路の開通、森・掛川インターチェンジの活用を含めた広域交通体系や遠州灘から赤石山脈につながる壮大な立地環境を活かし、周辺自治体や関係事業者などと連携を図りながら、魅力的な観光エリアの形成や広域観光ネットワークの構築を進めます。また、国内外の姉妹都市や諸外国との経済交流・観光交流等もすすめていきます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
観光案内及び宣伝	掛川市を訪れる観光客及び県内外に対する観光協会 HP や観光パンフレットの充実と情報発信及び観光資源の再発見・掘り起こしによる市内全域の魅力向上
観光施設の魅力充実	市内観光施設の魅力充実のための施設の維持管理・運営、利用者ニーズに応えるリニューアルなど。
広域連携による観光交流事業の開催	観光協会など関係団体との連携による、魅力ある各種イベント開催。
交流型観光産業の育成と全国規模のイベント開催	交流型観光産業のベースとなる資源の掘り起こしとサービス商品化の推進。

※シティプロモーション：地域の魅力を創造し、それを内外に効果的にアピールすることにより、人材・資金・情報の交流を進め、地域の持続的発展につなげること。

※グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々とのふれあいを楽しむ滞在型余暇活動のこと。

4-3-1 豊かで力強い農業・農村の確立

■現況と課題

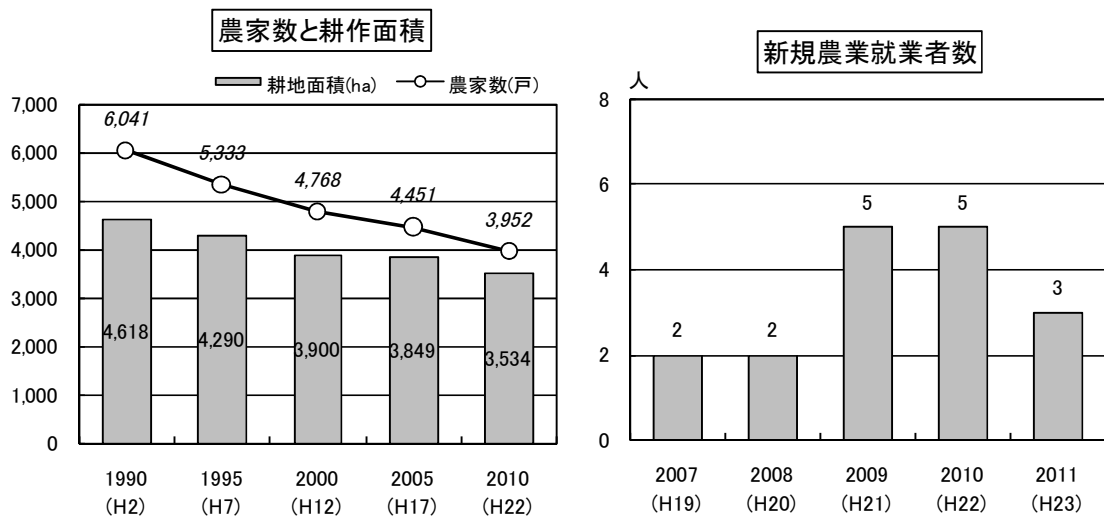
本市では、土地の形状や土壌の特性を活かした多彩な農業が展開されています。北部の掛川区域では基幹作物である茶、水稻、施設園芸、畜産などの農業が営まれ、南部の大東、大須賀区域においては大規模に整備された水田において行われる効率的な水田営農をはじめ、茶、砂地を利用した露地野菜、施設園芸など多品目にわたる農業が展開されています。

特に茶は、全国トップクラスの生産量を誇り、品質においても全国茶品評会等において数々の賞を受賞しており、掛川茶は名実共に日本一といえます。

また、農業構造改善事業等を積極的に導入し、土地基盤整備による大規模化や緑茶加工施設等の近代化施設の整備を進め、農業経営の近代化と合理化を推進してきました。

しかし、農業をとりまく情勢は、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への事前協議参加など、国際化の対応に向けて大きな変革を迫られているとともに、従事者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加など様々な問題に直面しています。特に、中山間地などの耕作条件の不利な地域においては、今後、急速な耕作放棄地の拡大と地域の活力低下が懸念されています。

このため、農業の担い手育成を推進するとともに、農地の集約化と効率的利用、基盤整備等による農業経営の基盤の安定化や地産地消の推進など、戦略的な生産と販売を行うことが求められています。特に、本市の基幹産品であるお茶については、良質な生葉の生産、様々な加工品の開発等のほか、お茶文化やお茶の効能等の情報発信を通じて、掛川茶ブランドの強化に取り組んでいきます。



■目指す姿

良質かつ安全安心な農産物が安定的に生産され、活力ある農業・農村が営まれている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆認定農業者※数	517 人	570 人	「農業の担い手確保の状況」を測る指標
◆JA等農産物取扱い販売額	89 億円	110 億円	

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した経営改善計画を基に農業の担い手として市町村が認定した農業者のこと。

施策の方向

① 多様な担い手の育成と安定的な経営の確立

農地の集積と流動化を推進するとともに、認定農業者制度の推進、農業制度資金の利用者に対する利子補給や、農業近代化施設、農業法人化への支援を行います。また、農産物直売所の持つさまざまな機能を、新規就農者の販路確保や多様な農業経営の維持と底辺拡大等に活かしていきます。新規就農者支援については、国、県の事業等と組み合わせ、有効、効果的な育成と支援を行います。一方、農業用水の確保や農地の区画整理、農道整備などの農業基盤の整備を進めます。

② 収益性の高い農業の確立

より一層の品質の向上、安定供給体制の整備、地域特産品の開発や組織的な生産体制の整備などにより、強い産地づくりを推進します。また、マーケティング戦略の導入や第6次産業化の取り組みを推進し、収益性の高い農業の確立を目指します。「石川小芋」「掛川牛」などのように消費者への人気を高めるため、農協、流通業者、食品業者との連携を強化し、農産物の付加価値を高めブランド化による販路拡大を目指します。茶の品質向上を図るため茶樹の改植事業に対して支援を行います。また、さまざまなソフト事業を通じて、お茶の効能をPRし、掛川茶の消費拡大を図ります。

③ 安全・安心な食料の安定的供給

生産情報の消費者への提供の充実、生産から流通までの体系的な衛生・品質管理手法の導入などにより、安全・安心な食料の生産・供給を進めます。また、化学肥料や農薬などによる環境への負荷をなるべく低減する環境保全型農業の推進を図ります。

④ 地産地消と食育の推進

農産物直売所の連携、PR・情報発信の充実、学校給食等への供給体制の整備などを通じて、地産地消・地場流通を推進します。また、命の源である食に関する意識・理解を深める食育の推進を図ります。

⑤ 豊かで活力ある農村の創造

多面的機能を有する農業資源の保全・管理活動の推進、農村コミュニティの維持・活性化を通じて、活力ある農村社会の形成に努めます。

⑥ 耕作放棄地の解消

農業生産の基盤である農地を確保するため、農業委員会等、関係機関と連携し、耕作放棄地発生抑制のための保全管理等の啓発や担い手への利用集積拡大を推進するとともに、耕作放棄地を再生・利用する取り組みに対し支援を行います。

⑦ 都市と農村の共生・交流の促進

農と自然に触れ合う機会を提供するグリーンツーリズムや農業体験、市民農園の整備などにより、消費者・都市住民との交流を促進します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
新規就農者支援事業	新規就農希望者に対する受入農家での1年間農業研修の実施
日本一茶産地推進事業	茶園改植への支援、茶品評会の支援、消費拡大PR
生産調整推進対策事業	麦、大豆、飼料作目の団地化助成と支援による米の転作
農業農村整備事業	農道、用・排水路、畑地かんがい、パイプラインなど農業基盤と農村地域の総合整備
掛川お茶大使事業	各界で活躍されている方を「掛川お茶大使」として任命し、掛川茶に関する情報を広く全国へ発信する。(平成24(2012)年時点で3人)

4-3-2 農商工連携の推進

■現況と課題

農商工連携※とは農（１次産業）と工（２次産業）と商（３次産業）及び学（大学・医学・研究機関）や自治体等が互いの強みを活かして連携し、付加価値を創造し、新しい商品開発を進め、地域に新たな事業や産業を創造し、地域経済の活性化を図ることです。

意欲ある農業者（地域）が、生産物の質的向上や差別化を進めるとともに、原料供給のみの第一次産業から脱し、一次産品に自らが付加価値を与えることが重要となります。製品の加工・販売に一体化に取り組めるようにするとともに、農業と２次産業・３次産業との融合等を通じて新たな産業や需要（市場）の創出を目指していくことが重要です。また、地域農業の持続的発展に向けては、農協等の販売に携わる組織と個々の生産者が、経営やマーケティングに関する知識・技術・情報力を向上させ、時代や消費者ニーズの変化に対応した新しい生産・流通・販売の手法に取り組む必要があります。

農商工連携では、農産物の直売所、食品加工、レストラン等で、女性や高齢技能者が多く活躍しているという傾向があり、そのような地域人材の育成と活用が重要となります。また、特に風景、景観や風土等も含めた視点で、商品のブランド化を行い、競争力を高めていくことが大切です。



栗焼酎
「自ら(みずから・おのずから)」



化粧品会社との連携によるへちま水の採水



よこすかしろを使った「よこすかあめ」

■目指す姿

農商工連携が、農家の新しい販路開拓と所得増加に結びついている。また、農家の６次産業化※により、新しい商品開発と販路開拓、所得増加に結びついている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆農商工連携の実現数	5件	8件	「農商工連携の推進状況」を測る指標

施策の方向

①「農」を起点とし、加工販売まで一貫して行う経営体の育成

農産物の生産から加工、販売までを一連としてマネジメントする6次産業化により戦略的な農業経営体が多く生まれるよう支援します。また、地場産品を活かした新たなもの・サービスづくりに携わる人材の育成を進めます。

②地域資源を活かした多様な連携の構築

地域資源の見直しと新たな発掘を行い、今までに無い価値を見いだすことと併せ、マーケティングの視点を持って、地場産品を活かした付加価値が高く競争力のあるもの・サービスの開発を進めます。また、農業者と商業者、工業者の人材や外部専門家などとの多様な交流・連携を促進し、新商品の生産・開発・販売につなげます。

③ 地域ブランド化による地域活性化

地域ブランドの確立に向け、地域の農林業者、商工業者や産学官など多様な主体が連携し、地域資源の発掘・開発・活用をすすめ、消費者と地域との交流促進を図りながら、地域活性化につなげます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
農、商、工業者の連携の推進	各業者ニーズに合わせたマッチング先の検討、新商品や販路拡大の支援
地場産品を活用した商品開発	地域資源を見直し、新しい活用方法・販売先の見直しによって、新しい販路の開拓、利用方法の検討

※農商工連携：農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。

※6次産業化：地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業(加工・販売等)に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組み。

第5章 都市基盤分野

V 利便性に優れ、 快適な暮らしを創出できるまち

5-1 市民生活と産業経済を支える安全・快適な道路網が整ったまちづくり

5-1-1 活発な交流を支える幹線道路の整備

5-1-2 生活を支える身近な生活道路の整備

5-2 公共交通が整い便利な暮らしができるまちづくり

5-2-1 効率的・効果的な移動手段の確保

5-3 バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり

5-3-1 安心して住み続けられる居住環境の確保

5-3-2 良質で魅力ある住宅・住宅地の供給

5-3-3 コンパクトに機能が集積された中心市街地の再形成

5-3-4 条件不利地域の生活基盤の維持

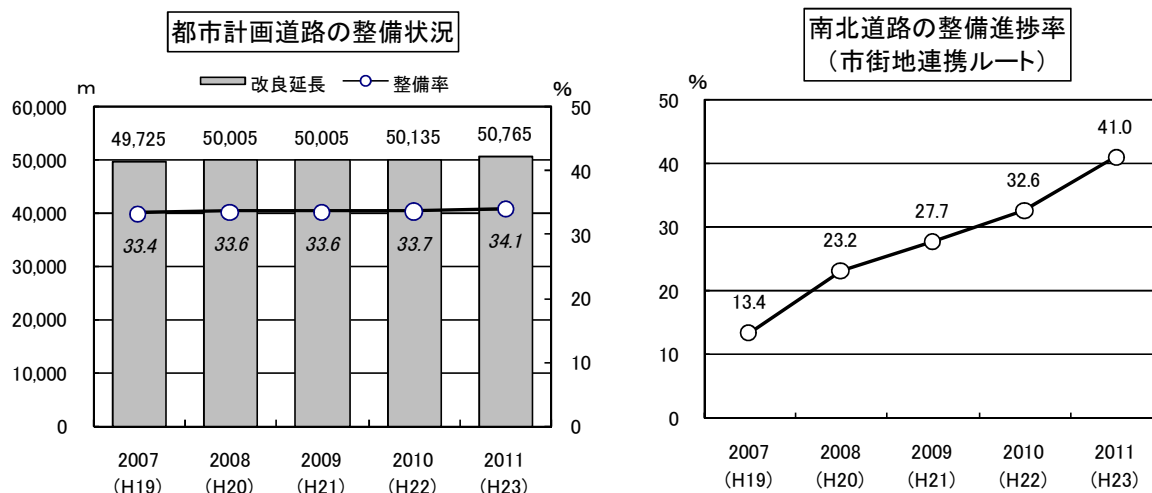
5-1-1 活発な交流を支える幹線道路の整備

■現況と課題

本市は県内7番目に広い都市であり、南北に細長いという特徴をもっています。都市としての一体性を確保し、南北間の円滑な往来を実現するために、南北幹線道路の早期実現が期待されています。南北幹線道路は、本市の東西を横断している東名高速道路や新東名高速道路、国道1号、国道150号と接続することにより、市内各地から国土の動脈を利用しやすくするという重要な役割を果たすことになります。このように、市民生活の利便性向上や活発な産業活動を支え、市全域の均衡ある発展を目指すためにも、まずは南北幹線道路（市街地連携ルート）の早期完成を実現する必要があります。

また、南北幹線道路に連結し市内の主要拠点をつなぐその他の幹線道路網の整備も課題となっていますが、現状では多くの未着手路線を抱えています。限りある財源の中ですべての幹線道路に十分な対応をしていくことは難しく、緊急性や重要性を十分に考慮したうえで、優先順位を見極めた現実的な対応が必要になっています。加えて、人口減少や一層の高齢化の進展、新東名高速道路の開通、富士山静岡空港や御前崎港の機能の充実など、今後の社会環境の変化や需要予測を的確に見据えた道路網計画の検討と、広域の物流や交流を担う高速道路や国道、県道など広域幹線道路の整備・拡充と活用促進が求められています。

さらに、既存の幹線道路については、安全で快適な交通環境の維持に向け、予防保全型の道路管理手法を検討していくなど、維持管理の充実が求められています。



■目指す姿

渋滞の無い快適な道路交通が確保され、市民の生活圏の広域化に対応しているとともに、人・モノ・情報の交流が活発に行われている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆南北幹線道路(市街地連携ルート)の整備進捗率	41.0%	81%	「南北幹線の進捗率」を測る指標
◆朝夕ラッシュ時における主要幹線道路の自然渋滞箇所※数	3 か所	2 か所	「交通円滑化」を測る指標

施策の方向

① 南北幹線道路の整備推進

南北幹線道路の市街地連携ルートについては早期竣工を目指し、地元・関係者の協力の下に、測量設計、用地補償と工事施工を着実に進めるとともに、掛川大東線バイパス区間は、ルートのあり方や道路の規格・構造、事業期間の延伸、また、県道区間の新たな改良を加える見直しをすすめます。

② 都市の骨格的幹線道路の整備推進

社会経済情勢、政策等の変化に応じて都市計画道路を見直し、道路整備プログラムを策定するとともに、その優先順位等に基づき、市の骨格を担う幹線道路を計画的に整備します。また、既存道路については、快適な道路環境の維持と施設の長寿命化を図るため、予防保全の視点に基づいた維持・管理の充実、計画的な補修・改修を進めます。

③ 国道、県道の整備促進

国道1号バイパスの4車線化をはじめとする国道・県道の整備に向けて、実施主体である国・県に対して、市や期成同盟会から積極的に働きかけるとともに、地区及び地権者との調整に取り組めます。

④ 新東名高速道路の活用促進

新東名高速道路を活用した地元振興策について、地元との検討を進めます。

⑤ 自転車道路・歩道の整備

自転車や歩行者等を考慮した道路・歩道の整備を進めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
都市計画道路の見直しと道路整備プログラムの策定	社会経済情勢、政策等の変化に対応した都市計画道路の見直しと道路網と道路整備の優先順位を定める道路整備プログラムの策定
新東名高速道路を活用した地域づくり	原田高架下公園の整備。掛川パーキングエリアを活用した地域振興策の研究。森掛川インターチェンジ周辺の地域づくりの検討
南北幹線道路整備事業	早期整備を目指し、測量設計、用地補償、工事施工の着実な実施
幹線道路網(南北道を除く)の整備	東西環状線をはじめとする市内の主要幹線道路の整備
国道、県道事業の支援	要望活動、地権者との調整、説明会等による国道1号バイパスの4車線化及び県道整備等の促進

※自然渋滞箇所：人口集中地区では、渋滞長1,000m以上、または通過時間10分以上渋滞する箇所をいい、それ以外の地区では、渋滞長500m以上、または通過時間5分以上渋滞する箇所をいう。

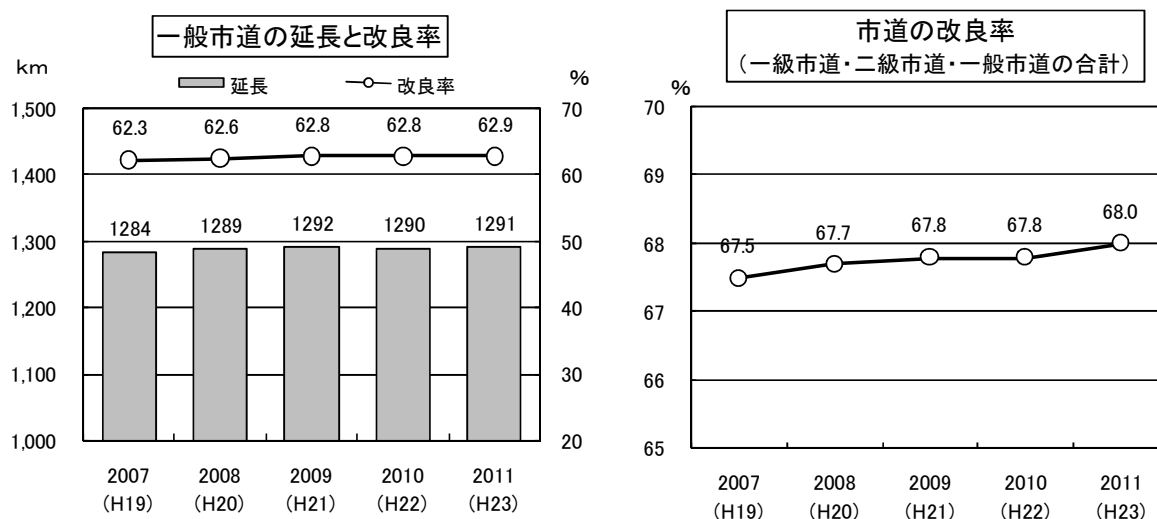
5-1-2 生活を支える身近な生活道路の整備

■現況と課題

生活道路は、通勤・通学、買い物など市民生活に最も密着し、自動車とともに自転車や徒歩による身近な移動にも利用される道路です。本市では、安全で円滑な地域内交通を実現するため、市道の整備・改良に努めるとともに、交通弱者を守ることを中心とした道路整備を推進してきました。

しかし、狭隘道路の拡幅、安全性の向上など、依然として道路整備に関する要望は数多く寄せられています。市道の改良率は平成 22(2010)年度末時点で 67.8%であり、今後も改良を進める必要がありますが、限られた予算の中で、1 年間に改良できる道路延長は年々短くなっています。緊急性などから優先順位を検討し、重点的な道路整備に取り組むとともに、効率的な整備を行う必要があります。

広い市域を抱える本市では、市道の延伸とともに、舗装、橋梁、側溝、安全施設等の維持管理や老朽化対策も重要な課題になっています。安全で快適な生活道路の形成に向けて、計画的な道路整備と、市民や地域の協力による効率的な道路管理体制の構築が必要になっています。



■目指す姿

生活を支える身近な道路が安全・安心に使える。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆一般市道の改良率	62.9%	63.3%	「生活道路の安全性」を測る指標

施策の方向

① 安全・安心な生活道路の整備推進

市街地や既存集落地等において、安全・安心な生活道路の整備を推進します。特に通学路となっている道路や、小学校・中学校周辺の道路について、地域の実情を勘案しながら、安全性を高める整備を進めます。また、整備に際しては、地域特性や交通需要を考慮し、過大な道路規格とならないよう適切な対応を図ります。

② 維持管理の充実、危険箇所の改善

身近な道路や橋梁について、予防保全の視点に基づく道路パトロールや適切な補修などを実施し、維持・管理の充実を図ります。また、危険箇所の改善を早急に進めます。

また、道路・水路等の小規模な改良改修工事については、必要性、緊急性、他の事業との整合性、公平性を考慮した上で実施します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
生活道路新設改良事業	生活基盤として安全快適な通行確保のため、緊急性・必要性に応じた道路整備の実施
橋梁長寿命化修繕事業	老朽化する道路橋の急速な増大に対する、計画的な修繕実施によるライフサイクルコストの縮減
地域環境整備調整事業	地区要望に応じた、小規模な維持修繕工事と生コン、道路用資材等の支給

5-2-1 効率的・効果的な移動手段の確保

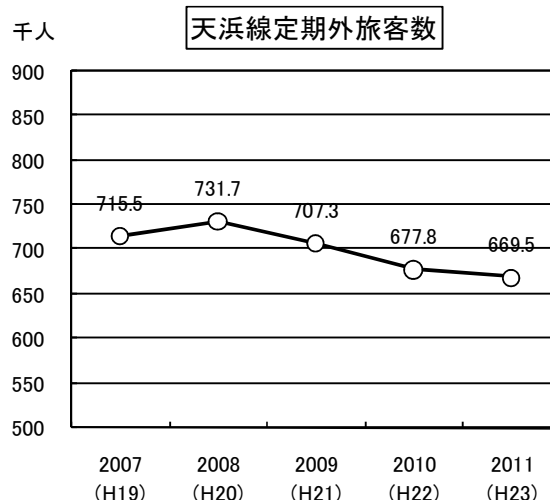
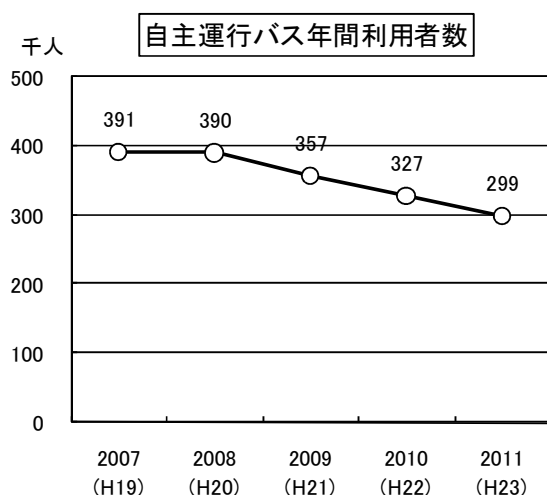
■現況と課題

本市には JR 東海道新幹線と東海道本線の掛川駅があり、他都市への移動の利便性には優れています。一方、市内移動の公共交通機関としては、天竜浜名湖鉄道と路線バスがありますが、いずれも利用者は減少傾向にあり、経営的には非常に厳しい状況が続いています。このため本市では、沿線市町と共同で天竜浜名湖鉄道に対しての経営支援を行うとともに、廃止された路線バスを自主運行バスに切り替え、継続した運行を確保してきました。また、平成 15(2003)年度からは市街地循環バスの運行を開始し、利用者の利便性向上と市民生活の移動手段の確保に努めています。

しかし、天竜浜名湖鉄道と各路線バスの利用者増への見込みは厳しく、学生、高齢者など交通弱者の必要最低限の移動手段の確保に留意しながら、効率の悪いバス路線については、市民・事業者・行政で構成する地域公共交通会議で、運行の改善計画やバス代替交通などについて検討していく必要があります。

また、市内に散在する公共交通空白地域への対応も求められており、近年、電動アシスト自転車やシニアカーなど交通弱者が利用できる新しい交通手段の普及も進んでいることから、既存の公共交通と新しい交通手段との連携強化や結節機能を高める駐輪場等の施設整備の検討、また、少人数の移動に適した経済的な交通手段導入や地域の住民ボランティアによる移送サービスの取り組みなどについて検討していく必要があります。

公共交通空白地域それぞれの実情に即して、柔軟で使い勝手のよい移動手段の確保について、地域住民が主体となって検討していくことが重要となっています。



■目指す姿

交通弱者のための通勤・通学・通院、買い物などのための移動の手段が確保できている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆地域交通協議会の設置数	2	9	「移動手段確保に向けた地域主体の取り組み状況」を測る指標
◆天竜浜名湖鉄道の定期外年間利用者数	669.5 千人	680 千人	「マイレール意識の向上や観光客誘致などによる鉄道利用の増加」を測る指標

施策の方向

① 新たな公共交通サービスの検討

利用者が少ないバス路線については、市民・事業者・行政で構成する地域公共交通会議で運行の改善計画やバス代替交通の検討を進めます。また、より効率的な運行手段や運行システムへの移行を促進するため運行基準を導入していきます。

② 既存公共交通と新しい交通手段の連携

近年普及が進んできた電動アシスト自転車などの新しい交通手段と既存のバス交通等を連携させることにより、公共交通空白地域を減少させ公共交通利用者の増加を促します。

③ 交通結節点における利便性、快適性の向上整備

異なる交通手段をつなぐ場所である鉄道駅、バス停、駐車場及び駐輪場など交通結節点において、鉄道駅では段差の解消やベンチの配置など、バス停では屋根やベンチなど必要な施設整備を進め、利便性、快適性を高めます。

④ 地域の特性にあわせた交通整備

買い物サポート車や福祉バス※など、市民が主体となって地域の移動手段を確保するよう支援します。

⑤ バス路線への支援と利用促進

利用者数が確保できるバス路線については、今後も路線の維持ができるよう支援していきます。

⑥ 天竜浜名湖鉄道への支援と利用促進

年間 155 万人が利用している天竜浜名湖鉄道に対し県・沿線市町とともに支援し、同社が実施する利用促進事業に協力していきます。また、市内で利用促進の活動を実施している団体等の支援をおこないます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
自主運行バス事業	市街地循環バス、廃止代替バス等の運行実施
路線バス支援事業	路線バス運行事業への支援
福祉バス支援事業	地域福祉バスの運行支援
デマンド型乗合タクシー※事業	デマンド型乗合タクシー事業の実施
生活交通確保計画の策定	地域公共交通会議による生活交通確保計画の策定
天竜浜名湖鉄道利用促進事業	天竜浜名湖鉄道経営助成、天竜浜名湖線市町会議による支援、駅周辺施設の管理

※福祉バス：一般的に高齢者などの交通弱者の外出支援と交流促進などを目的に、民間事業者を運行主体とした貸切乗合許可により運行されるバスのこと。

※デマンド型乗合タクシー：利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に応える公共交通。電話で予約し、乗車、目的地まで向かう。乗り合いであるため、他にも同じ便に予約した人がいれば道順に回って目的地まで運行する。

5-3-1 安心して住み続けられる居住環境の確保

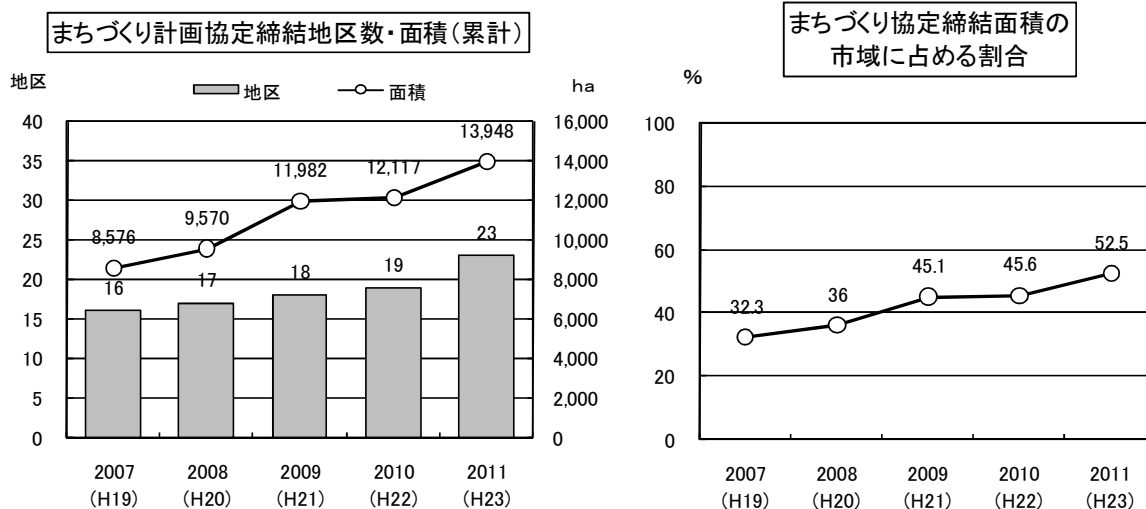
■現況と課題

良好で快適な居住環境を形成するためには、そこに暮らす市民の視点を大切にし、地域の特性に応じたまちづくりが必要です。本市では、従来より、都市計画法に基づき、住民参加の下、望ましい都市像と都市整備の目標を明確にして都市施設の整備を進めていますが、法に基づく整備や規制・誘導をより実効性の高いものとするためには、まちづくりの主役である市民一人ひとりが、積極的に参画していくことが重要です。

そこで、本市では、まちづくり土地条例を活用し、地区の土地利用について、市民と地権者が「まちづくり計画」を策定し、市民と行政の協働による規制と誘導を行っています。この他にも、開発指導や建築指導によって、良好な都市環境や居住環境の維持に努めています。

また、景観形成に関しては、平成 22(2010)年度には「景観法」に基づく「掛川市景観計画」を策定、「掛川市景観条例」を施行し、景観形成を総合的に進めていく体制が整ったところです。都市景観は、地域の魅力を引き上げる役割を果たしますが、景観に対する市民意識の醸成については、今後の課題となっています。

これらの整備・開発と保全のあり方については、まちづくりの根幹に関わるものであり、地域価値の向上と良好な居住環境の両立については、地域、開発事業者、行政がともに調整し合う仕組みを充実させていくことが、今後ますます必要となっています。



■目指す姿

地域の特性に応じたバランスの取れた土地利用が行われ、安心して住み続けられる居住環境が確保されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆まちづくり協定締結面積の市域に占める割合	52.5%	53%	「良好な居住環境の形成状況」を測る指標

施策の方向

① 住民主体のまちづくりの促進

各地域の開発と保全の考え方について、地区単位での検討により、協定区域を定め、地域の総意を反映する土地利用を行います。また、市民と行政の協働により、適正な土地利用の誘導を図り、快適なまちづくりを進めます。

② 都市計画制度の活用

都市計画マスタープランを必要に応じて見直し、本市都市計画に関する基本的な方針を定めます。また、用途地域を指定し、建ぺい率、容積率、地区計画等を定め、良好な住環境の整備を推進します。

③ ユニバーサルデザイン※の推進

ユニバーサルデザインに配慮することにより、地域にふさわしく、だれにもやさしい良好な都市環境の形成に努めます。

④ 景観を生かしたまちづくりの推進

景観は、市民共有の資産であるという意識醸成を図り、景観計画に基づき、優れた自然景観やまち並み景観の保全、違反屋外広告物の是正指導の推進等により、良好な景観形成の推進に努めます。

⑤ 適正な土地利用指導

土地利用指導要綱、都市計画法に基づき、土地利用事業や開発行為許可申請を適正に審査、助言、指導し、良好な都市環境の維持へ誘導します。

⑥ 建築関連制度の適正な運用・指導

建築物とその敷地に関して、建築基準関係規定の遵守により、安全で快適な居住環境や都市環境の維持に努めます。また、建築規制に関する情報提供を進めます。

⑦ 地籍調査の推進

境界トラブルなどに対する土地境界の明確化や災害時における境界杭の復元の必要性が求められており、土地に関する権利を保全し、災害時における早期で正確な境界杭の復元を図るため、土地の状況と登記内容を整合させる地籍調査事業を推進します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
都市計画マスタープランの見直し	社会経済状況・政策等の変化、上位計画の変更等に応じた見直しの実施
都市景観形成事業	景観計画に沿った施策の推進と屋外広告物の適正化
適正な土地利用への誘導	土地利用及び開発行為の助言、指導、審査による承認及び許可並びに検査
建物に関わる申請・検査等の実施	建築関係規定に関する申請、届出、検査の実施、これに伴う建築相談、及びパトロール等によりこれらの手続き違反、実態違反の防止
地籍調査事業	計画的な調査工区の設定と円滑な事業推進
まちづくり協定締結	良好で快適な居住環境を形成するため、地域住民による地域の特性に応じたまちづくり計画を策定し、市民と行政の協働による規制と誘導を実施

※ユニバーサルデザイン：年齢や障害、国籍等にかかわらず、多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

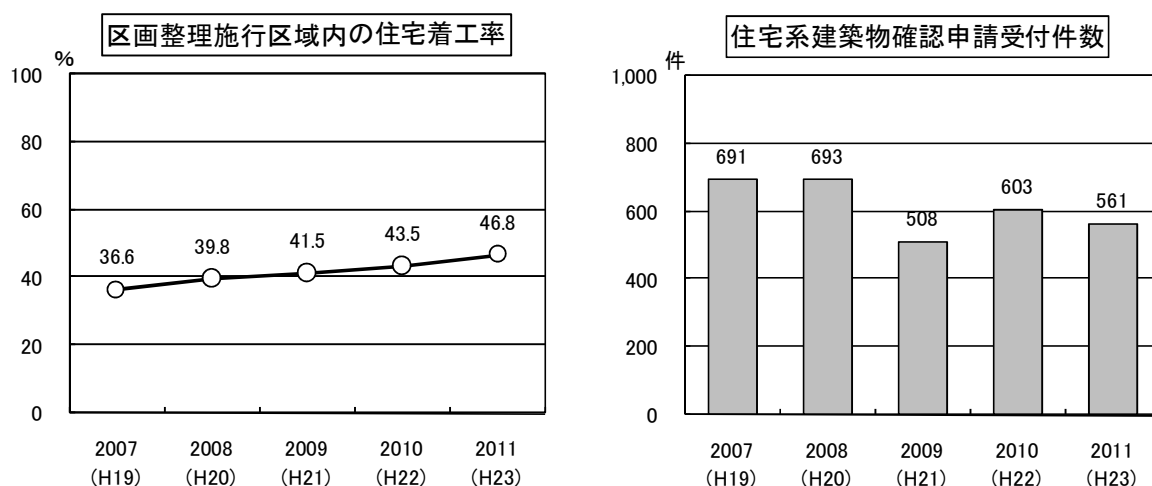
5-3-2 良質で魅力ある住宅・住宅地の供給

■現況と課題

本市では、昭和 35(1960)年から土地区画整理事業を実施し、平成 23(2011)年度末までに 23 地区 604ha の良質な住環境を提供してきました。現在も 2ヶ所 40ha の土地区画整理事業を施行中であり、密集家屋や狭隘道路を改善し、道路、水路、公園などが整備され、快適で機能性、防災性にも優れた住宅地を創出しつつあります。また、本市は公営住宅 15 団地を有し、適正な家賃での住宅供給にも努めてきました。

これまで順調に人口増加の傾向にあった本市においても、平成 22(2010)年度の国勢調査結果からは既に減少傾向に転じていたことが伺えます。そうした中で、良質な宅地や住環境の維持・創出に取り組んでいく必要があります。

人口減少社会の中で定住人口を維持していくためには、良質な民間住宅開発の誘導を進めるとともに、高齢者や障害者が暮らしやすい住宅や、若い世帯の定住化に向けた子育てしやすい住宅など、多様なニーズに対応した質の高い住宅の供給に努めていく必要があります。



■目指す姿

社会情勢の変化や多様なニーズに対応した良質で魅力的な住宅地・住宅が提供されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆土地区画整理施行区域(7 地区)内住宅着工率	46.8%	49.5%	「良質な宅地の提供度合い」を測る指標

施策の方向

① 公営住宅の維持管理の充実

公営住宅 15 団地については、掛川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持管理と計画的な改修等を進め、適正な家賃で良質な公営住宅の供給に努めます。また、地域の福祉課題に対する支援として、住戸の一部をグループホームに活用するなどの取り組みを進めます。

② 区画整理事業の推進

市施行の宮脇第一土地区画整理事業の終息に向け事業を進めるとともに、既存住宅密集地を都市施設と居住環境が整った機能的なまちへ再編します。

また、組合施行の洋望台土地区画整理事業を推進し、快適な居住環境が整備された秩序あるまちを計画的に創出します。

沿道整備土地区画整理事業※を十九首・小鷹町地区で実施します。

③ 良質な住宅地の供給

社会情勢、地域の現状などから将来的な住宅需要を的確に予測し、行政による市街地開発事業と共に民間活力を積極的に活かした供給を促進することにより、需要に見合った良質な住宅地の供給に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
十九首・小鷹町地区沿道整備土地区画整理事業	(都)葛川下俣線道路整備事業にあわせ、沿道 A=0.30ha の土地区画整理の実施

※沿道整備土地区画整理事業：地権者の現地残留希望や代替地希望に柔軟に対応して、幹線道路と沿道地域の一体的整備を推進する事業。

5-3-3 コンパクトに機能が集積された中心市街地の再形成

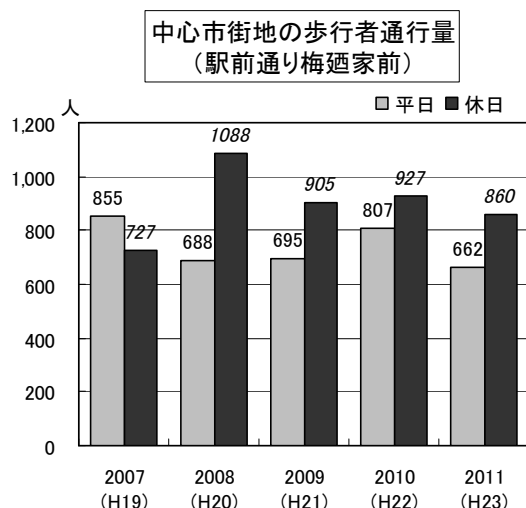
■現況と課題

本市の掛川駅前中心市街地については、以下の様な課題が上げられます。まずは、居住人口の減少、高齢化の進行があります。中心市街地の居住人口は大きく減少を続け、平成20(2008)年には1,600人を割ってピーク時の1/2の水準となっており、高齢化の進行も市内最高水準となっています。既存住宅の多くは戸建住宅で、新幹線駅前という立地にも関わらず都市型の集合住宅の供給は未だ十分ではありません。その背景には、土地区画整理事業により街区等の整備が進んだ一方で、商住分離により市街地内の人口が郊外へと拡散し、人口密度の低下を招いた事実があります。こうしたことは、郊外部における道路整備等の行政需要を発生させるとともに、公共交通機関の効率低下など困難な課題を生じさせています。

次に、空洞化の進行があります。掛川城周辺には歴史文化施設が集積していますが、本来、商業・業務施設と公益・交流施設が集積されるべき駅周辺では、施設の移転と空き店舗、未利用地が目立ち、中心市街地の拠点機能の低下、空洞化が進行しています。とりわけ商業・業務機能については、大型店の郊外移転や通信販売の増加、商業者の後継者難等により、商業集積が大幅に縮小し、結果、街を訪れる人数が大幅に減少しました。

これらの課題解決のためには、集合住宅の供給等による居住人口の増加と併せ、高齢者にも安心で便利な生活空間の実現が求められます。また、都市基盤の観点からだけでなく、商業、コミュニティ、交流、歴史・文化などの中心市街地を形成する多様な機能・特性を捉えながら対応していくことが重要となっています。

今後は、市民生活の多様性を確保するためにも、自家用車に頼ることなく公共交通や自転車、徒歩等で日常生活を営むことができる効率的な都市構造を持つ、「コンパクトシティ※」の形成を進める必要があります。そのためには市街地居住はもとより、空き店舗、未利用地の活用を進めるとともに、市街地再開発事業等により魅力と波及力のある商業・業務サービスほか様々な機能の集積を図る必要があります。



■目指す姿

中心市街地は市の玄関口及び歴史・文化を背景とした情報発信地として、人が集い、にぎわいに溢れている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備 考
◆歩行者通行量（駅前通り梅廻家前の 平日の10時間の歩行者通行量）	662 人	1,500 人	「中心市街地の賑わい」を 測る指標

施策の方向

① 中心市街地居住の推進

人口減少、少子化、高齢化社会の到来に対応し、誰もが便利で安心して快適に暮らせるよう、再開発事業等により生活基盤機能の整備を行い、多様な都市機能がコンパクトに集積した市街地を形成します。また、良好な都市型住宅等の整備・誘導により、高齢者にも配慮したまちなかにおける居住者の増加を図ります。

② 商業・業務・サービス活動の立地集積

中心市街地に多様な商業、業務をはじめ介護・医療・福祉等も含めたサービス機能の集積を図り、掛川市の「玄関口」としてのまちなかの活発な経済活動を推進します。特にオフィス機能の誘致を図ります。

③ 中心市街地における活発な人の交流の促進

商業施設、交流施設等のまちなかにある各種施設が、それぞれの役割や機能を発揮・連携することで、地域住民だけでなく、来訪者も含めた様々な活動や交流を促し、情報の受発信機能を強化します。様々な人が様々な目的をもって活動出来る舞台としての中心市街地を整え、にぎわいを創出します。

④ 中心市街地におけるアクセスの確保

人が訪れやすいように、市内各地域からのアクセスを改善するとともに、来訪者、居住者や事業者、さらには市外への旅行者それぞれに利便性の高い駐車場や駐輪場を効果的・効率的に整備します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
JR掛川駅前東街区再開発事業	商業、業務、サービス機能や居住機能等を集約した施設の整備
空き店舗活用事業	街づくり会社等により空き店舗を活用した起業支援等の仕組を整備
各種歩行者天国活用事業	「けつトラ市」や「友引カフェ」など、街中に賑わいをもたらすソフト施策の実施

※コンパクトシティ：「歩いて暮らせるまちづくり」という言葉に代表されるように、生活者が暮らすために必要な商業業務サービス機能が、自家用車を使わなくてもよい範囲にコンパクトに集約されたまちのこと。

5-3-4 条件不利地域の生活基盤の維持

■現況と課題

当市には、南アルプスの最南端に位置する市北部地域や小笠山麓の集落などの平地部に比べ生活条件の不利な中山間地域※が存在します。このような地域では、祭などの伝統行事や草刈りなどのコミュニティ活動が、過疎化、高齢化により困難になっており、積極的な対策を講じなければ産業の衰退や人口流出に歯止めがかからない地域でもあります。

条件不利な中山間地域は、森林や農地などを有し、水源や環境保全など下流域に対し多面的な機能を果たしています。山地に降った雨は、大地にしみ込み、里へと流れ、稲や多くの野菜などの農作物を实らせ、私たちの暮らしを支えています。

また、中山間地域は、都市住民にとってのリフレッシュ・憩いの場、交流・自然体験の場としても期待されており、その点から道路整備などの効果的な環境整備について求められます。

さらに、集落は古い歴史・伝統・文化などが残り、貴重な価値・魅力を有しています。

この地域では、具体的には、農林業の低迷、後継者不足、都市部への人口流出と高齢化の進展、地域の担い手不足によるコミュニティ存続の危機などの多くの課題を抱えており、定住人口を確保するための既存集落住民の定住や新規住民の移住の促進、人口減で脆弱となった地域コミュニティを維持していくための新たな地域運営の仕組みづくり、地域資源を活かした産業振興やコミュニティビジネスの創出、福祉や子育て等に関わる生活拠点機能の向上、交通・情報ネットワークの整備など、中山間地域での暮らし・営みを支える様々な基盤について、ハード・ソフトの両面から、重層的に取り組んでいくことが求められています。

中山間地域の資源やそれらが産み出す恩恵が市民共有の財産であることを理解し、都市地域と山間地域とが共生していくため中山間振興策を積極に進めていく必要があります。

■目指す姿

中山間地域の豊かな自然環境や歴史・文化を活かした暮らし・営みが維持されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆中山間地域の人口	4,997 人	5,085 人	「中山間地域の持続可能性」を測る指標
◆辺地幹線道路※の改善率	61%	79%	「中山間地域の基盤整備」を測る指標

施策の方向

① 中山間地域居住の推進

居住者が自信と誇りを持って定住し続けられるよう、地域の地理、自然、歴史や文化に関する学びをすすめるとともに、地域の良さを再発見し活用する活動を支援します。

また、一旦は市外に転出していた人の U ターンや、もともと市外に住んでいた若者等の当市への I ターン・J ターンを促進するため、地域の紹介情報発信や、空き家情報の提供などを支援します。

② 道路等生活基盤の整備推進

地形的要因等から、生活道路の整備が十分でない地区や、隣接集落等につながる道路が一本しかないなど、災害時等に孤立する恐れのある地域を解消するため、生活道路の整備を進めるとともに、農林道を含め災害時に代替する道路を確保し、通行利便性の確保と災害時の備えに努めます。

また、民間事業者の行う携帯電話基地や光通信網などの情報基盤の整備も推進します。

③ 地域特性・地域資源を活かした産業の育成

農林産物の生産性向上はもとより、土地の条件や雰囲気に見合った新しい作目の開拓や、一次産品の加工・販売による高付加価値化、消費者への直接販売など、収益・就業機会の確保を支援します。

また、国の中山間地域直接払い制度を活用して、地形的要因等による生産性の格差について一定の縮小を図るほか、耕作放棄の防止に努めます。

④ 活発な人の交流による活力の維持増進

自然資源や農林業、農山村の暮らしを介して、都市の児童生徒たちには農山村生活体験の機会を提供するプロジェクト、大人たちには農業・農山村体験等を織り込んだプログラムを提供するグリーンツーリズムの推進、温泉施設の活用等により、活発な人々の交流を創出し、経済的な効果を含め、地域の活力の維持増進を図ります。

また、地域のコミュニティや身近な生活基盤の維持管理に、外部の担い手の力が得られるような仕組みづくりを推進します。

さらに新東名高速道路の森・掛川 IC 開業を効果的に利活用するため、戦略的な PR を進めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
辺地対策道路整備事業	辺地地区の住民が安全に、安心して生活するための基盤作りと生活環境の向上を図るための道路整備
まちづくり計画策定事業	まちづくり計画策定後、地元のまちづくり委員会からの地域振興に係る協議に応じる。
中山間地域等直接支払事業	中山間地域に定住と営農を支援する交付金を補助する。

※中山間地域：食料・農業・農村基本法では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されている。一般的には平坦な耕地が少なく、人口の密集も少ない山間部の農村地域を指す。

※辺地幹線道路：掛川市においては、辺地総合整備計画に位置づけられた居尻黒俣線、高山西之谷線、明ヶ島線の3路線をいう。

第6章 防災危機管理分野

VI 災害に強く、 市民が安心して暮らせるまち

6-1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり

6-1-1 あらゆる災害から市民を守る防災・減災体制の強化

6-1-2 災害に強い住宅、公共施設づくり

6-2 消防救急体制が充実したまちづくり

6-2-1 市民の生命・身体・財産を守る消防救急体制の強化

6-3 交通事故・犯罪のないまちづくり

6-3-1 交通事故の根絶

6-3-2 犯罪の撲滅

6-1-1 あらゆる災害から市民を守る防災・減災体制の強化

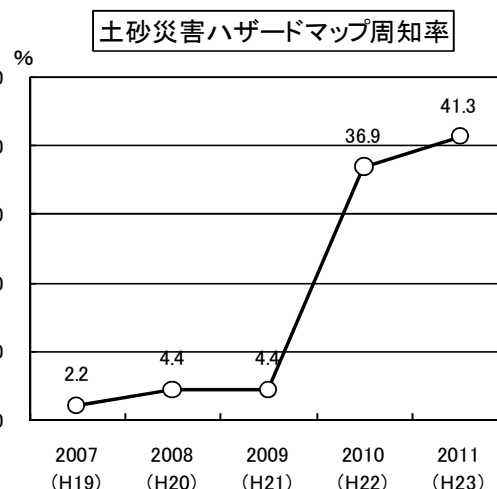
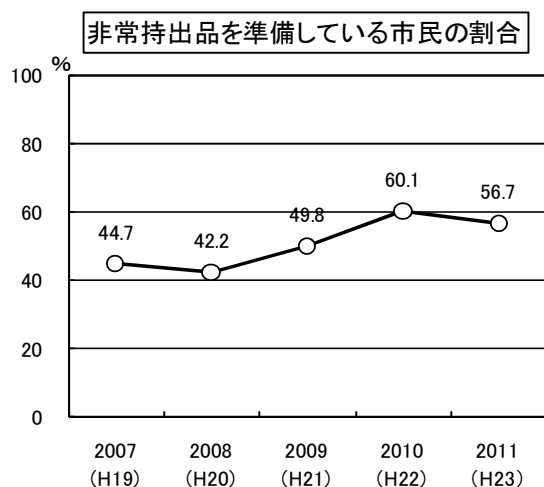
■現況と課題

近い将来、発生の可能性が指摘されている東海地震等をはじめ、異常気象による水害や土砂災害など様々な自然災害に対する備えとして、市民の生命・財産を守るために地域防災計画を策定し、通信機器の整備、関係機関や自主防災会と連携した訓練などを通じて、防災体制の構築に取り組んできました。また、隣接する御前崎市には原子力発電所が立地しており、原子力に対する正しい知識の普及に向けて、学習機会の提供や広報紙による情報伝達に努めてきました。

しかし、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災、平成 23(2011)年 9 月の台風 12 号及び 15 号は、大規模な自然災害に対する恐ろしさをあらためて認識させるものとなりました。これらの災害からは、市民、地域、事業者、市、県、国など、それぞれの立場から防災・減災の対策を進めることの必要性が浮き彫りとなりましたので、引き続き全市的な防災訓練や啓発活動などを通じて、市民一人ひとりが普段から防災意識の向上に努めるとともに、より広範に関係機関が連携して組織的な防災・減災体制を築くことが必要になっています。

また、被害を最小限に抑えるためには、災害予測情報や避難情報を正確に提供することが必要であり、土砂災害や洪水、津波に関するハザードマップ※を作成するとともに、市民、地域、行政などの間で、災害関連情報を確実に伝え合う体制を確立しておくことが求められています。

このほか、原子力発電所については、事業者に対し、国の原子力安全対策に基づき、引き続き徹底した安全管理を求めていくとともに、東日本大震災を受けて見直しが進む国の防災・減災対策を踏まえつつ、実行性のある対策を整備していくことが課題となっています。



■目指す姿

市民は災害に対する備えを強化し、地域は協力し合って地域防災力を向上させており、市の災害対策本部はあらゆる災害に対する防災・減災体制が整っている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆水や食料など非常持ち出し品を準備している市民の割合	56.7%	66%	「市民の防災意識」を測る指標
◆災害時の備蓄品充足率	67.1%	75%	「地域防災力」を測る指標
◆土砂災害ハザードマップ周知率	41.3%	100%	「土砂災害危険地域における防災意識」を測る指標

施策の方向

① 総合的な防災・減災体制の確立

地震災害及び水害などの多様な災害を想定した避難、医療、情報伝達の充実と、防災・救助活動に必要な資機材、食料、医薬品の備蓄を進め、総合的な防災・減災体制の確立を図ります。

また、緊急消防援助隊や各種災害協定による広域の相互応援体制、高齢者や障害者など災害時要援護者への支援体制、自主防災会との連携及び女性の視点に立った防災施策の充実と推進を図ります。

特に、南部沿岸部においては、津波を想定した避難訓練の実施など、津波対策の充実を図ります。加えて、大規模災害発生等の緊急時における事業継続計画（BCP）について検討します。

② 自助を基本とする防災意識の向上

ハザードマップの作成や講習会の開催などを通じて、防災・減災情報の積極的な提供・共有を進め、自分の命は自分で守るという自助の意識が基本となる防災・減災意識の向上を図ります。

③ 地域防災力の向上

自主防災会の組織強化や防災リーダーの育成、事業所による防災への取り組み、地域の特性に応じたより実践的で効果的な防災訓練の実施などを通じて、共助による地域防災力の向上を図ります。

④ 原子力防災に関する対策の推進

原子力災害に関しては、国の防護策の方針を踏まえつつ、国・県・市の役割分担を明らかにしながら、正確な情報収集や、広報、避難、ヨウ素剤の配布等の方法の確立など実効性のある対策を進めます。原子力発電に関しては、正しい情報の収集につとめ、市民への適切な情報提供に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
情報の伝達機材整備事業	同報無線、地域防災無線の充実や携帯電話、SNS、アマチュア無線等を使用した情報伝達方法の整備による複数化
自主防災会支援事業	防災資機材の整備補助、学習会への講師派遣など、自主防災会への支援と指導者の育成
防災資機材整備事業	非常用食糧・毛布・トイレ等の災害備蓄品や救護所の医療資機材、広域避難所（支部）の防災資機材などの整備と管理
災害弱者の家庭内安全対策事業	高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯家屋の安全対策の推進（家具の転倒防止、住宅用火災警報機設置）
沿岸部の津波対策事業	津波避難施設や海拔表示の整備充実、自治会や家庭の津波避難計画作成と訓練の推進、事業所の津波対策への支援
家庭内防災対策推進事業	非常持出品の整備推進、3日間の非常用食糧の備蓄、家屋の耐震化・家具の固定等の啓発など防災対策意識の高揚
原子力広報・安全等対策事業	原子力発電に対する市民の正しい知識の取得のための勉強会及び研修の実施

※ハザードマップ：地震や洪水などの災害が起きたときの危険箇所や、犯罪が発生した地点などを地図にまとめたもの。

6-1-2 災害に強い住宅、公共施設づくり

■現況と課題

本市ではこれまで、災害から市民の生命や財産を守ることを目的に、建物の耐震性や生活基盤の防災性強化に取り組んできました。

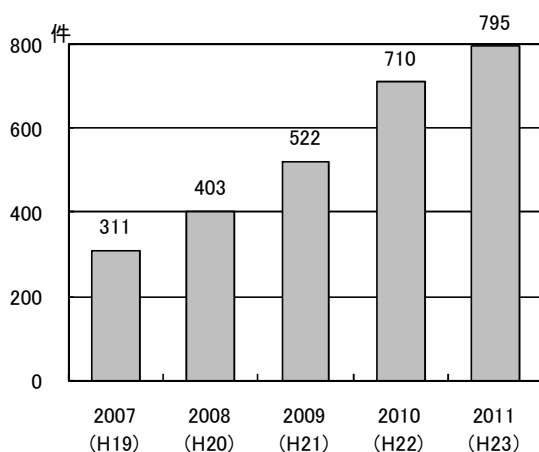
近い将来発生の可能性が指摘されている東海地震への対策としては、プロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）－0（ゼロ）」を県とともに推進し、昭和 56(1981)年 5 月以前の旧基準で建築された木造の住宅等を対象にした耐震診断の実施、耐震補強計画・工事に対する助成や公共建築物の耐震化を行ってきました。その結果、市内の対象戸数のうち 29%が耐震診断を実施し、耐震補強実施数も増加しています。一方、災害時の避難場所や防災拠点となる公共施設や地区施設の耐震化も着実に実施しており、市内公共施設の耐震化率は 89.3%（平成 22(2010)年度末現在）となっています。

また、東日本大震災を教訓として、津波対策の推進が急務となっており、沿岸部への津波避難施設の設置や海岸砂丘・保安林の保全などに取り組んでいく必要があります。

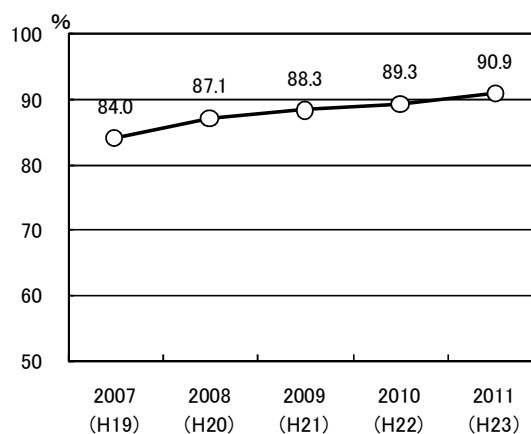
台風、豪雨などの自然災害から市民の生命や財産を守るためにも、高潮や洪水を防ぐ海岸保全施設や治水施設を充実させることが必要です。水害対策としては、国・県と連携して市内主要河川の改修を重点的に行うとともに、ため池の堤防強化にも取り組んできました。現在、主要河川に対して改修工事や排水機場の設置が進められ、多くのため池に対しても安全対策が行われています。

万が一災害が発生した場合には、市民の日常生活が全面的に麻痺しないように、上下水道、電気、ガス、通信といったライフラインの維持に努める必要があります。関係機関と連携して、市内のライフラインを支える中枢設備の防災性を高めるとともに、代替性のあるシステムを構築して、災害に強いまちを実現することが求められています。

木造住宅耐震補強工事補助件数(累計)



公共施設の耐震化率



■目指す姿

地震や水害等の災害に強いまちづくりのために、市民は住まいの耐震化などの防災対策を積極的に行い、行政は公共施設の安全対策に万全を期している。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備 考
◆市内の住宅の耐震化率	84.8%	90%	「安全な居住空間の確保」を測る指標
◆公共施設の耐震化率	90.9%	90%	「安全な公共施設の確保」を測る指標
◆ため池整備済数	151 池	154 池	「安全な公共施設の確保」を測る指標

施策の方向

① 学校施設の耐震性のさらなる向上

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす場であるとともに、災害時は地域住民の避難所となる役割を担っていることから、国より高い静岡県基準に適合するよう耐震性向上を計画的に進めます。

② 住宅等の耐震化の促進

地震による住宅などの倒壊被害を最小限度にとどめるため、耐震性能が劣る住宅については、県プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を活用し、耐震化を促進します。また、家具の転倒防止対策やブロック塀の撤去改善などについても促進します。

③ 防災施設の整備と基盤施設の強化

津波や高潮を防ぐための施設の強化を進め、洪水や浸水を防ぐための河川の整備促進、避難路や緊急輸送路を確保するための道路や橋梁の耐震化、老朽化したため池の改修などを進めます。

津波からの避難対策として、津波避難タワーやマウンド等の設置、津波避難ビルの指定等、避難施設の確保・整備を行っていきます。

④ ライフラインの強化

上下水道の耐震性を高めるとともに、企業と連携して、電気、ガス、通信などのライフラインの中核設備やネットワーク網の防災性の強化を促進します。また、災害時における確保体制の強化に努めます。

⑤ 公共施設の耐震化の推進

耐震性の劣る公共施設やコミュニティ施設の耐震化を進めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
木造住宅等耐震診断・補強事業	耐震性能が劣る可能性が高い昭和56年5月以前の木造住宅等に対し、耐震診断及びこれに伴う補強が必要な建物の計画策定、耐震補強工事への補助、及びこれら耐震に関する相談窓口の実施
ブロック塀等耐震改修事業	道路に面し地震発生時に倒壊する危険性のあるブロック塀の撤去または改善する工事への補助の実施
河川整備事業	河川断面の確保・護岸整備による降雨の安全な排水及び浸水箇所の解消
ため池等整備事業	農業用ため池の堤体の補強及び危険箇所の整備
学校施設の耐震対策事業	校舎、屋内運動場の耐震補強計画に基づく補強工事の実施
沿岸部の津波対策事業	津波避難タワーや、津波避難マウンド等の津波避難施設の設置、津波避難ビルの指定、支所等の公共施設の津波対策の実施

6-2-1 市民の生命・身体・財産を守る消防救急体制の強化

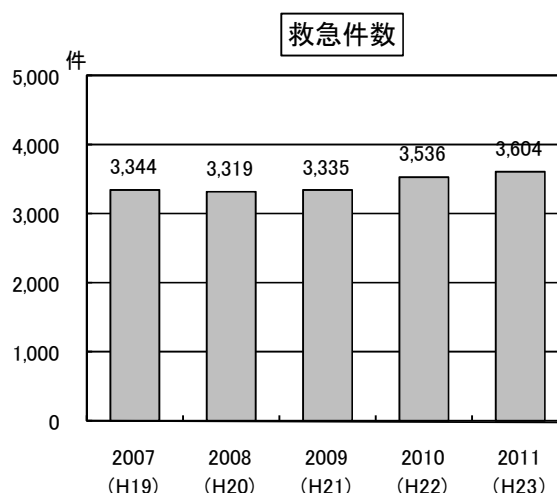
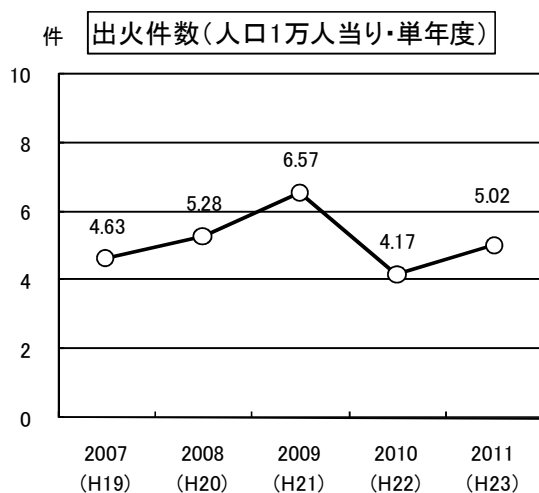
■現況と課題

本市では、市街地の拡大や建造物の大型化が進む中、迅速かつ効率的に消防・救急活動を行うことができるよう、車両や資機材の充実、防火水槽や消火栓の適切な維持管理を行ってきました。また、救急活動の高度化を図るために、救急救命士を養成するとともに高規格救急車の整備に取り組んできたほか、市民に対しても、消防・救急活動に対する理解を深めるため、火災予防の啓発や救命講習会の開催に取り組んできました。

現在、高規格救急車は4台導入され、平成23(2011)年4月1日現在、救急救命士も20人となるなど、救急活動体制の向上は進みつつあります。しかし、近年、救急件数は依然として増加傾向にあり、医療機関との連携と正しい救急車の利用についての市民理解が求められています。また、昭和47(1972)年に建設された消防庁舎についても、耐震性能の不足と敷地の狭隘化の問題から、平成26(2014)年～27(2015)年の建て替えに向けて作業を進めています。

また、消防広域化については、通信指令について、5市1町（磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町）で平成24(2012)年度より共同運用を開始します。

この他、地域防災の要として期待されている消防団については、安定的に団員を確保していくための市民啓発に取り組んでいくとともに、消防団活動のスリム化などの検討が求められています。



■目指す姿

火災や生命の危機に迅速に対応できる消防救急体制が整っている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆救命率※	16.98%	15%	「救命体制の充実度合い」を測る指標
◆出火件数（人口1万人あたりの出火件数・直近5か年平均）	5.14件 (H19-23平均)	4件	「火災予防の推進」を測る指標

施策の方向

① 予防体制の強化

火災予防の広報活動を推進し、防火思想の高揚を図ります。事業所や工場などの防火対象物に対する予防査察及び防火指導を推進するとともに、中高層建築物等の防火対策、危険物取扱事業所の安全対策の強化を図ります。また、住宅用火災警報器の設置を促進します。

② 消防力の充実

救命・救助活動の高度化・複雑化に対応するため、救助資機材の整備の推進、救助隊員の育成強化や消防職員の技術向上を図ります。また、防火水槽と消火栓の計画的な整備、消防車両や通信設備などの装備面の充実を進め、適切な人員配置を行い、防災拠点となる消防本部・中央消防署庁舎の整備を、体制の広域化の方向性との整合を図りながら推進します。

③ 消防広域化への対応

消防力の向上と人員配置の効率化を図るため、消防救急体制のあり方について検討を進めます。通信指令については、平成 24(2012)年度より 5 市 1 町（磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町）での共同運用を開始するとともに、その効果を見極めます。

④ 救急体制の強化

救命システムの高度化を図るため、救急救命士の再教育や、高規格救急車の配備、救急隊と医療機関ならびに消防隊との連携強化を進めます。また、現場に居合わせた市民（バイスタンダー※）による救命手当の普及を進めます。あわせて、救急車の適正利用啓発につとめます。

⑤ 消防団組織・活動の活性化

地域の安全を守る消防団組織を維持するため、消防団員の確保と、団員の教育訓練や消防団拠点施設・装備の充実、自主防災会との連携等地域での活発な活動を行うことにより、消防団組織・活動の強化を図ります。

■主要事業

主要事業	事業の内容
中央消防署の庁舎建設	老朽化や耐震性能不足が懸念されている現庁舎の堅牢庁舎への建替
通信設備整備事業	無線設備（中継局・基地局・移動局）のデジタル化への移行
消防団拠点整備事業	老朽化した分団消防センターの改築、防災拠点化
水利整備事業	防火水槽と消火栓の計画的整備

※救命率：目撃された心肺停止症例のうち、1ヶ月後に生存していた人の割合。

※バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のこと。

6-3-1 交通事故の根絶

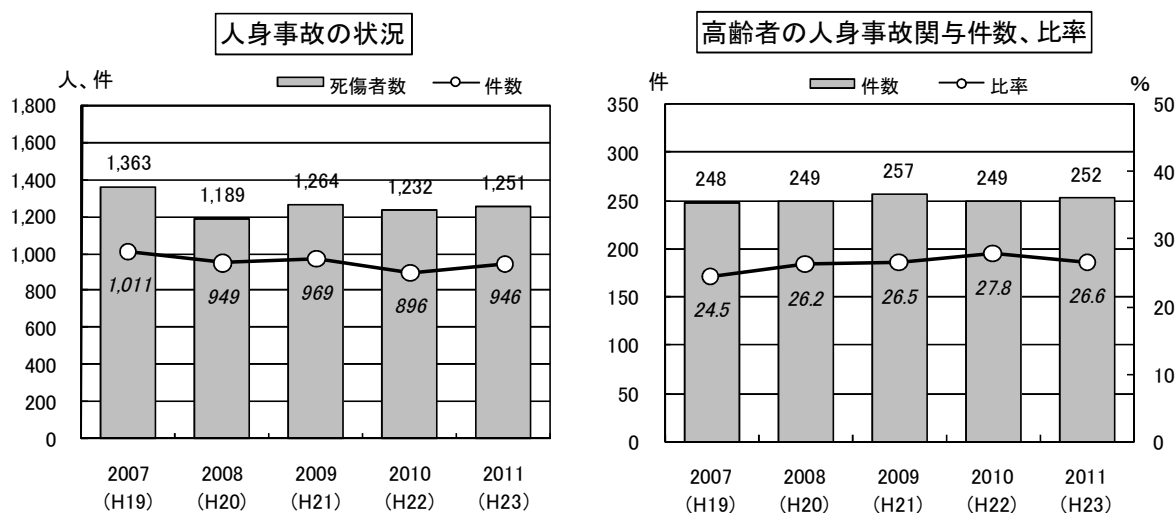
■現況と課題

市民が交通事故を起こさず、また巻き込まれる心配がなく、安全で安心して暮らしていける環境実現のために、本市ではこれまで、交通量の多い幹線道路や通勤・通学路等の歩道整備を行うとともに、交通安全推進団体との連携の下、年4回の交通安全運動期間に街頭キャンペーンや街頭指導、巡回広報などを実施してきました。また、高齢者が関与する事故の割合が高いため、老人クラブに働きかけ、交通安全教室を開催するとともに、反射材の着用を呼びかけるなど、安全対策の充実に努めてきました。

市内の人身事故件数は、平成15(2003)年度をピークに相対的に減少傾向にあるものの、高齢者が関連する交通事故関与比率は増加傾向にあります。今後、高齢者人口が増加することを考慮すると、高齢者と子どもを対象に交通弱者の安全対策を一層強化することが求められています。

このため、高齢者が安心して外出することのできる環境や、子どもが安全に通学できる環境づくりへの取り組みとして、通学路をはじめとする歩道や交通安全施設の整備を進めるとともに、反射材や自発光品の普及活動、高齢者が関連する事故防止を目的とした参加・体験型の交通安全教育を一層推進し、高齢者の運転免許返納の環境づくりを進めるなど、市民ぐるみでの交通事故防止策を展開することが求められています。

また、今まで交通事故の被害者となることが多かった自転車が、近年、加害者となるケースが増加傾向にあることから、自転車の安全対策・事故防止を図るため、自転車通行空間の整備や通行ルールの明確化、マナーの普及など、ハード・ソフトの両面からの取り組みが求められています。



■目指す姿

交通事故根絶への意識が高まり、交通事故に遭う市民が減っている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆高齢者(65歳以上)100人当たりの人身事故関与件数	0.99 件	0.95 件	「交通弱者の安全対策」を測る指標

施策の方向

① 交通安全意識の高揚

市、交通安全協会、警察等の連携による講習会や啓発活動の推進、市交通安全対策協議会や民間の交通安全推進団体による交通安全運動の促進を図ります。特に、交通弱者である高齢者と子どもに重点を置いた取り組みを進めます。

② 市民や団体による交通安全への取り組みの推進

掛川市交通指導員会、掛川市交通安全母の会、家庭や職場、地域における交通安全活動の取り組みを支援します。

③ 交通安全施設の整備

市内各自治会からの道路安全施設の要望を踏まえて、道路、歩道、カーブミラーその他の附帯施設の整備を進めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
交通安全運動推進事業	春、夏、秋、年末の交通安全運動の実施、飲酒運転根絶運動の展開
交通安全教育事業	高齢者や子どもなど交通弱者を中心とした交通安全教育の実施
交通安全活動団体支援事業	静岡県交通安全協会掛川地区支部、交通指導員会や交通安全母の会などの活動に対する支援
交通事故相談事業	交通事故の示談、手続き等に関する相談事業の実施
交通安全施設整備事業	交通事故の減少と交通弱者の保護のため、通学路や歩道の整備、附帯施設の設置の推進

6-3-2 犯罪の撲滅

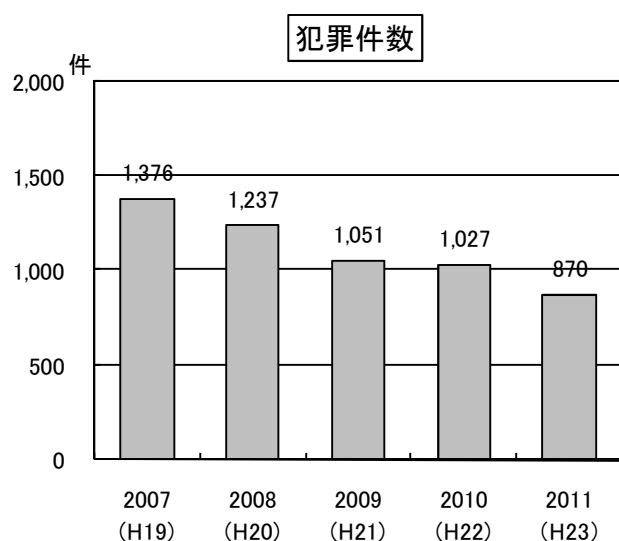
■現況と課題

犯罪のない明るく住み良いまちづくりを目指し、本市では、警察や関係機関との緊密な連携の下、掛川地区防犯協会の活動に対する支援や地域の防犯力を高めるために平成 19(2007)年に設立した「掛川市安全安心まちづくり推進協議会」を通じた防犯活動団体への支援を行うとともに、防犯灯の整備推進や公用車による防犯パトロールに取り組むなど、ハード、ソフト両面における犯罪撲滅活動に努めてきました。

こうした活動により、市民の防犯意識も高まり、自主的な防犯活動団体数は年々増加を続けており、市内の犯罪件数は平成 15(2003)年をピークに減少傾向にあります。

しかし、全国的な傾向として、子どもや高齢者をはじめとする弱者を標的とした凶悪犯罪や、コンピュータやネットワークを悪用した知能犯罪、振り込め詐欺など、犯罪は多様化、複雑化していることから、本市でも引き続き積極的な対策を講じることが求められています。また、市民生活や経済活動に脅威を与えている暴力団については、官民一体となって地域社会から排除し、安全な市民生活を確保することが必要です。

警察や行政だけで市内全域の安全を常時確認することには限界があります。地域の防犯力を高めることにより、多くの犯罪は未然に防ぐことができると考えられることから、市民の自主的防犯活動に対する支援、防犯リーダーの育成、地域住民に日常的に接する機会がある民間事業者との連携などが今後は一層重要となってきます。



■目指す姿

地域の人たちの信頼と結束により、犯罪に遭う市民が減っている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆活動中の防犯活動団体数	32 団体	40 団体	「地域防犯力の向上」を測る指標

施策の方向

① 防犯体制の強化

地域防犯パトロール、犬のおまわりさんなどの自主的な防犯活動に取り組む団体の育成・支援を進めるとともに、地域防犯活動団体と市・警察・掛川地区防犯協会等の関係機関との緊密な連携による防犯体制の強化を進めます。

また、地域が実施している防犯灯の整備に対する支援を実施し、夜間における安全・安心確保と犯罪防止を図ります。併せて、「掛川市暴力団排除条例」を制定し、地域社会より暴力団の排除に努めます。

② 地域防犯力の向上

地域における自主的防犯活動団体や防犯リーダーの会、掛川地区防犯協会などの団体への支援を通じて、地域防犯力の向上を図ります。特に、子どもや高齢者の安全確保に関わる取り組みを促進します。

③ 防犯意識の高揚

様々な媒体を活用した広報活動や防犯講座の開催などにより、防犯に関する市民の意識向上を図ります。

■主要事業

主要事業	事業の内容
防犯団体支援事業	掛川地区防犯協会や自主的防犯活動団体への支援
防犯まちづくり啓発事業	犯罪状況や防犯対策に関する情報発信（e-じゃん掛川、メールマガジン等）や防犯出前講座などの開催
犯罪の未然防止事業	青色回転灯パトロールの実施、振り込め詐欺防止の啓発、暴力団排除条例の制定
防犯灯設置支援事業	新たに LED 防犯灯を設置する自治会に対する支援

第7章 協働・広域・行財政分野

VII 協働の力にあふれ、 効率的で良質なサービスが提供できるまち

7-1 活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり

- | | |
|-------|------------------------|
| 7-1-1 | 地域を支える多様な担い手の活躍 |
| 7-1-2 | 交流活動の活発化と地域共生社会の形成 |
| 7-1-3 | 市民参画と情報共有の推進 |
| 7-1-4 | 市民生活・市民活動を支援するICT環境の整備 |

7-2 行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり

- | | |
|-------|-----------------|
| 7-2-1 | 効率的・効果的な行政経営の推進 |
| 7-2-2 | 財政構造改革の推進 |

7-3 活力ある地域社会が育つまちづくり

- | | |
|-------|---------------------------|
| 7-3-1 | 自助・共助・公助による連帯感ある地域社会の維持形成 |
|-------|---------------------------|

7-4 男女がともに支え合うまちづくり

- | | |
|-------|------------------------|
| 7-4-1 | 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現 |
|-------|------------------------|

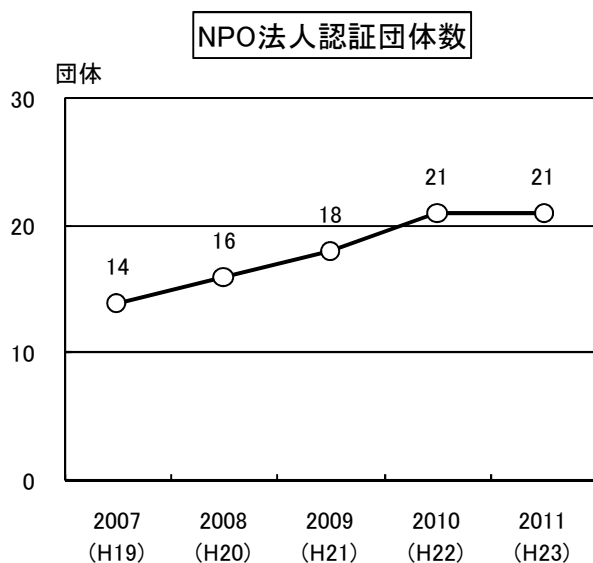
7-1-1 地域を支える多様な担い手の活躍

■現況と課題

地域に必要とされる公共サービスについては、これまで行政が中心となって担ってきましたが、これまでの「公平」「一律」な行政サービスだけでは、多様化・複雑化する市民ニーズに対応することが困難となりつつあります。地域の実情に応じた、市民満足度の高い充実したサービスを提供していくためには、市民活動団体等の多様な担い手と行政との連携が不可欠となっています。市民活動団体等と行政がお互いに尊重し合い、同じ目的のために対等な立場で連携し、協力し合い、ともに汗を流しながら、ともに地域を支える活動に取り組む、「協働」により、公共サービスの提供に取り組んでいく「新しい公共」の実現が求められています。

平成7(1995)年の阪神・淡路大震災以降、ボランティア活動の重要性が認識され、NPO※や NGO※など、様々な形態の市民活動が行われるようになりました。本市でも、近年、地域内あるいは地域の枠を越えて、特定の目的の下に活動を繰り広げる「テーマ型コミュニティ活動」が活発化しつつあります。平成22(2010)年度末現在の市内のNPO法人数は21団体となっています。

引き続き、多様な担い手となる「テーマ型コミュニティ活動」団体の育成に向けて、市民意識の醸成、幅広い人材育成、相談・交流等の中間支援などの取り組みを進めていくとともに、団体の活動基盤の強化・充実に向けて、活動機会の創出・拡大、資金的支援、活動拠点の確保などにも取り組んでいく必要があります。



■目指す姿

新しい公共を担う市民や団体が増加し、活発に活動している。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備考
◆NPO 法人数	21 団体	30 団体	「市民活動の成熟度合い」を測る指標
◆生涯学習センター担い手の部屋、大東・大須賀市民交流センター登録団体数	230 団体	250 団体	「市民活動の広がり」を測る指標

施策の方向

① 市民活動活性化への支援

本市に拠点を置く、もしくは本市を主な活動範囲とする市民活動団体に対し、必要とされる経済的支援や情報提供を行うと共に、団体の活動を市民や地域に積極的に広報し、活動の活性化を促進します。

② 人材育成及び市民参加と協働のまちづくりの推進

従来の行政主導による公共サービスの提供だけでは対応しきれない多様な市民ニーズに的確に対応するため、掛川学の知識を持つ人材育成と積極的な活用を推進するとともに、市民や市民活動団体が、参加や協働しやすい多様な施策メニューの創出や実践活動を支援し、「新しい公共」時代のまちづくりに向けた取り組みを推進します。

③ 市民活動や協働のあり方の明確化

市民や市民活動団体、事業者などの活動が活性化し、自助・共助・公助の考え方と協働の理念の下、市民主体のまちづくりを推進するために、協働における基本事項の整理やそれぞれの役割を明確にするとともに、まちづくりの仕組みや手法について、各主体が共通認識を持って事業に取り組めるよう道筋をつけます。

④ テーマコミュニティとローカルコミュニティ※の連携推進

市民活動団体など、同一目的の下に集まるテーマコミュニティが、自治区などの地縁によるつながりであるローカルコミュニティの活動を支援し連携することによって、よりよいまちづくりを推進します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
市民活動推進モデル事業	市民活動団体等を対象とした協働等公益的事業の提案公募、審査、支援
市民活動フェスタ開催事業(協働市場)	多様な主体(自治組織、市民活動団体等)が協働してまちづくりを推進するための場の提供
まちづくり塾開催事業	まちづくりのための人材育成事業。地域活動、市民活動などの担い手となる人材を育成する。
協働コーディネーター育成事業	市民側、行政側の双方に協働のまちづくり推進のためのノウハウを持った人材を育成する。
中間支援組織の設置事業	市民活動団体の育成、指導や様々な相談業務に対応できる組織を設置する。

※NPO：Non Profit Organization の略で、特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

※NGO：Non Governmental Organization の略で、非政府組織のこと。平和、人権、環境問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

※テーマコミュニティとローカルコミュニティ：テーマコミュニティは、「志縁団体」といい、同一目的の下に集まった市民の団体のこと。ローカルコミュニティは、「地縁団体」といい、自治区など地縁によるつながりである市民の団体のこと。

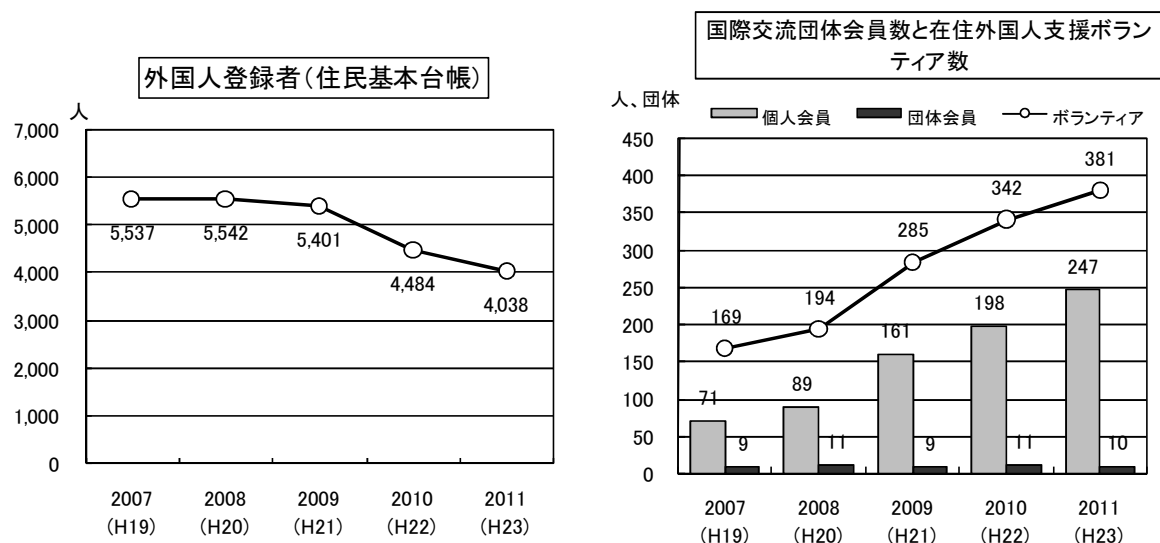
7-1-2 交流活動の活発化と地域共生社会の形成

■現況と課題

グローバル化や、情報通信技術の普及などに伴い、経済面をはじめとして地域・国際間の相互依存が高まるとともに、市民レベルの交流活動も広がりを見せています。

本市では、これまで国内外の姉妹都市交流などにより、市域を越えた盛んな交流を行ってきました。また、海外姉妹都市等を縁とする友好交流事業として、訪問団の派遣や受け入れ事業、在日留学生を受け入れての国際交流活動などを実施する団体を支援してきました。また、市民レベルでも活発な交流が行われています。引き続き、さらなる地域・国際間交流の促進を図り、そこで得た経験、人とのつながりなどを地域の活性化や自己実現に活かしていくことが求められています。

また、地域社会における外国人市民との共生に関しては、世界金融危機や東日本大震災等起因する国内の景気後退の影響により、外国人市民は減少してきてはいるものの、人口の3～4%を占めており、今後も、一定数を占めていくものと思われます。外国人市民の家庭においては子どもの教育への支援を行い、地域においては、文化や言葉の違いを越えて相互理解に努め、多様な文化的背景を持つ人々と共生していくための仕組みづくりや意識の醸成が求められています。身近な地域での挨拶などによるコミュニケーションの心がけ、外国人が主体的に関われる交流会等の開催や、日本語教室の開催、各種相談など、様々な機会を通じて、外国人市民との共生社会の構築に取り組んでいく必要があります。



■目指す姿

市域を越えた交流、協力活動に参加する市民が増え、異文化への理解、協調が進み、その経験や知識を暮らしの中で活かしている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆国際交流団体会員数及び在住外国人支援ボランティア数の合計	638	670	「市民参加の交流活動の広がり」を測る指標

施策の方向

① 地域間交流の推進

姉妹都市提携をした岩手県奥州市や災害時相互応援協定を結んだ岐阜県恵那市との交流を軸に、文化、経済、行政等市域を越えた様々な交流活動の機会を創出し、行政レベルから市民レベルまでの交流の活性化や人的ネットワークづくりを推進します。

② 国際交流の推進

国際姉妹都市であるアメリカ合衆国のユージン市、コーニング市への訪問団・研修生の派遣及び受け入れ、留学生のホームステイ、交流事業の開催など、異文化体験や交流を通じ、国際的視野の育成に努めます。また、新たに姉妹都市となった韓国横城郡とは、経済交流も視野に入れ、隣国ならではの交流を進めます。郷土の偉人松本亀次郎とゆかりのある中国の都市との友好交流について取り組みを進めていきます。

③ 外国人市民との地域共生

外国人市民と地域住民が共に理解し合い、安心して日常生活を送ることができるように、多文化共生プランに基づく各種支援や相談体制の強化に努めるとともに、各国語講習や交流会等の開催を通じて、地域共生を目指します。この点については、外国人を雇用している企業へも協力を求めています。

④ 外国人家庭問題への対応

外国人家庭においても健やかに子どもが成長するように、親子間の言語の問題に取り組むとともに、子どもの就学や生活面への相談・指導を行っていきます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
国内交流事業	姉妹都市提携、災害時相互応援協定、環境5都市との交流及び各種サミットなど多様な交流活動の推進と交流機会の創出
国際交流団体活動支援事業	海外姉妹都市への訪問団、研修生の派遣及び受け入れ、関係団体が実施する国際交流事業への支援
日本語教室開催事業	外国人向け日本語教室の開催
外国人生活支援事業	外国人市民の日常生活に関する各種相談事業の実施
外国人との共生のための自治区の運営支援	外国人との共生のための取り組みに対する支援を充実させるとともに、外国人の自治区加入促進を推進

7-1-3 市民参画と情報共有の推進

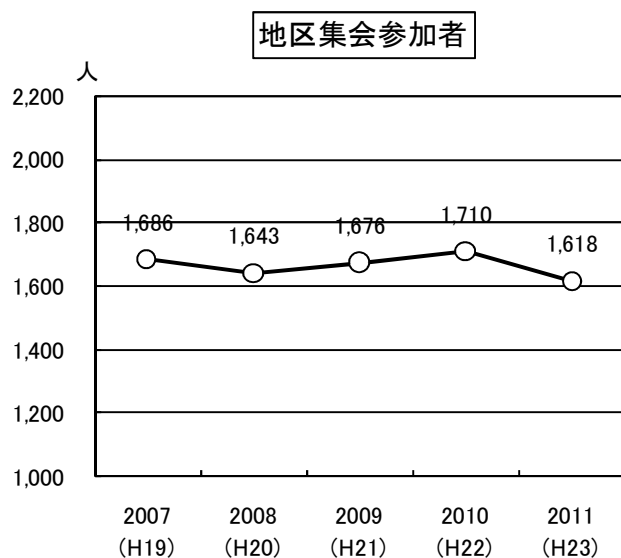
■現況と課題

市民や市民団体、事業者と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、市政に関する情報を互いに共有していくことが不可欠であり、行政は行政運営の透明化を進め、市民等は正しい知識と認識を深めていく必要があります。

本市では、行政運営の透明化と政策形成への市民参画を推進する視点から、市民総代会※の開催、市民アンケートや各種施策への市民意見募集の実施、広報紙等による情報提供等を積極的に進めてきました。また、「掛川市情報公開条例」を改正し、開示請求権を拡大する等、情報公開制度の充実を図ってきました。今後は、市政に関する情報提供と広聴機能をさらに充実させるとともに、市民の意見・意識の把握に関して、一層の取り組みを進めていく必要があります。

また、市民と行政が市政情報を共有化した上で、市民の意向を政策形成に反映しやすくする仕組みを整えていくことが求められています。

なお、市が保有する個人情報の取り扱いについては、本市の「個人情報保護条例」に基づき、適正な取り扱いを行っていますが、個人情報の漏えい事件などが社会問題化する中、これまで以上に適正な管理が必要とされています。



■目指す姿

市は市民にわかりやすく情報伝達を行っており、市民は必要なときに必要な市の情報を得られ、市に意見や提案がしやすい環境となっている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆必要な時に必要な市の情報が手に入っていると思う市民の割合	40.4%	90%	「市政情報の取得しやすさ」を測る指標
◆公文書の開示率	93.8%	93%	「市政の情報公開」を測る指標
◆市民総代会地区集会参加者数	1,618 人	2,000 人	「市政の広報広聴」を測る指標

施策の方向

① 市民と行政との情報の共有の推進

市民のみなさんに、市政に関心を持ち積極的に参画してもらうためには、まず、市政のことをよく知っていただくことが大切です。広報紙や市のホームページの工夫や地域 SNS の活用、情報公開コーナーの充実などにより市民と行政との市政情報の提供と共有を図ります。

② 市の政策形成における市民の参画促進

地域課題における市の政策形成に、地域住民の意見、要望、アイデアを反映させるために、市民総代会（中央集会・地区集会）等を実施し、市の情報を伝えるとともに、地域ニーズの管理を行うことにより、市民参画を促します。また、計画の策定や制度の制定に際しては、意見公募（パブリックコメント）※を行い、市の政策形成における市民の参画に努めます。

③ 市民ニーズ、意見の的確な把握

市民意識調査を定期的に行い、行政ニーズを的確に把握し、施策に反映していきます。また、インターネットを活用した意見募集や、公共施設へのご意見箱の設置など、市民が意見や提案を行いやすい環境づくりに努めます。

④ 公文書の開示と個人情報保護の推進

情報公開制度及び個人情報保護制度に基づき、個人情報を適切に保護した上で、行政情報の積極的かつ迅速な公開を進め、市政の透明性の確保に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
公文書開示制度の推進	公文書の開示請求権の一層充実、制度の周知や情報公開コーナーの充実
個人情報の適正な管理	市が保有する個人情報の適正な管理、自己情報の開示請求権等の保障
市民総代会 （中央集会・地区集会）	地区の課題や市政全般における意見・要望・アイデアなどの意見交換から、重要度・緊急度を把握し、翌年度以降の施策・予算編成に反映。地域の主要事業等の話題提供により、地域住民へ周知
「広報かけがわ」の発行	市政情報を提供する「広報かけがわ」の編集・発行
市ホームページの活用	行事予定、各課が所有する統計資料、審議会、議事録、議会情報、記者会見時の資料の提供。その他内容の充実、高い検索性、情報内容等（コンテンツ）の日常的な更新の実施

※市民総代会：掛川市において市政の広報広聴を行う仕組みの一つ。市内自治区の区長・副区長・会計の三役を「市民総代」とし、「中央集会」、「地区集会」の開催を通じて、市長が市政情報の提供を行うとともに市民からの意見・要望・苦情・アイデアを聞き、まちづくりに活かしていこうとするもの。なお、集会での発言要旨は、市長区長交流控帖という冊子にまとめられる。

※意見公募（パブリックコメント）：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度のこと。

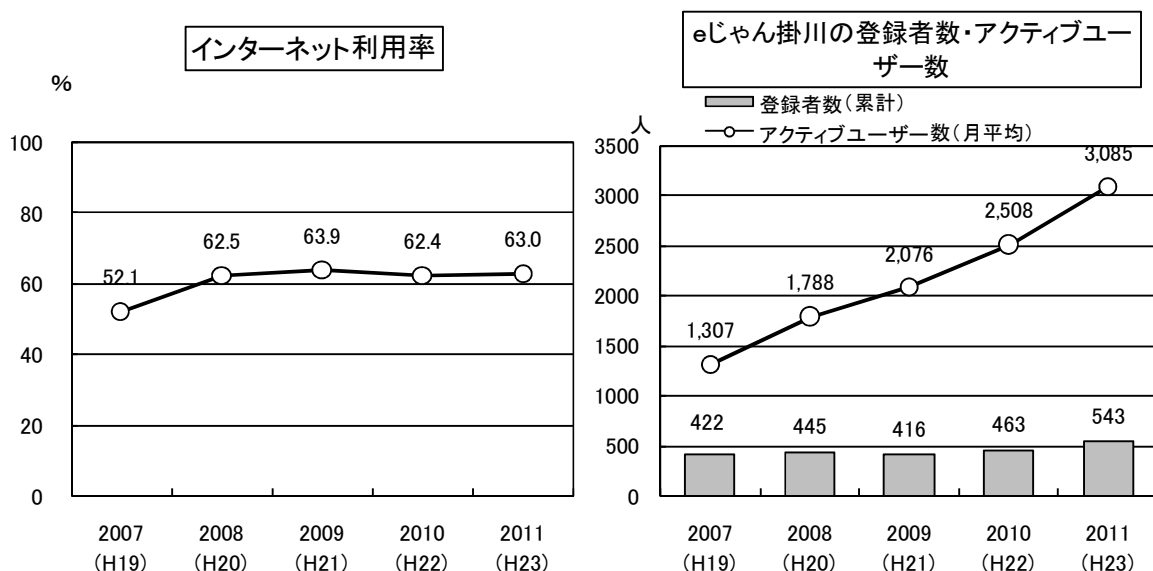
7-1-4 市民生活・市民活動を支援するICT環境の整備

■現況と課題

インターネットの普及率は全国で 78.2%（平成 22(2010)年度末）であり、携帯電話やスマートフォンなどの移動体通信の普及も大幅に進み、静岡県内の普及率は 91.5%（平成 22(2010)年度末）となっています。今日、インターネットは、情報収集、コミュニケーション・交流、趣味・娯楽などの様々な生活シーンにおいて、その重要性が飛躍的に増加しています。今後も、情報通信機器の高機能化と高サービス化が進み、新たなサービス・活用が進んでいくものと予想されます。

しかし、平成 22(2010)年度に実施したインターネットの市内普及率を調査したアンケートでは、本市のインターネット利用率の市民平均は 71%であるのに対し、60 歳以上の方では 47%で、シニア世代が情報の高度化を享受していない現状が浮き彫りとなっています。市では、こうした課題の解消のため、各地区での IT 講習会や IT リーダ講習会を積極的に開催してきましたが、市民、特にシニア世代のパソコンやインターネットに関するスキル（知識）は二極分化の傾向にあり、レベルに応じた講習会の開催が求められています。また、スキル（知識）の習得には継続的な講習（学習）やきめ細やかな対応が必要となるため、民間の事業者と連携し市民が便利で豊かな生活ができるようになるよう情報格差の是正を行っていく必要があります。

本市では、平成 18(2006)年度より、地域の人と人との結びつきや協働を媒介するソーシャルメディアとして、「地域 SNS e-じゃん掛川」を導入し、行政を含めた各種団体の情報発信や連絡・打ち合わせツールとして活用を進めています。また、防災の情報伝達ツールとしての利用についても研究を進めています。また、市内全域の ICT 環境の整備に向け、ブロードバンドインフラ未整備地域や携帯電話未開通地域の解消に取り組んでいく必要があります。



■目指す姿

情報技術の幅広い活用により、市民が情報化社会の利便性を実感できるとともに、活発な市民活動に活かされている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆光ファイバ網加入世帯の割合	45.4%	80%	「ICT 環境の広がり」を測る指標
◆「地域 SNS e-じゃん掛川」のアクティブユーザー※数とアクティブコミュニティ※数	ユーザー 543 人 コミュニティ 60 団体	600 人 100 団体	「地域情報ネットワークの活用度」を測る指標
◆ブログ・SNS(地域 SNS・twitter・Facebook 等)を使用している市民の割合	11.0%	22.0%	「市民の情報発信力」を測る指標
◆メールマガジンの登録者数	3,716 人	4,000 人	

施策の方向

① 情報化対応支援の充実

ICT 格差是正のため、特に高齢者に対する ICT 支援サポートとして気軽にパソコンやネットワーク等の相談ができる体制の充実を図るとともに、ICT 人材の育成を民間、NPO、学校等との協働による推進します。

② 地域情報ネットワークの活用促進

時間的・地理的制約を超えて人と人とのつながりを作り出す情報ネットワーク「地域 SNS e-じゃん掛川」の機能向上を図り、広く迅速、分かりやすく情報を提供するとともに、双方向性が可能なツールとして市民参画・協働における各種取り組みや市民からの意見募集に積極的に活用します。

③ ITインフラの整備促進

光ファイバ網整備については、未整備地区の整備を促進するとともに、整備が完了した地域の加入を促進します。また、携帯電話未開通地域の解消に向けて取り組みます。

また、整備された IT インフラの学校教育、生涯学習及び文化財関係資料のアーカイブ化※、市民の健康管理や医療等への活用を検討します。

■主要事業

主要事業	事業の内容
光ファイバ網整備事業	「掛川市光ファイバ網整備計画」に基づく市内全域の光ファイバ網の整備

※アクティブユーザー・アクティブコミュニティ：「地域 SNS e-じゃん掛川」において、1 ヶ月以内にログインがあったユーザー・団体のこと。

※アーカイブ化：有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。

7-2-1 効率的・効果的な行政経営の推進

■現況と課題

地方主権の進展による自治体の権限や政策形成の領域拡大、行政ニーズの多様化・高度化に対応するため、本市では、新しい行政経営（ニューパブリックマネジメント）※の理念に基づき、市民の視点に立った成果を重視し、成果指標と目標値を設定することにより、施策・事務業務の進行管理を行っています。行政活動の中に「計画立案（Plan）→実施（Do）→成果測定（Check）→改善（Action）」のサイクルを構築し、必要な見直し・改善を行いながら、経営資源（人・財源）の最適化を図っています。職員の意識においても、成果重視の行政運営に対する意識改革が進んでいます。

また、掛川市行財政改革方針や人材育成基本方針に基づき、施策・事務事業の合理化や市職員の能力開発などにも取り組んでいます。

今後は、この行政経営システムの強化・充実を図りながら、行政活動全般を見渡した、より体系的・横断的な施策・事務事業の展開に努めていく必要があります。また、電子システムの活用などにより、行政事務の一層の効率化・円滑化を進めていく必要があります。

窓口サービスについては、引き続き、各種証明書のコンビニ交付サービス、各種申請の電子化などの市民の利便性を高める取り組みを進めていく必要があります。

周辺市町との広域的な取り組みに関しては、現在も一部事務組合等を構成して、火葬やごみ処理を共同で行っていますが、今後も、広域的課題のそれぞれに応じて、該当する市町との連携を図りながら柔軟に対応していく必要があります。

■目指す姿

地方分権に対応し、市民の視点に立った成果重視の事業を展開するために必要な市職員の能力、行政経営の仕組みや環境が整っている。あわせて、質の高い市民サービスの提供と事務の効率化が図られている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値（H23）	目標値（H28）	備考
◆「定員適正化計画」の進捗率	81.3%	100%	「職員数の適正化」を測る指標
◆窓口サービスが迅速で効率良く提供されていると思う市民の割合	53.5%	66%	「窓口サービスの向上」を測る指標
◆ファイリングシステムの評価点（85点評価）	70.1点	75点	

施策の方向

① 自治基本条例に基づく行政運営

平成25(2013)年3月制定予定の自治基本条例に沿った行政運営を行います。

② 市民のニーズに応える成果指向型行政経営システムの確立

行政システムのPDCAサイクルを構築することにより市民のニーズに応える成果指向型の行政経営システムを確立します。そのために、今後、予算・財務会計・事務事業管理（評価）が連動した総合的なシステムへの移行を検討します。

③ 計画行政の推進と部課横断的なプロジェクトの推進

短・中・長期的な市の政策・施策の取り組み方針を明確にし、体系的・統合的に行政活動を展開します。また、部課横断的なプロジェクトの的確な推進に努めます。

④ 行財政運営方針及び行財政改革方針の推進

行財政改革方針に基づく行財政改革工程表を作成し、その推進を図ります。具体的には、市債務残高の縮小、事務事業の委託化・廃止とあわせた職員数の削減、公共施設維持管理費の見直しなどを進めます。

⑤ 人材の育成・活用

あらゆる課題に対応できる能力と意欲的目標を持った市職員を養成するために、「掛川市人材育成に関する基本方針」（平成 19(2007)年 3 月策定）に基づき、職員の能力開発支援と職場環境の整備を行い、体系的な人材育成と人事管理制度の充実に努めます。

⑥ ICTの活用による事業最適化の推進

国が進めている自治体クラウド[※]によるシステムのアウトソーシングと複数の自治体によるシステムの共同運営の検討や、オープンソースの活用による経費削減を推進します。また、財務会計システム等の内部系業務に関わるシステムの見直しを進め、行政事務の簡素化・効率化・合理化を検討します。さらに、セキュリティ対策として、管理システムの導入、研修の実施、セキュリティポリシーの見直しを進めます。

⑦ 文書管理の徹底による行政事務の効率化

文書管理については、導入しているファイリングシステムの円滑な運用のために、巡回指導等を徹底し、職員のシステムに対する理解を深め、行政事務の効率化を図ります。

⑧ 質の高い窓口サービスの提供

「親切・丁寧・迅速」を基本理念に、感じのよい窓口対応と適切な業務遂行に努めます。また、市民の利便性向上を図るため、木曜夜間窓口の開設、出張所の土曜日開庁、住民票と印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス、各種申請の電子化を実施、推進します。

⑨ 土地情報の集積と活用

土地情報システムの有効な活用を進めるため、各課の所管する様々な地図に連携する情報を登録し、活用できるように庁内調整を進めます。また、円滑に行政事務に活用できるよう共有データの更新及びシステムの維持管理を図ると共に、住民データの有効な運用等により、被災者支援などのさらなる業務への連携について検討を進めます。

⑩ 広域連携の取り組み

生活圏、経済圏の広域化や地方分権、少子高齢化の進展など、急速な社会構造の変化に対応すべき新たな広域的課題に対して、個別に該当する関係自治体との共同により調査研究を進め、課題解決を図ります。

■主要事業

主要事業	事業の内容
ファイリングシステムの適正な運用	ファイリングシステムの円滑な運用による文書の適正かつ効率的な廃棄・保存・保管
土地情報システムの推進	各課での活用及び災害支援等、各課で有効活用可能な庁内調整の推進
総合計画の進行管理及び行政経営との連動	総合計画に定める成果指標と目標値の達成状況の進行管理と行政経営への反映
行財政改革工程表の進行管理	行財政改革方針に基づく行財政改革工程表の推進
コンビニ交付サービス	住民票写しと印鑑登録証明書の住民基本台帳カード利用によるコンビニエンスストアでの交付サービスの実施
「掛川市戦略的情報化基本計画(仮称)」の策定	平成 20 年に策定された掛川市情報化計画を引き継ぐ「掛川市戦略的情報化基本計画(仮称)」を策定し事業を推進

※新しい行政経営(ニューパブリックマネジメント)：民間企業における経営の手法(業績主義、市場メカニズムの活用、顧客主義など)を公共部門に適用し、それにより行政サービスの効率化や質の向上を図るという考え方。

※自治体クラウド：地方自治体の情報システムをデータセンターに移し、複数の市町村がシステムを共同で使うことができる環境、またはその環境をつくる取り組み。

7-2-2 財政構造改革の推進

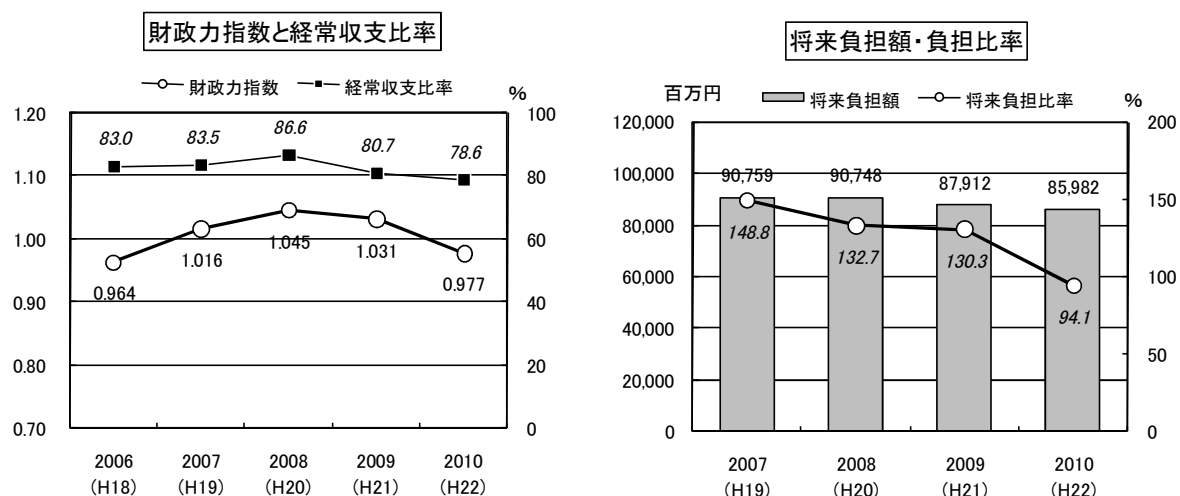
■現況と課題

厳しい財政状況の中で、国から地方自治体への権限と税源の移譲が進みつつあります。今後の本市の財政運営には、財源の確保とともに事務の効率化による歳出の抑制が不可避の課題となっています。

これまで、歳入面では、積極的な企業誘致や基盤整備による定住人口の確保等によって市税の増収を図るとともに、公平・公正な市税の賦課と収納率の向上に努めてきました。一方、歳出面では、計画的に行政組織のスリム化を進めながら、事務事業の民間委託や見直し、債務の削減や効率の執行による徹底した経費削減に取り組んできました。

その結果、平成 22(2010)年度決算では、経常収支比率※78.6%、財政力指数※0.98（直近 3 ヶ年平均）、実質公債費比率※14.3%、将来負担比率※94.1%、地方債残高は 469.7 億円であり、類似団体との比較では、財政力や財政の弾力性については平均を上回っており、将来負担や公債費負担の状況については平均を下回っている状況です。

今後も、さらなる地方分権が進む中、地方交付税の縮小や社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれることから、財政運営は一層厳しさを増していくことが予想されます。限られた財源のなかで満足度の高いまちづくりを進めていくために、引き続き健全な財政運営を行っていく必要があり、これまで以上に計画的・効率的な財政運営とともに、市民の視点に立った選択と集中による行政運営に努めていく必要があります。また、自主財源の安定的な確保、市有財産の適切な管理によるコスト縮減などに取り組んで行く必要もあります。



■目指す姿

市の政策・施策が計画的に実行できるよう健全な財政運営が維持されている。

※経常収支比率：人件費、扶助費、公債費などの義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標として用いられている。

経常収支比率が高いほど、臨時の財政需要に充当できる財源が少ないことを表し、財政構造が弾力的でないといえる。

※財政力指数：標準的な行政活動に要する一般財源必要額に対する、一般財源収入額の割合のこと。数値が大きいほど財政力が強いとされる。通常3か年平均で表される。

※実質公債費比率：地方自治体の財政規模に対する実質的な借入金の返済額の割合のこと。実質公債費比率が18%以上となると、地方債を発行するときに県の許可が必要になる。

※将来負担比率：地方自治体が将来負担すべき実質的な負債の、その地方自治体の財政規模に対する割合のこと。350%以上で早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務づけられる。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆経常収支比率	78.6%(H22)	83%以下	「財政の弾力性」を測る指標
◆実質公債費比率	14.3%(H22)	13%以下	「公債費等の返済の割合」を測る指標
◆将来負担比率	94.1%(H22)	130%以下	「債務の多寡」を測る指標

施策の方向

① 計画的な財政の運営

長期的な視点に立ち、市財政が健全に運営されるよう、中長期の財政見通しを策定し、計画的・効率的な財政運営及び債務の削減に努めます。

② 公共施設、市有財産の適切な管理

市役所など公共施設の安全確保に努めるとともに、効率的な運用・管理、特に省エネ対策としての節電により光熱費等の経費削減を目指します。さらに、市有財産管理台帳の整備、市有財産の処分を進め、財産管理コストの削減に努めます。

③ 公共事業のコスト縮減と質的向上

適正な価格で公共事業が行われるよう、第3次掛川市公共工事コスト縮減対策行動計画に基づき、施工業者を対象とした研修会や電子入札システムの円滑な運営を図り、工事の成績評価を確実に行うなどにより、品質向上とコスト縮減の最適化に留意しながら、事業の推進を図ります。

④ 市税の公正な賦課と収納率向上

安定的な自主財源の確保のために、公平・公正な市税の賦課と納付しやすい環境の整備、インターネット公売、個人市民税における特別徴収義務者指定の適切な実施等により収納率の向上を図ります。また、償却資産の新たな調査手法の導入に取り組みます。

⑤ 事業の選択と集中

総合計画を踏まえて、限られた財源の中で、市民が真に必要としている公共サービスを効率的に提供できるように、徹底して無駄を省くとともに、事務事業の実施方法のあり方を検証し、適正な予算編成に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
基金の積み立て	計画的な施策推進のための、財政調整基金等の計画的積み立て
市有財産の整理	未利用地の市有財産の整理・処分の推進
公共工事コスト縮減対策	工事コスト縮減、ライフサイクルコスト低減、社会的コスト(環境負荷等)低減の実施
公平・公正な市税の賦課	市民税の賦課、固定資産税及び都市計画税の賦課、国民健康保険税の賦課
納税意識の啓発と納付指導	未納者に対する通知による督促、催告の実施 未納者の実態調査による生活実態にあった納付指導

7-3-1 自助・共助・公助による連帯感ある地域社会の維持形成

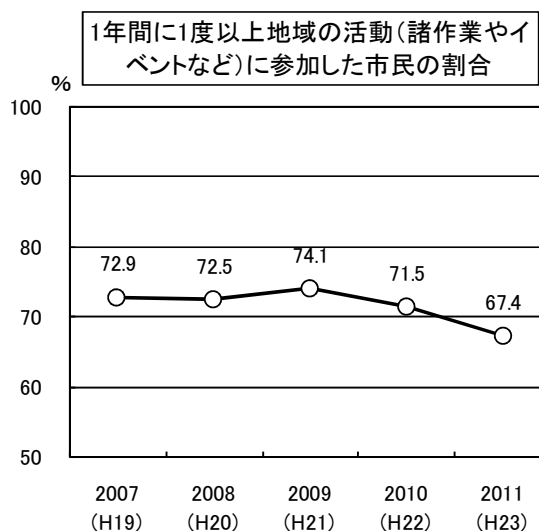
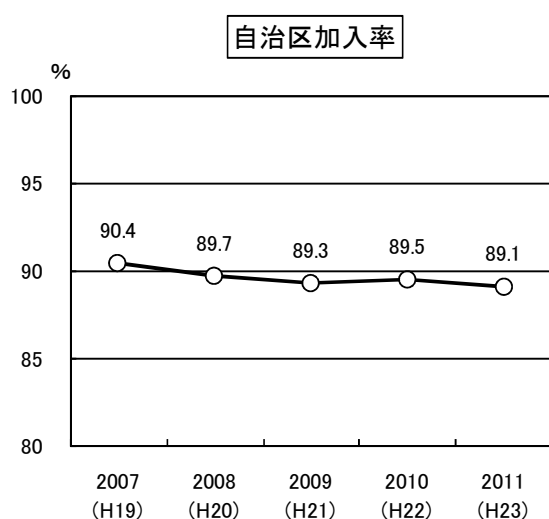
■現況と課題

これまで、地区、自治区といった地縁団体は、最も基礎的な自治組織として、地域社会の様々な場面で重要な役割を担ってきました。

本市ではこれまで、区長会連合会との連携の下、自治組織の充実に努めるとともに、活動拠点の整備・促進をしてきました。また、連合会を通じ、転入住民等に対する自治区への加入促進にも力を入れてきました。現在は、市内の32地区やそれを構成する201の自治区ごとに様々な活動が行われ、地域の課題に対して住民と市が協働して取り組む体制が整っているといえます。

近年、福祉、教育や防災・防犯面でも地域社会が果たす役割への期待は大きく、住民主体のまちづくりをきめ細やかに進めていく上でも、自治組織の充実強化が望まれています。しかし近年では、高齢化、世帯構成の変化、個人主義の高まり、人の動きの流動化の高まりなどにより、地域社会に根付いた自治組織への加入率の減少傾向がみられます。また、自治組織が担う役割が増大する一方で、費用や役員の負担増大など、課題が増大しています。特に、移動の多いアパート世帯に対する、自治活動への理解と協力を得ていく必要があります。

引き続き、自治活動に関する啓発と担い手の育成、外国人との地域共生に取り組み、地域の将来を見据えた「まちづくり計画」の策定とそれへの支援を検討します。また、地域が直面する課題によっては、地縁団体とは別の環境や子育てを担う組織など（市民活動団体等）との連携によるまちづくりの推進を行うなど、地域的課題に自治組織が自主的・自立的に取り組むことが望まれます。



■目指す姿

地域コミュニティの力が発揮され、地域の課題に自主的、自立的に取り組まれているとともに、お互いが信頼し合える地域社会が形成されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値 (H23)	目標値 (H28)	備 考
◆一年間に一度以上地域の活動(諸作業やイベントなど)に参加した市民の割合	67.4%	80%	「地域社会のつながり」を測る指標
◆自治区加入率	89.1%	92%	「地域のまちづくりへの市民参加」を測る指標

施策の方向

① 自治組織の充実強化の支援

地域住民の安全・安心・快適で幸せな暮らしづくりに重要な役割を果たす、基礎的地縁団体である自治組織の充実強化を支援します。

② 自治区の役割の理解普及と自治区への加入促進

転入者や地域で活動する事業者などに対して、地域コミュニティや自治区活動の重要性を理解してもらうため、自治区加入パンフレットの配布を行うとともに、自治区への加入と諸活動への参加・協力を促進します。また、外国人との地域共生にも努めます。

③ 自治区活動への支援充実

より良い地域社会の維持・形成や地域共通の課題解決への取り組みなど、活発な自治区活動に対する支援を充実します。

④ 地区組織の充実と支援

市と各自治区をつなぎ、より良い地域づくりに貢献する活動を行う地区区長会を中心とする地区組織に対して、組織の充実強化のほか一層の活動増進を支援します。

⑤ 地区活動の充実

地域生涯学習センター（地区センター）など地区活動の充実を図り、地域住民が主体となったよりよい地域づくりを進めます。また、センター未設置地区でのセンター設立への推進を図ります。

⑥ 自治体内分権の検討・研究

自らの地域での課題解決を図るために、各地区が主体的に事業を進めていけるよう、「自治体内分権」の検討・研究を行います。

■主要事業

主要事業	事業の内容
自治区の運営支援	よりよい地域社会の維持・形成や地域共通の課題解決への取り組みなど、活発な自治活動に対する支援を充実させるとともに、自治区加入促進を推進。
コミュニティ施設整備補助	自治区等の集会施設の建設や耐震のための施設整備・改善の推進。

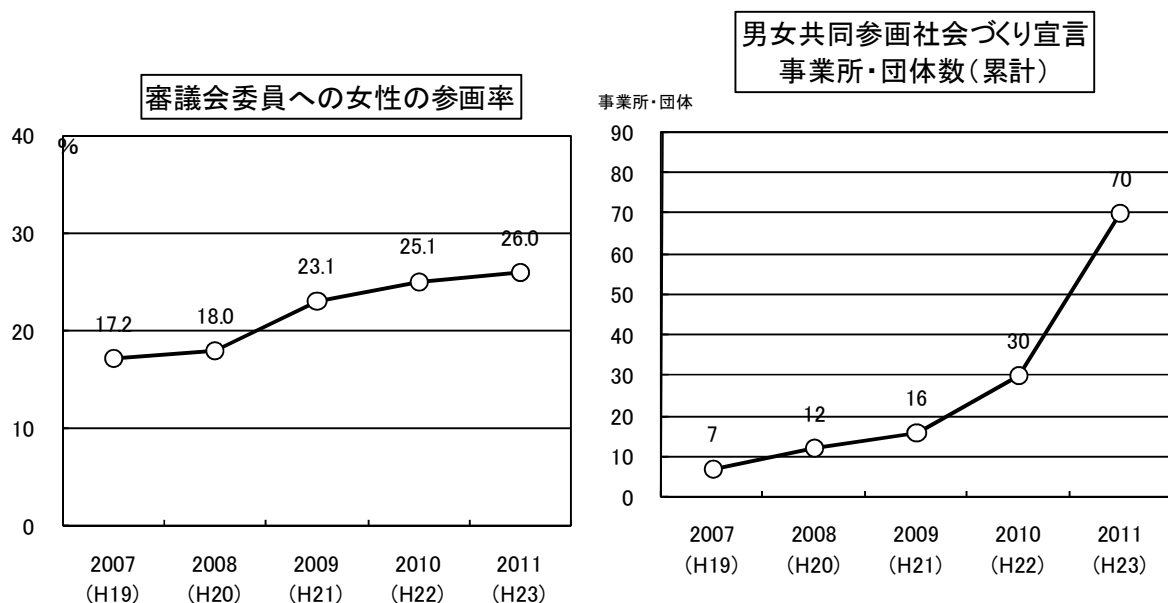
7-4-1 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現

■現況と課題

少子化や核家族化など急速な社会環境の変化により、女性のライフスタイルも多様化が進んでおり、男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりのニーズや目標に応じた適切な支援が求められています。国レベルでも、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」など法制度の整備により、仕事と子育てや介護その他の家庭生活との両立が進みつつあるなど、女性の社会進出に関して一定の成果を上げてはいるものの、今もなお多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が存在しており、女性の能力発揮や社会参画を阻む要因となっています。

本市においては、平成 18(2006)年 4 月に「掛川市男女共同参画条例」を施行、平成 24(2012)年 3 月には「第 2 次掛川市男女共同参画行動計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向け様々な取り組みを進め、男女が互いの個性を尊重し、能力を発揮できる環境づくりに努めてきました。

男女が共に責任を分かち合うとともに、あらゆる分野において、性別にかかわらず、だれもが生き生きと幸せを感じながら暮らすことができる真の男女共同参画社会の実現には、今後、(1)これから社会を担う子どもたちへの男女の人権の尊重と平等意識を育てる教育、(2)男性には、特に性別役割分担意識の改革、(3)女性には、特に妊娠出産等の身体面、社会参画、就業への特別な配慮、等への施策・事業の充実が求められています。



■目指す姿

男女が互いに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されている。

■成果指標と目標値

成果指標	現状値(H23)	目標値(H28)	備考
◆審議会等委員への女性の参画率	26.0%	35%	「市政への女性の参画」を測る指標

施策の方向

① 男女平等意識の啓発

男女がお互いの人権を尊重する意識を高めるために、「男女共同参画フォーラム」の開催や情報誌の発行などにより、広く男女平等意識の普及・啓発に努めます。また、あらゆる機会を通じて男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

② 政策・方針決定過程への共同参画の推進

審議会や委員会等の政策・方針決定の場や、自治会など地域におけるまちづくりには、男女ともに参画することを促進します。

③ 女性の就業、社会参画の支援

就業や社会参画については、男性より女性の方が結婚・出産・育児等ライフステージごとの変化の影響を受けやすいため、特別な支援が必要となります。女性が働きやすい環境を整えとともに、育児等のために中断した仕事の再開を支援します。また、地域における様々な分野における女性の社会参画や活躍を促進します。

④ 男女の就業と家庭・地域活動の両立の支援

男女がともに就業と家庭・地域活動を両立できるよう、バランスのとれた働き方の実現に向けた啓発を進めるとともに、労働環境の整備など事業者の積極的な取り組みを支援します。

⑤ 男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス※やセクシャル・ハラスメント等、男女間のあらゆる暴力を防止するため、啓発活動の拡大を図るとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
施策・方針決定過程への女性の参画拡大	市政運営における女性参画の取組や事業者、地域の各種団体等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の拡大に向けた啓発
男女共同参画の普及・啓発活動の推進	男女共同参画推進委員による男女共同参画情報誌の発行、各種講座・講演会の実施、出前講座等の開催

※ドメスティック・バイオレンス：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。

後期基本計画の施策指標一覧

I 市民だれもが健康で幸せに暮らせるまち【保健医療福祉分野】

施策№	施策	指標 №	成果指標	定義、算出式等 〔測定方法、出典等〕	現状値	現状値 把握年月	平成 28 年度 目標値
1-1-1	子ども支援の充実	1	乳幼児健診受診率	(受診者数)÷(対象児童数) 4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、2歳 2ヶ月、3歳健診の合計受診率 〔担当課調査〕	96.8%	平成 23 年度	100%
		2	定期予防接種率	(実施者数)÷(対象者数) 定期予防接種とは、BCG、DPT、 MR、日本脳炎、ポリオ、DT(2種 混合)が対象 〔担当課調査〕	84.1%	平成 23 年度	100%
		3	赤ちゃん訪問実施率	(訪問した新生児)÷(全新生児) 〔担当課調査〕	94.0%	平成 23 年度	100%
1-1-2	親支援の充実	1	子育てが楽しいと思う 市民の割合	「子育てを楽しんでいるか」の 問いに「はい」と答えた割合 〔健康診査受診者に対する意識調査〕	80.3%	平成 23 年度	90%
1-1-3	子育てをめぐる環境 整備	1	ワーク・ライフ・バランス に取り組んでいる企業 数	市内の男女共同参画宣言事業 所 〔静岡県男女共同参画宣言事業所調査〕	70 団体	平成 23 年度末	120 団体
		2	保育所待機児童数	4/1 時点で、認可保育所に入所 申請をしながらも満員のために入 所できない児童数 〔担当課調査〕	29 人	平成 23 年 4 月	0 人
		3	放課後児童クラブ(学 童保育)待機児童数	4/1 時点で、放課後児童クラブに 入所申請をしながらも満員のため に入所できない児童数 〔担当課調査〕	0 人	平成 23 年 4 月	0 人
		4	ファミリー・サポート・セン ターの利用者数	依頼会員数のみ 〔担当課調査〕	1,009 人	平成 23 年 4 月	1,100 人
1-2-1	市民の健康の維持 増進	1	生活習慣病(脳血管 疾患)による標準化死 亡比 SMR	死亡数(市)÷Σ(5 歳階級別人 口(市)×5 歳階級別死亡率(県)) ×100 〔静岡縣市町別健康指標〕	95.6	平成 18 ～22 年	82.3
		2	生活習慣病(心疾患) による標準化死亡比 SMR	死亡数(市)÷Σ(5 歳階級別人 口(市)×5 歳階級別死亡率(県)) ×100 〔静岡縣市町別健康指標〕	97.6	平成 18 ～22 年	71.5
		3	生活習慣病(がん)に よる標準化死亡比 SMR	死亡数(市)÷Σ(5 歳階級別人 口(市)×5 歳階級別死亡率(県)) ×100 〔静岡縣市町別健康指標〕	81.7	平成 18 ～22 年	76.7
1-2-2	いつでも安心な地 域医療・救急医療 体制の確保	1	患者紹介率	(初診紹介患者+初診入院患 者)÷初診患者－(時間外初診 患者－時間外入院患者) 〔担当課調査〕	56.0%	平成 23 年度	60%
		2	休日・夜間の救急医 療の医師確保率	休日・夜間の救急医療を市内の いずれかで受けることができる(医 師が確保されている)割合 〔担当課調査〕	100%	平成 23 年度	100%

施策№	施策	指標 №	成果指標	定義、算出式等 〔測定方法、出典等〕	現状値	現状値 把握年月	平成 28 年度 目標値
1-2-3	質の高い医療の提供	1	患者紹介率	(初診紹介患者＋初診入院患者)÷初診患者－(時間外初診患者－時間外入院患者) 〔担当課調査〕	56.0%	平成 23 年度	60%
		2	病床利用率	(在院患者延べ日数)÷(病床数) 〔担当課調査〕	71.1%	平成 23 年度	90%
1-2-4	国民健康保険事業等の健全な運営	1	特定健診受診率	(受診者数)÷(40～74 歳の国民健康保険加入者数) 〔担当課調査〕	34.9%	平成 22 年度	65%
		2	後期高齢者健診受診率	(75 歳以上の受診者数)÷(75 歳以上の人口) 〔担当課調査〕	24.0%	平成 23 年度	30%
1-3-1	障害のある人の自立支援・家庭支援	1	障害者雇用率	(障害者の労働者数＋障害者の短時間労働者数×0.5)÷(労働者数＋短時間労働者数×0.5) 〔静岡労働局雇用状況報告書〕	1.50%	平成 23 年 6 月	1.8%
		2	地域(グループホーム)で生活する障害者数	〔担当課調査〕	91 人	平成 23 年 4 月	100 人
1-3-2	高齢者の安心安全な生活・生きがいづくりへの支援	1	要介護認定率(要介護 1～5、要支援 1～2)	(認定者数)÷(高齢者数) 〔担当課調査〕	16.5%	平成 23 年 5 月	17.0%
		2	介護保険制度に満足している人の割合	「介護保険制度全般についてどのように思いますか」という問に対して「満足している・どちらかと言えば満足している」と答えた割合 〔担当課調査〕	78.2%	平成 23 年 1 月	84.0%
1-3-3	ともに支え合う地域福祉活動の推進	1	小地域福祉ネットワーク活動の組織率	(組織数)÷(自治会数) 〔社会福祉協議会調査〕	13.9%	平成 23 年度末	50%
1-3-4	人権が尊重され希望が持てる地域社会の確立	1	人権相談件数	月 2 回福祉課で実施している人権相談における件数 〔静岡地方方法務局掛川支局調査〕	25 件	平成 23 年度	15 件
		2	生活保護から自立した世帯数(年間)	〔担当課調査〕	17 世帯	平成 23 年度	10 世帯

Ⅱ 地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち【環境生活分野】

施策№	施策	指標 №	成果指標	定義、算出式等 〔測定方法、出典等〕	現状値	現状値 把握年月	平成 28 年度 目標値
2-1-1	省エネ・再生可能エネルギー普及の促進	1	再生可能エネルギーの導入量（太陽光発電と大型風力発電の計）	【担当課調査】 （中部電力㈱・NEDO の資料提供から算出）	35,055kW	平成 23 年度末	65,000kW
		2	かけがわ環境愛そう（ISO）キッズ事業参加児童数	【担当課調査】	462 人	平成 23 年度	2,000 人
2-1-2	ごみ減量と資源の有効活用の推進	1	1 日 1 人 当たり の ご みの排出量	（環境資源ギャラリー、廃品回収、高瀬と東大谷のガレキ処理場で処理した年間のごみ量）÷（年度当初の市の総人口）÷（365 日） 【一般廃棄物処理事業実態調査】	655.5g	平成 23 年度	630g
2-2-1	美しい森林・海岸等自然環境の整備・保全・活用	1	間伐施行面積	年間の間伐施行面積 【担当課調査】	175.96ha	平成 23 年度	180ha
2-2-2	緑豊かな暮らしを創る緑地の保全	1	市民の自主的な緑化活動団体数	市に登録している緑化団体数 【担当課調査】	215 団体	平成 23 年度末	224 団体
2-3-1	健康的な生活環境の確保	1	公害苦情件数	【担当課調査】	137 件	平成 23 年度	125 件
		2	公害苦情解決率	（公害苦情解決数）÷（公害苦情件数） 苦情解決とは、苦情内容を原因者に伝え、その苦情の原因となった行為を原因者が止めた、もしくは苦情者が原因者の行為を理解した状態をいう。 【担当課調査】	100%	平成 23 年度	100%
2-3-2	美しい水環境を取り戻す水質浄化の推進	1	汚水衛生処理率	汚水衛生処理率とは、公共下水道＋農業集落排水＋合併浄化槽による処理率の合計 【担当課調査】	54.7%	平成 23 年 6 月	64%
		2	曙橋の水質（BOD：生物化学的酸素要求量）	【静岡県下水道】 （主要河川の環境基準点）	2.1mg/l	平成 23 年度	2.0mg/l
2-3-3	安全・安心で安定した上水道供給体制の確立	1	上水道が安心して飲め、断水などが無く、安心して供給されていると思う市民の割合	「上水道が安心して飲め、断水などが無く、安心して供給されていると思うか」という問に対して、「非常に思う」と「まあまあ思う」の合計 【市民意識調査】	77.9%	平成 23 年度	80%
		2	有収率（配水量に対して実際に使用された水量の割合）	【担当課調査】	86.8%	平成 23 年度	90%

Ⅲ 生涯にわたり自己を高め、心豊かに暮らせるまち【教育文化分野】

施策№	施策	指標 №	成果指標	定義、算出式等 〔測定方法、出典等〕	現状値	現状値 把握年月	平成 28 年度 目標値
3-1-1	心豊かにたくましく 生きる力を育む学 校教育の充実	1	学校が楽しいと思う児 童生徒の割合	「学校に行くのを楽しみにしている か」という問に対して、「そう思う」ある いは「だいたいそう思う」と回答した 合計 〔小・中学校児童生徒意識調査〕	91.5%	平成 23 年 度	95%
		2	学校ボランティアとして 活動している市民の数	学校ボランティアとは、学校教育活 動を無償で支援してくれる市民をい う。ただし、リサイクル活動や PTA 奉 仕活動等の全員参加活動は除 く。 〔担当課調査〕	1,884 人	平成 23 年 度末	2,000 人
3-1-2	生きる力の基礎を 育む乳幼児教育の 充実	1	3歳児の就園率	(3 歳で幼稚園又は保育園に通園 している児童数) ÷ (3 歳児童数) 〔担当課調査〕	91.1%	平成 23 年 5 月	93%
3-1-3	次代を担う青少年 の健全育成	1	掛川市声掛け運動申 込者数(20 歳以上累計)	〔担当課調査〕	13,574 人	平成 23 年 9 月	15,930 人
3-2-1	生きがいに満ちた豊 かな人・暮らしづくり	1	生きがいを感じる活動 や趣味に取り組む市 民の割合	「あなたは、生きがいを感じる活動 や趣味に取り組むか」という問に対 して、「非常に思う」あるいは「まあま あ思う」と回答した合計 〔市民意識調査〕	55.0%	平成 23 年 度	75%
3-2-2	生涯スポーツの実 践普及	1	週 1 回以上スポーツ・ レクリエーションに取り 組む市民の割合	「あなたは、週 1 回以上スポーツ・レ クリエーションに取り組むか」という問 に対して、「取り組んでいる」と回答 した割合 〔市民意識調査〕	29.7%	平成 23 年 度	50%
		2	市営のスポーツ施設利 用者数	社会体育施設 10 箇所、学校開 放施設のうち夜間照明施設 20 箇 所、屋内体育施設 23 箇所の利用 者の合計 〔担当課調査〕	75.5 万人	平成 23 年 度	112.3 万人
3-2-3	市民の学びの拠点 となる図書館づくり	1	所蔵資料総数 (3 館合計)	〔担当課調査〕	583.3 千点	平成 23 年 度	642 千点
		2	年間貸出人数 (3 館合計)	〔担当課調査〕	232.9 千人	平成 23 年 度	221.5 千人
		3	年間入館者数 (3 館合計)	〔担当課調査〕	485.7 千人	平成 23 年 度	461 千人
		4	年間実利用者数 (3 館合計)	〔担当課調査〕	35.2 千人	平成 23 年 度	25.1 千人
		5	レファレンス数 (3 館合計)	〔担当課調査〕	3,116 件	平成 23 年 度	3,100 件
3-3-1	郷土の歴史や文化 を愛する心の育成	1	文化財展の来場者数	出前文化財講座等の受講者、大 須賀歴史民俗資料館、埋蔵文化 財センターの入場者、その他文化 財教育等の出席者数の合計 〔担当課調査〕	2,221 人	平成 23 年 度	3,530 人
		2	茶室の利用回数(貸 室)	二の丸と清水邸の茶室利用回数 の合計 〔担当課調査〕	74 回	平成 23 年 度	70 回

Ⅳ 多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち〔産業経済分野〕

施策№	施策	指標 №	成果指標	定義、算出式等 〔測定方法、出典等〕	現状値	現状値 把握年月	平成 28 年度 目標値
4-1-1	地域経済を支える 商工業の発展	1	製造品出荷額	〔工業統計調査〕	11,801 億円	平成 22 年 度	17,500 億円
4-1-2	勤労者が生きいきと 働き、暮らせる社会 の実現	1	小笠掛川勤労者福祉 サービスセンター会員 数	〔担当課調査〕	5,668 人	平成 23 年 4 月	6,000 人
4-1-3	安全・安心な消費 生活への支援の充 実	1	消費生活相談に対す る助言・あっせんの割 合	(「他機関紹介」を除いた消費生 活相談件数)÷(年間の消費生 活相談件数) 〔担当課調査〕	96.5%	平成 23 年 度	99.0%
		2	消費者講座(出前講 座等)の参加者数	〔担当課調査〕	193 人	平成 23 年 度	400 人 (回数の目 標はなし)
4-2-1	何度でも訪れてみた くなる魅力ある観光 の振興	1	市内観光施設の入場 者数	市内の観光施設(19 か所)の入 場者数及び客数 〔担当課調査〕	224 万人	平成 23 年 度	250 万人
4-3-1	豊かで力強い農業・ 農村の確立	1	認定農業者数	〔担当課調査〕	517 人	平成 23 年 度末	570 人
		2	JA 等農産物取扱い 販売額	JA 販売額、温室組合販売額、 道の駅掛川、とうもろの里、サンサ ンファーム、A コープ販売額 〔担当課調査〕	89 億円	平成 23 年 度	100 億円
4-3-2	農商工連携の推進	1	農商工連携の実現数	農商工連携の実現とは、農家の 6 次産業化により、新しい商品開発 と販路開拓が行われ、所得増加 に結びついている状態をいう。 〔担当課調査〕	5 件 ①栗焼酎、 ②よこすかし ろ関連商 品、③ショウ ガパウダー、 ④規格外野 菜の集出 荷、⑤ヘチマ 水の採水	平成 23 年 度末	8 件

V 利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち〔都市基盤分野〕

施策№	施策	指標 №	成果指標	定義、算出式等 〔測定方法、出典等〕	現状値	現状値 把握年月	平成 28 年度 目標値
5-1-1	活発な交流を支える幹線道路の整備	1	南北幹線道路(市街地連携ルート)の整備進捗率	(決算額)÷(総事業費)事業費ベースの進捗率をいう。 〔担当課調査〕	41.0%	平成 23 年度末	81%
		2	朝夕ラッシュ時における主要幹線道路の自然渋滞箇所数	平日午前 7～8 時、午後 5～6 時における自然渋滞箇所 〔担当課調査〕	3 か所	平成 23 年 12 月	2 か所
5-1-2	生活を支える身近な生活道路の整備	1	一般市道の改良率	(一般市道改良済延長)÷(一般市道総延長) 一般市道とは、一級、二級ではないその他市道をいう。改良済みとは、幅員 4m 以上で両側側溝が設置されている状態をいう。 〔担当課調査〕	62.9%	平成 23 年度末	63.3%
5-2-1	効率的・効果的な移動手段の確保	1	地域交通協議会の設置数	〔担当課調査〕	2	平成 23 年度末	9
		2	天竜浜名湖鉄道の年間利用者数(定期外)	〔担当課調査〕 (天竜浜名湖鉄道資料)	669.5 千人	平成 23 年度	680 千人
5-3-1	安心して住み続けられる居住環境の確保	1	まちづくり協定締結面積の市域に占める割合	(協定締結面積)÷(市面積) 〔担当課調査〕	52.5%	平成 23 年度末	53%
5-3-2	良質で魅力ある住宅・住宅地の供給	1	土地区画整理施行区域(7 地区)内住宅着工率	〔担当課調査〕	46.8%	平成 23 年度末	49.5%
5-3-3	コンパクトに機能が集積された中心市街地の再形成	1	歩行者通行量(駅前通り梅廻家前の平日の 10 時間の歩行者通行量)	〔担当課調査〕	662 人	平成 23 年 4 月	1,500 人
5-3-4	条件不利地域の生活基盤の維持	1	中山間地域の人口	本谷、日坂、東山、倉真 4・5・6 区、上西郷滝の谷、上西郷長間、原泉、原田の人口 〔担当課調査〕	4,997 人	平成 23 年度末	5,085 人
		2	辺地幹線道路の改善率	辺地幹線道路とは、辺地総合整備計画に位置づけられた居尻黒俣線、高山西之谷線、明ヶ島線の 3 路線をいう。改善とは、道路整備されている状態をいう。 〔担当課調査〕	61%	平成 23 年度末	79%

VI 災害に強く、市民が安心して暮らせるまち【防災危機管理分野】

施策№	施策	指標 №	成果指標	定義、算出式等 〔測定方法、出典等〕	現状値	現状値 把握年月	平成 28 年度 目標値
6-1-1	あらゆる災害から市民を守る防災・減災体制の強化	1	水や食料など非常持ち出し品を準備している市民の割合	「災害に備えて水や食料など非常持ち出し品を準備しているか」という問に対して「準備している」と答えた割合 〔市民意識調査〕	56.7%	平成 23 年度	66%
		2	災害時の備蓄品充足率	（市内の避難所に備蓄している食料品）÷（静岡県の被害想定における避難所生活者の人数に必要な食料品）、（市内の避難所に備蓄している毛布）÷（静岡県の被害想定における避難所生活者の人数に必要な毛布）の平均 〔担当課調査〕 （備蓄品台帳）	67.1%	平成 23 年度末	75%
		3	土砂災害ハザードマップ周知率	（ハザードマップ配布箇所数）÷（土砂災害危険箇所数） 〔担当課調査〕（静岡県土砂災害危険箇所指定状況）	41.3%	平成 23 年度末	100%
6-1-2	災害に強い住宅、公共施設づくり	1	市内の住宅の耐震化率	（新耐震基準を満たしている住宅戸数）÷（全住宅戸数） 〔住宅・土地統計調査〕	84.8%	平成 23 年度	90%
		2	公共施設の耐震化率	（耐震化した公共施設棟数）÷（耐震性能を公表した公共施設棟数） 〔担当課調査〕 （公共建築物耐震性能調査）	90.9%	平成 23 年度末	90%
		3	ため池整備済数	国庫補助、県費補助でため池整備用件に基づく整備 〔担当課調査〕	151 池	平成 23 年度末	154 池
6-2-1	市民の生命・身体・財産を守る消防救急体制の強化	1	救命率	目撃された心肺停止例のうち、1ヶ月後の生存割合 〔担当課調査〕	16.98%	平成 23 年度	15%
		2	出火件数	〔担当課調査〕 （消防白書）	5.14 件	直近 5 ヶ年平均	4 件 （直近 5 ヶ年平均）
6-3-1	交通事故の根絶	1	高齢者（65 才以上）の 100 人当たりの人身事故関与件数	〔交通年鑑（静岡県警本部）〕	0.99 件	平成 23 年	0.95 件
6-3-2	犯罪の撲滅	1	活動中の防犯活動団体数	掛川市防犯協会の把握している団体数 〔担当課調査〕	32 団体	平成 23 年度末	40 団体

Ⅶ 協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち【協働・広域・行財政分野】

施策№	施策	指標 №	成果指標	定義、算出式等 〔測定方法、出典等〕	現状値	現状値 把握年月	平成 28 年度 目標値
7-1-1	地域を支える多様な担い手の活躍	1	NPO 法人数	静岡県に NPO 登録をした団体の数 〔担当課調査〕 (静岡県 NPO 登録名簿)	21 団体	平成 23 年 4 月	30 団体
		2	生涯学習センター担い手の部屋、大東・大須賀市民交流センター登録団体数	〔担当課調査〕	230 団体	平成 23 年 4 月	250 団体
7-1-2	交流活動の活発化と地域共生社会の形成	1	国際交流団体会員数及び在住外国人支援ボランティア数の合計	NPO 法人掛川国際交流センターに登録されている団体及びボランティア数の合計 〔担当課調査〕	638	平成 23 年 度	670
7-1-3	市民参画と情報共有の推進	1	必要な時に必要な市の情報が手に入っていると思う市民の割合	必要な時に必要な市の情報が「手に入れられる」と答える割合 〔市民意識調査〕	40.4%	平成 23 年 度	90%
		2	公文書の開示率	(開示決定件数)÷(年間の開示請求件数) 〔担当課調査〕	93.8%	平成 23 年 度	93%
		3	市民総代会地区集会参加者数	〔担当課調査〕	1,618 人	平成 23 年 度	2,000 人
7-1-4	市民生活・市民活動を支援する ICT 環境の整備	1	光ファイバ網加入世帯の割合	(加入数)÷(全世帯数) 〔NTT 西日本提供データ〕	45.4%	平成 23 年 度末	80%
		2	「地域 SNS e-じゃん掛川」のアクティブユーザー数とアクティブコミュニティ数	アクティブユーザー・コミュニティとは、1ヶ月以内にログインがあったユーザー・団体 〔担当課調査〕	ユーザー 543 人 コミュニティ 60 団体	平成 23 年 度末	ユーザー 600 人 コミュニティ 100 団体
		3	ブログ、SNS（地域 SNS・twitter・Facebook 等）を使用している市民の割合	〔市民意識調査〕	11.0%	平成 23 年 度	22.0%
		4	メールマガジンの登録者数	〔担当課調査〕	3,716 人	平成 23 年 度末	4,000 人
7-2-1	効率的・効果的な行政経営の推進	1	「定員適正化計画」の進捗率	(当該年度当初の H17.4 に比べての減員数)÷128 〔担当課調査〕	81.3%	平成 23 年 4 月	100%
		2	窓口サービスが迅速で効率良く提供されていると思う市民の割合	「市役所の窓口サービスが迅速で効率良く提供されていると思うか」という問に対して、「非常に思う」あるいは「まあまあ思う」の合計 〔市民意識調査〕	53.5%	平成 23 年 度	66%
		3	ファイリングシステムの評価点（85 点評価）	巡回指導実施部署の「ファイリングシステム年度末ファイル替え後チェックリスト」に基づく平均評価点 〔担当課調査〕	70.1 点	平成 23 年 11 月	75 点

施策№	施策	指標 №	成果指標	定義、算出式等 〔測定方法、出典等〕	現状値	現状値 把握年月	平成 28 年度 目標値
7-2-2	財政構造改革の推進	1	経常収支比率	〔担当課調査〕	78.6%	平成 22 年 度	83%以下
		2	実質公債費比率	〔担当課調査〕	14.3%	平成 22 年 度	13%以下
		3	将来負担比率	〔担当課調査〕	94.1%	平成 22 年 度	130%以下
7-3-1	自助・共助・公助による連帯感ある地域社会の維持形成	1	一年間に一度以上地域の活動（諸作業やイベントなど）に参加した市民の割合	「一年間に一度以上地域の活動（諸作業やイベントなど）に参加したか」という問に対して、「参加した」と答えた割合 〔市民意識調査〕	67.4%	平成 23 年 度	80%
		2	自治区加入率	〔担当課調査〕	89.1%	平成 23 年 6 月	92%
7-4-1	男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現	1	審議会等委員への女性の参画率	（女性委員数）÷（全委員数） ここでの審議会等とは市が把握している審議会、懇談会、検討会などが対象 〔担当課調査〕	26.8%	平成 23 年 6 月	35%

参 考

1. 第1次 掛川市総合計画基本構想（概要）

I まちづくりの基本理念と将来像

(1) まちづくりの基本理念

- 「連携と交流」のまちづくり（連携と交流による活力の向上）
- 「生涯学習と価値創造」のまちづくり（生涯学習と地域価値の創造）
- 「協働と持続的発展」のまちづくり（協働と持続的発展体制の構築）
- 「健康と豊かさ」のまちづくり（健康と豊かさの実感）

(2) 掛川市の将来像

「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」 ～健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川～

「海」とは遠州灘であるとともに、「海」に面した大東区域と大須賀区域を意味し、「山」とは市北部の山間地であるとともに掛川区域を意味しています。この「海」と「山」は、本市が多彩な地域資源に恵まれていることを象徴するものであり、豊かさを備えたふるさとであることを示しています。そして「街道」とは、東西に横断するJR東海道新幹線、東名高速道路などをはじめとする広域交通体系を意味し、我が国の「人」、「もの」、「情報」の動脈を抱えていることを示しています。この「街道」という言葉には、城下町や宿場町として発展してきた歴史あるまちであることも意味しています。

将来像では、この「海」と「山」が融合し、さらに「街道」と連携することによって、本市の持つ多彩な地域資源や、これまで築いてきた歴史文化を土台としながら、市全体のさらなる飛躍への可能性が広がり、市民の「夢」を実現し、希望ある「未来」を創造していくことができるまちの実現を目指します。

さらに、市民の暮らしの視点における実現すべき姿として「健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川」を掲げます。市民生活における率直な願い、原点でもある「健康」、「安全」、「安心」で「幸せ感じるまち」を創造することにより、初めて「夢・未来を創るまち」の実現が可能となります。人には様々な「幸せ」観があり、それぞれの時代や社会によっても「幸せ」の意味や質は異なるものですが、私たち掛川市民は、日々の暮らしの中で、少しでも多くの「幸せ」を実感できるよう行動し、またその取り組みに対して、だれもが応援できるようなまちを目指したいと考えます。すべての市民が健康で安全な環境の中で安心して暮らすことができ、これまで先人が培ってきた郷土の歴史や文化に「誇り」を感じ、自分、家族、隣人、地域に対して「愛」を育み、市民一人ひとりが「幸せ」を実感できるまちの実現を目指します。

Ⅱ 政策大綱

1 保健医療福祉分野：市民だれもが健康で幸せに暮らせるまち

少子高齢社会の進展を踏まえ、子育て支援・子ども支援体制、介護サービス、高齢者の生きがいをづくり、障害者の支援体制などを充実させるとともに、市民、事業者、行政が連携し、地域で福祉を支える仕組みを構築します。市立総合病院の機能充実や関係医療機関との連携を進めて、地域医療体制の強化を図るとともに、要介護状態への予防や生活習慣病対策などの健康管理体制の充実に努め、保健・医療・福祉機能が連携した総合的なシステムの確立を図ることで、乳幼児から高齢者まで、「市民だれもが健康で幸せに暮らせるまち」を築きます。

基本目標	1-1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり					
目指す姿	安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育っている					
成果指標	安心して子どもを産み育てることができる環境が整っているまちだと思う市民の割合					
	現状(H18)	41.5%	中間目標 (H23) [中間実績]	53% [50.3%]	最終目標 (H28)	66%
	市内の出生数					
	現状(H17)	1,091 人	中間目標 (H23) [中間実績]	1,070 人 [1,022 人]	最終目標 (H28)	1,050 人

基本目標	1-2 健康長寿市民が多いまちづくり					
目指す姿	市民が健康を保ち、病気など万一の時でも安心した医療が受けられ、介護の必要のない健康長寿者が多いまちになっている。					
成果指標	自立高齢者の割合					
	現状(H18)	86.1%	中間目標 (H23) [中間実績]	87% [84.5%]	最終目標 (H28)	88%
	いつでも安心した医療が受けられると思う市民の割合					
	現状(H18)	40.9%	中間目標 (H23) [中間実績]	53% [43.6%]	最終目標 (H28)	66%

基本目標	1-3 お互いを尊重し支え合って暮らせるまちづくり					
目指す姿	病気や障害、高齢になっても、生きがいをもって安心な生活が成り立っている。					
成果指標	病気や障害、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけると思う市民の割合					
	現状(H18)	26.6%	中間目標 (H23) [中間実績]	31% [36.8%]	最終目標 (H28)	40%

2 環境生活分野：地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち

私たちが今後、持続的発展が可能な潤いのある社会を構築していくため、環境問題をすべての人が自分自身の問題として捉え「地球規模で考え、地域で行動する」ことができるまちづくりを進めます。省エネルギー・省資源、風力や太陽光などの再生可能な自然エネルギーの有効活用を推進し、4R活動などに取り組みながら、便利すぎる社会から不便を感じない程度の環境低負荷社会への転換を図って、地球温暖化の防止に努め、地球環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。

さらに、広大な森林が広がる北部山間地、中央に位置する小笠山、南部の遠州灘や河川など、本市の持つ豊かな自然環境を保全・継承し、自然を尊重した生活環境の形成に向けて、豊かな緑と美しい水辺に囲まれた清潔で健康的な自然と共生する潤いのあるまちづくりに努めることで、「地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち」を築きます。

基本目標	2-1 地球環境への負荷が少ないまちづくり					
目指す姿	温室効果ガスが抑制できる生活スタイルや事業活動へ転換がなされ、廃棄物を出さない持続的発展が可能な循環型社会に移行している。					
成果指標	市内の二酸化炭素排出量					
	現状(H17)	748,071t	中間目標 (H23) [中間実績]	712,000t [745,579t (H22)]	最終目標 (H28)	678,000t
	地球環境の保全のために行動していると思う市民の割合					
	現状(H18)	79.0%	中間目標 (H23) [中間実績]	85% [84.9%]	最終目標 (H28)	90%

基本目標	2-2 豊かな自然環境を守り育てるまちづくり					
目指す姿	自然を尊ぶとともに、自然とふれあい、自然のすばらしさを感じた暮らしができています。					
成果指標	豊かな自然を身近に感じる生活をしていると思う市民の割合					
	現状(H18)	65.3%	中間目標 (H23) [中間実績]	70% [81.2%]	最終目標 (H28)	75%

基本目標	2-3 清潔で健康的な暮らしができる生活環境があるまちづくり					
目指す姿	清潔で潤いのある生活環境が保たれている。					
成果指標	環境基準達成率					
	現状(H17)	78.3%	中間目標 (H23) [中間実績]	81% [70.0%]	最終目標 (H28)	84%
	清潔で潤いのある生活環境が保たれていると思う市民の割合					
	現状(H18)	58.8%	中間目標 (H23) [中間実績]	70% [77.0%]	最終目標 (H28)	75%

3 教育文化分野：生涯にわたり自己を高め、心豊かに暮らせるまち

学校、家庭、地域の連携による地域の教育力の強化、充実を通じて優れた教育環境を築き、社会を担い、活躍できる人材を育むまちを目指します。本市には、掛川城、高天神城、横須賀城が築かれ、城下町、宿場町としての歴史を備えています。市内それぞれの地域の歴史、文化、伝統を尊重し、郷土に対する誇りや愛着を育むまちづくりを進めるとともに、生涯学習の理念を継承し、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるように、自らの目標に向かって学び続けることができる、「生涯にわたり自己を高め、心豊かに暮らせるまち」を築きます。

基本目標	3-1 子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくり					
目指す姿	家庭や地域に見守られ、子どもたちが将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得ることができている。					
成果指標	子どもが心身ともに、健全に成長していると思う市民の割合					
	現状(H18)	61.6%	中間目標 (H23) [中間実績]	63% [70.8%]	最終目標 (H28)	66%

基本目標	3-2 生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくり					
目指す姿	市民が生涯を通じて自ら学び、スポーツ・レクリエーション、芸術・文化に親しみ、健康で味わいのある人生、深みのある暮らし方をしている。					
成果指標	健康で生きがいを持って暮らしている市民の割合					
	現状(H18)	58.8%	中間目標 (H23) [中間実績]	67% [65.2%]	最終目標 (H28)	75%

基本目標	3-3 ふるさとへの誇りと愛着を育てるまちづくり					
目指す姿	市民が郷土の歴史や文化に誇りと愛着を感じている。 郷土を離れても生まれ育ったふるさとに誇りと愛着を感じている。					
成果指標	ふるさとに誇りと愛着を持って暮らしている市民の割合					
	現状(H18)	64.6%	中間目標 (H23) [中間実績]	70% [52.5%]	最終目標 (H28)	75%

4 産業経済分野：多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち

有力企業の誘致、地元企業への支援充実などを通じて企業の立地と成長を促進し、雇用機会を拡大するとともに、恵まれた立地環境を生産や流通など産業経済の発展に活かすことにより、活力あるまちを目指します。さらに、買物客の利便性向上、観光振興と連携させた魅力ある商店街の形成、コミュニティビジネスの育成などを通じて、賑わいのある商業地域の創出に努めます。また、農業の持つ多面的機能を活かすとともに、茶を中心とした多彩な農産物のブランド化、地産地消の推進などを通じて、農業の個性と競争力を強化し、「多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち」を築きます。

基本目標	4-1 豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり					
目指す姿	活力ある多様な産業に支えられ、市民の雇用と豊かな暮らしが確保されている。					
成果指標	一人当たり市民所得額					
	現状(H17)	3,201 千円	中間目標 (H23) [中間実績]	3,330 千円 [3,034 千円]	最終目標 (H28)	3,450 千円

基本目標	4-2 にぎわいと出会い溢れるまちづくり					
目指す姿	市民が住んで良かったと実感し、来訪者が住んでみたくなる、また来てみたいと思う、魅力あるまちになっている。					
成果指標	観光交流客数					
	現状(H17)	2,678 千人	中間目標 (H23) [中間実績]	2,800 千人 [3,088 千人]	最終目標 (H28)	3,000 千人

基本目標	4-3 安全な食の提供と農業の価値が高まるまちづくり					
目指す姿	新鮮で安全な農産物の供給により豊かな食生活が提供され、未来が語れる力強い農業が営まれている。					
成果指標	生産農業所得額					
	現状(H16)	91.6 億円	中間目標 (H23) [中間実績]	91.6 億円以上 [79.9 億円] (H18)	最終目標 (H28)	91.6 億円以上

5 都市基盤分野：利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち

新市としての一体性向上や地域全体の均衡ある発展に向けて、南北幹線道路をはじめとする道路網の整備や地域公共交通の充実に努めます。さらに、新幹線や東名高速道路などの広域交通体系や情報通信基盤を有効活用して利便性を高め、人、もの、資金、情報が活発に交流する舞台を創出します。集客力に優れた魅力ある中心市街地の形成をはじめとして、市民が暮らしやすい質の高い生活基盤の創出に努め、「利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち」を築きます。

基本目標	5-1 市民生活と産業活動を支える安全・快適な道路網が整ったまちづくり					
目指す姿	渋滞や危険がない、安全・快適な道路網が形成され、便利な市民生活と活発な産業活動が営まれている。					
成果指標	掛川駅へのアクセス 20 分交通圏域内の居住人口割合					
	現状 (H18)	79.8%	中間目標 (H23) [中間実績]	90% [80.5%]	最終目標 (H28)	95%

基本目標	5-2 公共交通が整い便利な暮らしができるまちづくり					
目指す姿	通勤、通学、通院、買い物など市民生活に必要な移動手段が確保され、市民が不便を感じない。					
成果指標	通勤、通学、通院、買い物などの移動に不便を感じていない市民の割合					
	現状 (H18)	46.9%	中間目標 (H23) [中間実績]	56% [35.6%]	最終目標 (H28)	66%

基本目標	5-3 バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり					
目指す姿	高度に機能集積された市街地から郊外の農村集落まで、地域それぞれの特性が活かされた快適な居住環境で市民が暮らしている。					
成果指標	バランスの取れた快適で美しい居住環境の中で暮らしていると思う市民の割合					
	現状 (H18)	29.2%	中間目標 (H23) [中間実績]	35% [30.5%]	最終目標 (H28)	40%
	中心市街地が魅力的で楽しいと感じる市民の割合*					
	現状 (H18)	6.8%	中間目標 (H23) [中間実績]	13% [10.0%]	最終目標 (H28)	20%

*指標「中心市街地が魅力的で楽しいと感じる市民の割合」は、施策の組み換えにより、前期では基本目標 4-2 の指標であったが、後期では基本目標 5-3 の指標となる。

6 防災危機管理分野：災害に強く、市民が安心して暮らせるまち

大規模な地震をはじめとする自然災害に備え、地域防災体制の強化、建物の耐震性強化、津波対策の充実などを通じて、災害に強いまちづくりを進めます。市民の期待が高い消防救急体制と防災関連施設を充実させるとともに、地域と連携した防犯体制の強化や交通安全施設の整備推進、凶悪犯罪の防止に努めます。原子力発電所の徹底した安全管理を求めるとともに、テロや武力攻撃災害などあらゆる不測の事態から市民の生命と財産を守るため、全市一体となった危機管理体制を構築し、「災害に強く、市民が安心して暮らせるまち」を築きます。

基本目標	6-1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり					
目指す姿	災害を未然に防ぐとともに、不測の事態が発生した場合においても、発生状況に応じた危機管理体制が確立されており、被害が最小限に食い止められている。					
成果指標	災害時に自分がどのように行動すべきかを自覚している市民の割合					
	現状 (H18)	56.6%	中間目標 (H23) [中間実績]	65% [68.3%]	最終目標 (H28)	75%
	市内建築物の耐震化率					
	現状 (H17)	74.7%	中間目標 (H23) [中間実績]	82% [84.8%]	最終目標 (H28)	90%

基本目標	6-2 消防救急体制が充実したまちづくり					
目指す姿	消防救急体制の充実により、市民の生命、身体及び財産への被害が最小限に食い止められており、市民の信頼を得ている。					
成果指標	緊急時に直ちに駆けつけてくれる信頼できる消防救急体制が確保されていると思う市民の割合					
	現状 (H18)	55.9%	中間目標 (H23) [中間実績]	65% [62.0%]	最終目標 (H28)	75%

基本目標	6-3 交通事故・犯罪のないまちづくり					
目指す姿	市民が交通事故や犯罪に巻き込まれる心配がなく、安心して暮らしている。					
成果指標	交通事故件数(人身事故件数)					
	現状 (H17)	1,106 件	中間目標 (H23) [中間実績]	1,050 件 [946 件]	最終目標 (H28)	1,000 件
	犯罪件数					
	現状 (H17)	1,532 件	中間目標 (H23) [中間実績]	1,300 件 [870 件]	最終目標 (H28)	1,100 件

7 協働・広域・行財政分野：協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち

市民がまちづくりに積極的に参加し、協働のまちを目指すとともに、男女共同参画の推進や地域コミュニティを大切に、市民活動のネットワーク化を図りながら、市民相互のふれあい豊かな地域社会を築きます。行政組織のスリム化に努め、効率的な行政運営を実現するとともに、市民満足度の高いサービスの提供のため、情報通信技術（ICT）の有効活用も合わせ、市民と行政の情報共有化、公聴機能の充実、広域的課題に対する周辺市町との連携など、全市一丸となった行政改革を推進し、「協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち」を築きます。

基本目標	7-1 活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり					
目指す姿	市民、地域、ボランティア団体、企業、行政など、それぞれが自らの役割と責務を自覚し、共に住み良いまちづくりを進めている。					
成果指標	市民の力が住み良いまちづくりに活かされていると思う市民の割合					
	現状（H18）	16.7%	中間目標 （H23） [中間実績]	25% [21.8%]	最終目標 （H28）	33%

基本目標	7-2 行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり					
目指す姿	行財政の徹底した改革が進められるとともに、市民との協働や周辺自治体などとの広域連携により、効率的で、より質の高いサービスが提供されている。					
成果指標	基本構想の政策大綱に掲げた成果指標の中間目標、最終目標の達成率					
	現状（H18）	—	中間目標 （H23） [中間実績]	100% [30.0%]	最終目標 （H28）	100%
	掛川市は行政改革が進んでいると思う市民の割合					
	現状（H18）	13.3%	中間目標 （H23） [中間実績]	19% [15.7%]	最終目標 （H28）	25%

基本目標	7-3 活力ある地域社会が育つまちづくり					
目指す姿	人と人とのふれあいのなかで、お互いが認め合い、支え合う地域社会が育まれている。					
成果指標	人と人との信頼し、助け合える地域になっていると思う市民の割合					
	現状（H18）	53.3%	中間目標 （H23） [中間実績]	60% [53.6%]	最終目標 （H28）	66%
基本目標	7-4 男女がともに支え合うまちづくり					
目指す姿	男女がともに認め合い、ともに個性と能力を生かせる社会になっている。					
成果指標	家庭、地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画が進んでいると思う市民の割合					
	現状（H18）	27.1%	中間目標 （H23） [中間実績]	38% [34.3%]	最終目標 （H28）	50%

2. 分野別関連計画

1 保健医療福祉分野：市民だれもが健康で幸せに暮らせるまち

- 掛川市次世代育成支援後期行動計画
- 掛川市健康増進計画
- 掛川市特定健康診査等実施計画
- かけがわ食育推進計画
- 掛川市医療救護計画
- 掛川市立総合病院経営改善計画
- 掛川市・袋井市新病院建設基本計画
- 東遠地域広域障害福祉計画
- 掛川市介護保険事業計画・掛川市高齢者保健福祉計画
- 掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 静岡県地域医療再生計画

2 環境生活分野：地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち

- 掛川市緑の基本計画
- 掛川市環境基本計画
- 掛川市森林整備計画
- 掛川市鳥獣被害防止計画
- 掛川市下水道長寿命化計画（掛川浄化センター）
- 掛川市水道ビジョン

3 教育文化分野：生涯にわたり自己を高め、心豊かに暮らせるまち

- 掛川市次世代育成支援後期行動計画
- 掛川市幼児教育振興計画
- 人づくり構想かけがわ
- 掛川市子ども読書活動推進計画（掛川ほんわかプラン）
- 掛川市スポーツ振興基本計画

4 産業経済分野：多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち

- 掛川市観光基本計画
- 掛川市農業振興ビジョン
- 掛川市茶業振興計画

5 都市基盤分野：利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち

- 掛川市国土利用計画
- 掛川市都市計画マスタープラン
- 掛川市景観計画
- 掛川市中心市街地活性化基本計画
- 掛川市公営住宅等長寿命化計画

6 防災危機管理分野：災害に強く、市民が安心して暮らせるまち

- 掛川市地域防災計画
- 静岡県土砂災害防止法指定基本計画
- 掛川市耐震改修促進計画
- 掛川市国民保護計画

7 協働・広域・行財政分野：協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち

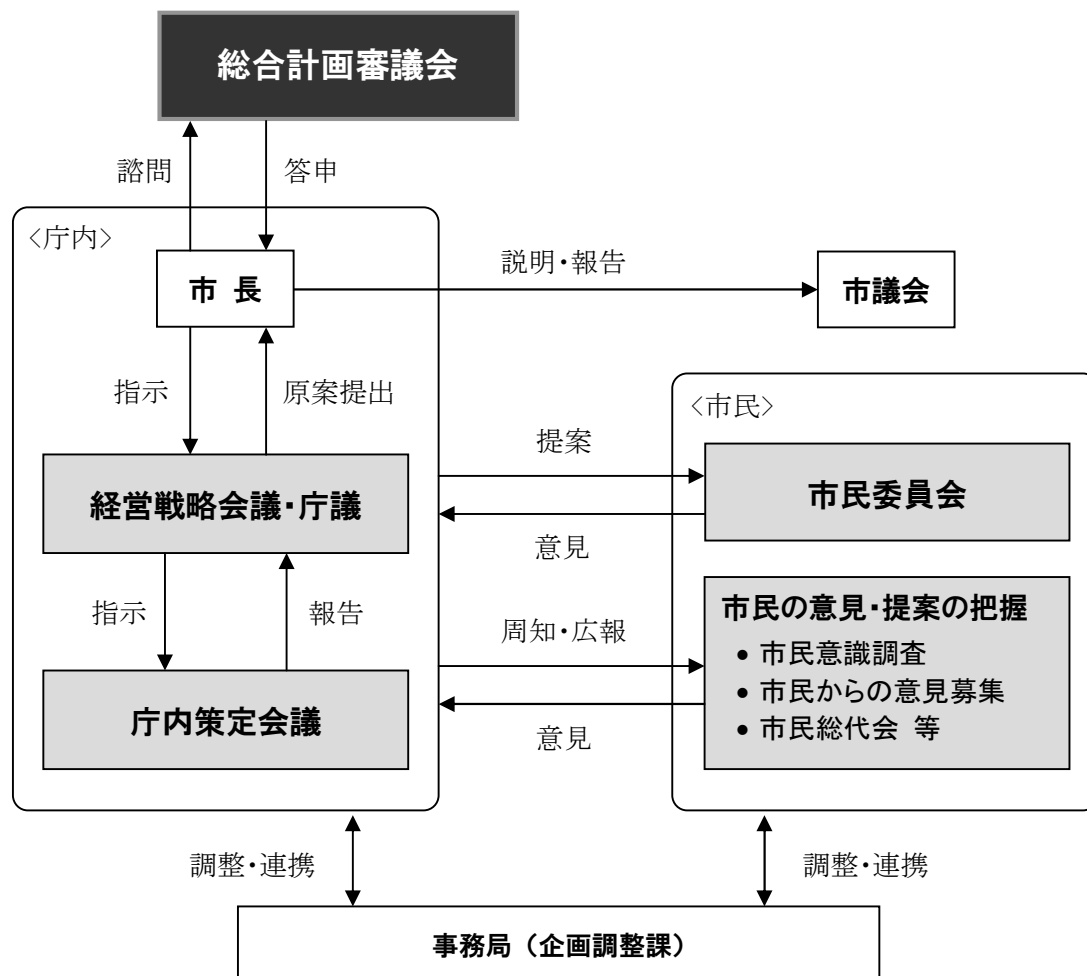
- 掛川市定員適正化計画
- 掛川市財政・経営健全化計画
- 掛川市公共工事コスト縮減対策行動計画
- 掛川市多文化共生推進プラン
- 掛川市男女共同参画行動計画

資料編

1. 策定経緯

年	月 日	表 題	内 容
平成 23(2011)年	4 月 15～30 日	市民意識調査	● 市民意識調査の実施
	4 月 25 日	経営戦略会議	● 総合計画基本計画の見直しについて
	6 月 1～20 日	市民委員募集	● 市民委員の募集(広報、ホームページ)
	6 月 9 日	第 1 回総合計画審議会	● 会長副会長の選出、見直しの方針について
	6 月 20 日	プロポーザル	● 委託業者プロポーザルの実施
	6 月 30 日、7 月 1 日	庁内説明会	● 職員対象(課長、主幹、係長)の説明会
	7 月 11、12、15、19 日	第 1 回庁内ヒアリング	● 現在の課題等について(課長、主幹、係長対象)
	7 月 22 日	第 2 回総合計画審議会	● 成果目標の達成評価、基本計画の視点について
	7 月 26 日	第 1 回市民委員会	● 総合計画について、委員の役割について
	8 月 9 日	第 2 回市民委員会	● 委員による施策評価(アンケート)、グループワークによる前期 5 年間の施策への評価
	8 月 30 日	第 3 回総合計画審議会	● 基本計画の構成について
	9 月 6 日	第 3 回市民委員会	● 問題の解決方策、アイデアの拾い出しと掘り下げ
	9 月 27 日	第 4 回市民委員会	● 問題の解決方策、アイデアの拾い出しと掘り下げ
	10 月 18 日	第 5 回市民委員会	● 取り組みの重要度・優先度の仕分け
	11 月 15 日	第 4 回総合計画審議会	● 基本計画の視点、施策ツリーと施策の方向について
	11 月 17、18、21、22 日	第 2 回庁内ヒアリング	● 今後 5 年間の計画に盛り込む内容について(課長、主幹、係長対象)
	11 月 24、25、28、29 日	庁内策定会議	● 部長、課長対象の分野別会議
	12 月 2 日	経営戦略会議	● 総合計画基本計画の見直し案について(中間報告)
	12 月 19 日	第 5 回総合計画審議会	● 基本計画施策ツリー及び見直し案について
	12 月 27 日	第 6 回市民委員会	● 市民委員会のまとめ、基本計画見直し案に関する意見交換
平成 24(2012)年	1 月 5～20 日	市民からの意見募集	● 本庁、両支所、ホームページ、理事区長会を通じた意見募集
	1 月 11 日	経営戦略会議	● 将来人口推計について、市議会全員協議会への報告について
	1 月 20 日	市議会全員協議会	● 基本計画見直し案の中間報告について
	2 月 9 日	経営戦略会議	● 総合計画基本計画の見直し案について
	2 月 17 日	第 6 回総合計画審議会	● 答申案について
	3 月 6 日	答申	● 市長への答申
	3 月 21 日	庁議	● 総合計画後期基本計画について(決定)
	4 月 23 日	市議会全員協議会	● 総合計画後期基本計画について(報告)

2. 策定体制



3. 審議会委員名簿

職	氏 名	役 職 等
会 長	田 中 鉄 男	掛川市農協代表理事組合長
副会長	山 内 秀 彦	NPO法人地域づくりサポートネット代表理事
委 員	赤 堀 邦 明	遠州夢咲農協代表理事組合長 ※平成23(2011)年7月～
〃	川 合 和 雄	掛川商工会議所会頭
〃	後 藤 広 子	静岡県子育てサークルアドバイザー
〃	近 藤 延 孝	掛川市区長会連合会
〃	高 柳 伸 一	連合東遠地協事務局長(NECアクセステクニカ)
〃	竹 嶋 善 彦	掛川市議会議長
〃	鶴 田 久 子	掛川市民生委員・児童委員協議会主任児童委員部会長
〃	永 田 順	掛川市消防団団長
〃	名 倉 光 子	NPO法人とうもんの会理事長
〃	夏 目 善 宇	遠州夢咲農協代表理事組合長 ※平成23(2011)年6月まで
〃	南 貴 晴	掛川青年会議所理事長
〃	山 本 和 子	掛川市教育委員

※敬称略、五十音順

4. 諮問・答申

諮 問

掛企経 第 35 号
平成 23 年 6 月 9 日

掛川市総合計画審議会
会 長 田 中 鉄 男 様

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市総合計画基本計画について（諮問）

平成 18 年度に策定した掛川市総合計画基本計画について、計画書に記載された 5 年目の見直しを行いたいので、掛川市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

答 申

平成 24 年 3 月 6 日

掛川市長 松 井 三 郎 様

掛川市総合計画審議会
会 長 田 中 鉄 男

掛川市総合計画基本計画（案）について（答申）

掛川市総合計画審議会条例（平成 17 年掛川市条例第 212 号）第 2 条の規定に基づき、平成 23 年 6 月 9 日付け掛企経第 35 号による掛川市総合計画基本計画の諮問につきましては、慎重に審議を重ねた結果、別紙の通り答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程を十分尊重するとともに、下記の事項に留意されるよう要望します。

記

1 基本計画の策定の視点

市民主体のまちづくりを志向し、市民との情報共有、自助・共助・公助、参加・協働と生涯学習、そして成果を重視した基本計画とすること。

2 基本計画後期 5 年間の重点テーマについて精力的に取り組んでいくこと。

3 分野ごとの重点項目

- (1)保健医療福祉分野：子育てに関する施策の充実（親支援、親への教育、環境整備）、地域医療（ふくしあ）、障害者、救急医療に重点を置くこと。
- (2)環境生活分野：再生可能エネルギーの推進、木材の利活用、森林や海岸林の保全に重点を置くこと。
- (3)教育文化分野：幼稚園保育園のあり方の適正化、学校施設の耐震化をはじめとして学校教育環境の整備に重点を置くこと。
- (4)産業経済分野：雇用の確保、商業・農業の後継者育成、企業の誘致、シティプロモーションを志向した観光振興に重点を置くこと。
- (5)都市基盤分野：コンパクトシティの形成、生活と産業の両面からの中心市街地活性化の推進、ユニバーサルデザイン（誰にでも優しい都市環境の形成）に重点を置くこと。
- (6)防災危機管理分野：東日本大震災を踏まえた防災体制の見直し（津波対策、土砂災害、原発対策）に重点を置くこと。
- (7)協働・広域・行財政分野：横断的なプロジェクトに対応できる庁内体制の整備、新しい公共の推進、外国人対策（共生）に重点を置くこと。

5. 市民委員会委員名簿

氏 名	担当分野
榛 葉 進	Ⅰ 保健医療福祉
中 村 千 里	
森下 勢津子	
横 山 博 則	
米 田 博 文	
落 合 満 江	Ⅱ 環境生活
河 住 雅 子	
松 浦 昌 巳	
村 松 高 安	
村 松 み か	
宇佐美 千穂	Ⅲ 教育文化
小 澤 直 明	
小林 由貴美	
近 藤 光 博	
中山 キクエ	
大 岩 英 義	Ⅳ 産業経済
大 角 昌 巳	
太 田 聖 子	
馨 敏 郎	
松 本 睦 身	

氏 名	担当分野
石 山 有 子	Ⅴ 都市基盤
伊 藤 公 雄	
早 瀬 公 夫	
真 野 正 一	
八 木 修	
芹 澤 恒 吉	Ⅵ 防災危機管理
曾 根 順 子	
樋 口 京 一	
村 松 謙 一	
山 下 博 幸	
内 山 慧 照	Ⅶ 協働・広域・行財政
岸 川 順 子	
染 葉 祐 一 郎	
深 田 博	
山 崎 正 巳	

※敬称略、分野順・五十音順

6. 庁内策定組織名簿

【経営戦略会議】

職 名	氏 名	備 考
市 長	松 井 三 郎	
副市長	伊 村 義 孝	
教育長	杉 浦 靖 彦	
理事	松 井 孝	
理事兼総務部長	川 隅 庄 一	
企画政策部長	深 川 喜 春	
健康福祉部長	水 野 雅 文	
環境経済部長	廣 畑 雅 己	
都市建設部長	内 山 幸 年	
都市建設部参与	石 垣 俊 幸	平成24(2012)年1月～
南部行政事務局長	山 下 茂	
会計管理者	岩 本 克 治	
議会事務局長	岡 本 千 司	
水道部長	堀 川 久 史	
病院事務局長	松 浦 成 夫	
教育次長	竹 原 照 彦	
消防長	萩 田 龍 雄	

（財政担当）

財政課長	斉 藤 善 久	
財政課主幹兼財政係長	山 本 博 史	

（行革担当）

企画調整課行革推進係長	都 築 良 樹	
-------------	---------	--

（事務局）

企画調整課長	栗 田 博	
企画調整課主幹兼経営戦略係長	鈴 木 久 裕	

【庁内策定会議】

（保健医療福祉分野）

部	課	役職	氏 名
企画政策部	新病院建設事務組合	参与	中 山 富 夫
健康福祉部	福祉課 高齢者支援課 小笠老人ホーム 保健予防課 国保年金課 地域医療推進課	部長 課長 課長 参事 課長 課長 課長	水 野 雅 文 柴 田 茂 平 出 松 子 中 谷 金 松 子 山 崎 貞 子 清 水 眞 佐 臣 石 川 安 宏
病院事務局	経営企画課 医事課	事務局長 課長 課長	松 浦 成 夫 釜 下 道 治 松 浦 利 和
教育委員会	幼児教育課	次長 課長	竹 原 照 彦 佐 藤 益 男

（環境生活分野）

部	課	役職	氏 名
環境経済部	環境政策課 衛生施設組合 下水整備課 農林課	部長 課長 参与 課長 課長	廣 畑 雅 己 榛 村 吉 宣 溝 口 正 栗 田 稔 松 本 一 馬
都市建設部	都市整備課 道路河川課	部長 課長 課長	内 山 宰 年 新 堀 光 男 山 崎 賢 治
水道部	水道総務課 水道工務課	部長兼課長 課長	堀 川 久 史 中 村 儀 之

（教育文化分野）

部	課	役職	氏 名
企画政策部	生涯学習まちづくり課	部長 課長	深 川 喜 春 中 山 雅 夫
教育委員会	教育政策課 学務課 学校教育課 幼児教育課 社会教育課 図書館	次長 課長 課長 課長 課長 課長 館長	竹 原 照 彦 鈴 木 利 之 中 根 純 一 青 野 雅 和 佐 藤 益 男 大 川 原 淳 哲 綱 取 清 貴

（産業経済分野）

部	課	役職	氏 名
環境経済部	農林課 商業労政観光課 新産業推進課	部長 課長 課長 課長	廣 畑 雅 己 松 本 一 馬 岡 本 昌 太 安 藤 彰

(都市基盤分野)

部	課	役職	氏 名
都市建設部	都市政策課 都市整備課 道路河川課	部長 参与 課長 課長 課長	内 山 宰 年 石 垣 俊 幸 原 田 勝 新 堀 光 男 山 崎 賢 治

(防災危機管理分野)

部	課	役職	氏 名
総務部	管財課 市民安全課	理事兼部長 課長 課長	川 隅 庄 一 大 石 弘 美 鈴 木 直
都市建設部	都市政策課 道路河川課	部長 課長 課長	内 山 宰 年 原 田 勝 山 崎 賢 治
教育委員会	教育政策課	課長	鈴 木 利 之
消防本部	消防総務課 予防課 中央消防署 南消防署	消防長 課長 次長兼課長 署長 署長	萩 田 龍 雄 白 畑 喜 久 雄 萩 田 秀 之 太 田 幹 雄 青 野 敏 裕

(協働・広域・行財政分野)

部	課	役職	氏 名
行革担当		理事	松 井 孝
総務部	行政課 財政課 管財課 納税課 市税課	理事兼部長 課長 課長 課長 課長 課長	川 隅 庄 一 平 出 行 良 斉 藤 善 久 大 石 弘 美 小 田 勝 男 石 田 寿 美
企画政策部	企画調整課 生涯学習まちづくり課 IT 政策課 市民課	部長 課長 課長 課長 課長	深 川 喜 春 栗 田 博 中 山 雅 夫 鈴 木 裕 田 代 裕 子
南部行政事務局	大東支所 大須賀支所	事務局長兼支所長 支所長	山 下 茂 杉 山 仁
出納局		会計管理者	岩 本 克 治
議会事務局		局長	岡 本 千 司
監査委員事務局		事務局長	服 部 憲 成

【事務局】

役職	氏 名
企画政策部長	深 川 喜 春
企画調整課長	栗 田 博
企画調整課主幹兼経営戦略係長	鈴 木 久 裕
主 査	尾 崎 和 宏
主 任	杉 山 公 彦
主 事	泉 田 由 妃
主 事	佐々木 今日子
主 事	大 村 隆 也
主 事	山 本 邦 一

7. 用語解説

■あ行

【ICT】

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。日本では IT (Information Technology) が同義で使われているが、IT に「Communication(コミュニケーション)を加えた ICT の方が、国際的には定着している。

【アーカイブ化】

有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。

【アクティブユーザー・アクティブコミュニティ】

「地域 SNS e-じゃん掛川」において、1 ヶ月以内にログインがあったユーザー・団体のこと。

【新しい行政経営(ニューパブリックマネジメント)】

民間企業における経営の手法(業績主義、市場メカニズムの活用、顧客主義など)を公共部門に適用し、それにより行政サービスの効率化や質の向上を図るという考え方。

【意見公募(パブリックコメント)】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度のこと。

【インターンシップ】

会社などでの実習訓練のこと。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。就業体験ともいう。

【ALT(語学指導助手)】

Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいう。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する。

【SNS】

Social Networking Service の略で、人々のつながりをサポートするコミュニティ型のウェブサイト。

【NGO】

Non Governmental Organization の略で、非政府組織のこと。平和、人権、環境問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

【NPO】

Non Profit Organization の略で、特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

【沿道整備土地地区画整理事業】

地権者の現地残留希望や代替地希望に柔軟に対応して、幹線道路と沿道地域の一体的整備を推進する事業。

【汚水衛生処理率】

公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽による処理率の合計。

【オンラインコミュニティ、オフラインコミュニティ】

オンラインコミュニティとは、SNS 等のネットワーク上における人々の交流や結びつきのこと。オフラインコミュニティとは、実際の対面での人々の交流や結びつきのこと。

■か行

【かけがわ環境愛そう(ISO)キッズ事業】

日常生活での環境保全に配慮した行動を、小学生を対象に推進し、その取り組みを家族にまで広げることを目的とした事業。

【掛川市声掛け運動】

市内の協力をしていただける方に、地域でのあいさつや声かけ運動を実施していただく運動のこと。

【環境緩和手法(ミディゲーション)】

開発行為による環境への影響を、回避・低減・代償の3段階で影響を緩和する手法。環境影響評価(環境アセス)でも事業者の環境配慮手法としている。

【救命率】

目撃された心肺停止症例のうち、1 ヶ月後に生存していた人の割合。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

【グリーンツーリズム】

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々とのふれあいを楽しむ滞在型余暇活動のこと。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費などの義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標として用いられている。経常収支比率が高いほど、臨時の財政需要に充当できる財源が少ないことを表し、財政構造が弾力的でないといえる。

【コミュニティビジネス】

近隣の文化や観光資源、特産品や農水産物などの地域資源を活かしたサービス提供や商品販売の活動を通じて、地域社会の問題解決への貢献を図るビジネスのこと。地域住民の生きがい創出、多様な雇用機会の創出、地域経済の活性化など様々な効果が期待されている。

【コミュニティプラント】

地方自治体や公社、民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。小規模下水処理場(装置)と呼ばれることもある。

【コンパクトシティ】

「歩いて暮らせるまちづくり」という言葉に代表されるように、生活者が暮らすために必要な商業業務サービス機能が、自家用車を使わなくてもよい範囲にコンパクトに集約されたまちのこと。

■さ行

【財政力指数】

標準的な行政活動に要する一般財源必要額に対する、一般財源収入額の割合のこと。数値が大きいほど財政力が強いとされる。通常3か年平均で表される。

【自然渋滞箇所】

人口集中地区では、渋滞長 1,000m 以上、または通過時間 10 分以上渋滞する箇所をいい、それ以外の地区では、渋滞長 500m 以上、または通過時間 5 分以上渋滞する箇所をいう。

【自治体クラウド】

地方自治体の情報システムをデータセンターに移し、複数の市町村がシステムを共同で使うことができる環境、またはその環境をつくる取り組み。

【実質公債費比率】

地方自治体の財政規模に対する実質的な借入金の返済額の割合のこと。実質公債費比率が 18% 以上となると、地方債を発行するときに県の許可が必要になる。

【シティプロモーション】

地域の魅力を創造し、それを内外に効果的にアピールすることにより、人材・資金・情報の交流を進め、地域の持続的発展につなげること。

【市民総代会】

掛川市において市政の広報広聴を行う仕組みの一つ。市内自治区の区長・副区長・会計の三役を「市民総代」とし、「中央集会」、「地区集会」の開催を通じて、市長が市政情報の提供を行うとともに市民からの意見・要望・苦情・アイデアを聞き、まちづくりに活かしていこうとするもの。なお、集会での発言要旨は、市長区長交流控帖という冊子にまとめられる。

【障害者雇用率】

ハローワーク掛川管内(掛川市、菊川市、御前崎市)の 50 人以上の事業所における障害者雇用率を示す。

【小地域福祉ネットワーク活動】

日常の生活をする小地域単位で、高齢者や障害者のお宅などを、近隣住民やボランティアが見守り、必要な支援を行うことにより、安心して暮らすことのできる地域をつくることを目的に行われる活動。

【将来負担比率】

地方自治体が将来負担すべき実質的な負債の、その地方自治体の財政規模に対する割合のこと。350% 以上で早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務づけられる。

【ジョブコーチ制度】

障害者が一般の職場で働くことを実現するため、就労支援の専門職(ジョブコーチ)が、障害者と企業の双方を支援する制度。

【スマートコミュニティ】

都市全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用、交通システムや住民のライフスタイルの変革など、あらゆる側面から社会的インフラ及びシステムを統合的に管理・制御するという概念。

【スマートフォン】

個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話。

【ソーシャルメディア】

オンライン上で、ユーザー同士が情報を双方向に交換(送受信)することによって成り立っているメディア。あるいは、ユーザー間のコミュニケーションをサービスの主要価値として提供するサービスの総称。

■た行

【タウンモビリティ】

移動が困難な人のために移動手段(車イスなど)を用意すると共に歩道や通路等の整備を行って便宜を図ること。

【地域包括支援センター】

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

【中山間地域】

食料・農業・農村基本法では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されている。一般的には平坦な耕地が少なく、人口の密集も少ない山間部の農村地域を指す。

【テーマコミュニティ、ローカルコミュニティ】

テーマコミュニティは、「志縁団体」といい、同一目的の下に集まった市民の団体のこと。ローカルコミュニティは、「地縁団体」といい、自治区など地縁によるつながりである市民の団体のこと。

【デマンド型乗合タクシー】

利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に応える公共交通。電話で予約し、乗車、目的地まで向かう。乗り合いであるため、他にも同じ便に予約した人がいれば道順に回って目的地まで運行する。

【TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)】

Trans-Pacific Partnership の略で、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定のこと。

【特別支援教育】

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【ドメスティック・バイオレンス】

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。

【トランポックス】

足首、膝、腰への負担を少なくするために、ミニトランポリンの上でエクササイズを行う運動。

■な行

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した経営改善計画を基に農業の担い手として市町村が認定した農業者のこと。

【ネグレクト】

当然注意が向けられるべきものや人を無視すること。福祉の分野で使用される場合は、乳幼児や高齢者、病人など、要養育、要介護者に適切な衣食住を与えないこと、責任を放棄することをさす。

【農商工連携】

農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。

■は行

【バイオマス】

生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること、または、その生物体、生物資源を指す。

【バイスタンダー】

救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)のこと。

【ハザードマップ】

地震や洪水などの災害が起きたときの危険個所や、犯罪が発生した地点などを地図にまとめたもの。

【BOD(生物化学的酸素要求量)】

水質汚濁の指標。値が大きいほど水の汚れがひどく、アユの生息域はBOD3mg/l 以下と言われている。

【標準化死亡比SMR】

年齢構成比の異なる集団の死亡率を比較するための指標。この値が100以上であると、その集団の死亡率は高いといえる。

【ファミリー・サポート・センター事業】

登録した会員(依頼会員・提供会員)同士の合意の下に行う子育ての相互援助システムのこと。

【福祉バス】

一般的に高齢者などの交通弱者の外出支援と交流促進などを目的に、民間事業者を運行主体とした貸切乗合許可により運行されるバスのこと。

【ブログ】

個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なWebサイトの総称。

【ブロードバンド】

高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。一般には、ADSL や光ファイバーを使ったインターネットサービスを指す。

【辺地幹線道路】

掛川市においては、辺地総合整備計画に位置づけられた居尻黒俣線、高山西之谷線、明ヶ島線の3路線をいう。

■や行

【有収率】

配水量に対して実際に使用された水量の割合のこと。

【ユニバーサルデザイン】

年齢や障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

【幼保園】

幼稚園と保育園の一体的な施設。掛川市の場合、掛川市幼児教育振興計画の幼稚園・保育園の再編整備の方針(保育内容・施設・保育者等に関する幼保一元化の推進)に基づく施設。

■ら行

【レファレンスサービス】

図書館員が利用者の質問・相談を受けて、調査・研究のために必要な資料の紹介や資料を探すことを助けるサービス。

【6次産業化】

地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業(加工・販売等)に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組み。

■わ行

【ワーク・ライフ・バランス】

ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

第1次 掛川市総合計画 後期基本計画

【発 行】掛川市企画政策部企画調整課
〒436-8650 静岡県掛川市長谷1丁目1番地の1
TEL/0537-21-1127 FAX/0537-21-1167
E-mail kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp
<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp>

平成24年3月